

厚生労働省 令和6年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

介護職員の技能等に係る 評価のあり方に関する調査研究 事業報告書

令和7年3月



一般社団法人シルバーサービス振興会

ELDERLY SERVICE PROVIDERS ASSOCIATION

はじめに

我が国は、既に人口減少社会に突入しており、生産年齢人口（労働力）の急減が顕著となる中であって、全産業的に人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

特に介護分野においては、長年にわたり慢性的な介護人材不足が常態化していることから、多様な人材を量と質の両面から確保するための取組みが継続的に進められてきました。しかしながら、今後とも介護サービスの需要が高まることは確実で、都道府県が、第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）の介護サービス見込み量等に基づき推計した介護職員必要数の推計をみても、2026年度には約240万人、2040年度には約272万人となるなど深刻さを増しています。このため、引き続き、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人介護人材の受入環境整備など、総合的な介護人材確保対策が取り組まれています。

また、どのような産業分野であれ、いつの時代においても、次世代を担う若い世代の育成に取り組みながら、その技能（知識・技術）を継続・発展させてきました。

そのための方策として、国内の青年技能者（原則23歳以下）を対象に、技能競技を通じた努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の機運醸成を図ることを目的とした「技能五輪全国大会」が、1963年から開催されてきています。本年度、前述した介護分野の状況に鑑み、この大会に「介護職種」を追加することが、業界団体、職能団体等の協議を経て決定されました。

こうした背景の下、当会では、これまで、介護キャリア段位制度、介護技能実習評価試験の運営を通じて、介護職種の技能の評価に取り組んで参りました。こうした実績を踏まえ、令和5年度老人保健健康増進等事業の一環として「介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究事業」を実施し、広く、我が国における介護の技能評価に関する取り組み状況について調査・分析しました。

令和6年度においては、昨年度の成果を踏まえ、「技能五輪全国大会」に介護職種を追加することを前提として、学識者、有識者、関係する事業者団体、職能団体などからなる検討委員会を設置し、介護技能としての競技課題の内容と採点方式、競技実施にあたっての環境設定、参加資格、参加者の選抜方法、採点者の要件等について、検討を行って参りました。

本事業の検討にあたりご指導をいただきました検討委員会（委員長：小山秀夫兵庫県立大学社会科学部研究科特任教授）の皆様、厚生労働省関係部局（人材開発統括官、社会・援護局、老健局）の皆様、競技課題の試行実施等にご協力いただきました学校法人滋慶学園東京福祉専門学校の皆様、事務局支援にご協力いただいた㈱ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の皆様、深く感謝申し上げます。また、本調査研究事業の成果が、今後の介護人材確保対策の一助となり、次世代を担う青年技能者の増加に寄与できれば幸いです。

令和7年3月

一般社団法人シルバーサービス振興会

<目 次>

| | |
|---|-----|
| 第1章 介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究事業の実施概要 | 1 |
| 1 事業の背景・目的 | 1 |
| 2 事業内容 | 3 |
| 3 技能五輪全国大会への介護職種の追加方針 | 4 |
| 第2章 試行競技を通じた評価のあり方の検討 | 7 |
| 1 競技課題（対象となる介護の技能（知識・技術））の検討 | 7 |
| 2 評価（採点）基準の検討 | 20 |
| 3 評価（競技）環境の検討 | 37 |
| 4 試行競技の実施 | 45 |
| 5 試行競技を通じた評価のあり方の検討 | 60 |
| 第3章 介護技能に関する動画検証解析 WG 報告 | 113 |
| 1 ニューロリハビリテーションの研究と介護技術評価への活用可能性検討 | 113 |
| 2 介護動作の画像解析システム開発にあたって留意すべき事項 | 123 |
| 3 Human Motion Analytics 技術と介護技能評価への活用可能性 | 127 |
| 第4章 介護職種の技能競技評価のあり方について | 129 |
| 1 技能五輪全国大会に介護職種を追加する意義 | 129 |
| 2 評価の対象となる技能（知識・技術）の考え方 | 131 |
| 3 参加者（競技者）要件の考え方について | 136 |
| 4 介護競技の設定：模擬競技想定について | 138 |
| 5 評価・採点方法について | 143 |
| 6 評価者（審査員）の要件について | 149 |
| 7 その他、競技大会の運営に係る事項について | 151 |
| 8 技能五輪全国大会 介護職種の技能競技のあり方（案） | 153 |
| 9 介護職種の技能競技の評価のあり方：今後に向けた課題 | 159 |

第1章

介護職員の技能等に係る評価のあり方 に関する調査研究事業の実施概要

1 事業の背景・目的

(1) 事業の目的

我が国では、国内の青年技能者（原則23歳以下）を対象に、技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えると同時に、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能（知識・技術）の重要性及び必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成に資することを目的として、厚生労働省及び中央職業能力開発協会が主催者となり、技能五輪全国大会が開催されている。現在、当該大会に介護職種は含まれていないが、既に一部の民間団体等においては、介護職員の介護技術の向上や地域の介護への関心を深める観点等から、介護技術に関する競技大会が開催されている。

今後、介護サービスの需要が更に高まることが見込まれ、介護従事者の確保が喫緊の課題となる中であって、こうした技能競技の目的はもとより、介護従事者個人の技能の専門性が公平かつ適正に評価され、目標を持ちながら、やりがいを持って働き続けることができる環境を整え、次代を担う介護人材を育成していくことも極めて重要である。

中でも継続的に介護人材を確保していくためには、特に若い世代を中心として、介護職の専門的スキルが社会的に評価される機会を創出するとともに、介護職自身がモチベーションを高めていける環境づくりも重要となる。

そこで令和5年度は、技能五輪全国大会で既に対象競技となっている対人サービス（レストランサービス、理容・美容サービス）、都道府県や民間団体が実施している介護技術に関する競技大会について分析を行い、技能五輪全国大会に介護職種を競技追加することを想定した論点及び課題の整理を行った。

令和6年度においては、これらの論点や課題を踏まえ、具体的な介護職員の技能等の評価を実施する仕組みについて検討を行うとともに、介護現場において試行的に実施し、介護職種追加のための実践的検証を行うこととする。具体的には、競技課題の設定（対象となる介護の技能（知識・技術）の検討）、評価（採点）基準案の策定、評価手法及び評価者要件の設定、評価者の主観的ブレを解消するための方法等について検討を行う。また、こうした検討に基づき構築された評価の仕組みについて実際の介護施設・事業所等の協力のもとで試行的評価を実施し検証を行い、具体的な提言を行うこととする。

(2) 検討委員会における検討事項

介護事業者・施設の業界団体、職能団体、学識経験者、その他有識者等から構成する委員会を設置し、技能五輪全国大会に介護職種を追加することを想定した場合の検討を行った。(委員会：2回開催)

検討委員会 (委員は五十音順)

【委員長】

小山 秀夫 兵庫県立大学社会科学研究科 特任教授

【委員】

伊藤 優子 龍谷大学短期大学部 教授
及川 ゆりこ 公益社団法人 日本介護福祉士会 会長
櫻井 伸哉 社会福祉法人こうほうえん 法人本部長
真田 龍一 全国福祉高等学校長会 事務局長
筒井 孝子 兵庫県立大学社会科学研究科 教授
原口 恭彦 東京経済大学経営学部 教授
平川 博之 公益社団法人 全国老人保健施設協会 副会長
山田 淳子 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長

【オブザーバー】

厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省人材開発統括官 参事官(能力評価担当) 技能五輪国際大会推進室
中央職業能力開発協会

介護技能に関する動画検証解析WG (委員は五十音順)

【座長】

筒井 孝子 兵庫県立大学大学院 社会科学研究科 教授

【委員】

濱口 豊太 埼玉県立大学 保健医療福祉学部 作業療法学科 教授
本田 崇 富士通株式会社 人工知能研究所リサーチディレクター
松本 吉央 東京理科大学 先進工学部 機能デザイン工学科 教授
宮野 尚哉 立命館大学 理工学部 機械工学科 特任教授

【オブザーバー】

鈴木 和音 富士通株式会社 Human Digital Twin事業部

【業務支援】

株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所(中垣内、池田)

【事務局】

一般社団法人 シルバーサービス振興会(久留、稲葉、柳澤 他)

2 事業内容

(1) 介護職員の技能等の評価を実施する仕組みの検討

技能五輪全国大会の介護分野への追加を想定し、実行にむけての以下の事項の検討を行う。

- 競技の対象となる介護の技能（知識・技術）
- 競技参加者の要件（年齢、資格、職場、経験年数等）
- 競技課題の内容と採点方式（評価基準、評価手法等）
- 競技実施にあたっての環境設定、参加資格、参加者の選抜方式
- 評価者（採点者）の要件等

なお、介護分野は、多様なサービスからなる多様な団体を擁する領域であることを踏まえ、検討委員会での検討等を通じて、事業の主旨目的等について業界の合意形成を図る。

(2) 介護職員の技能等の評価を実施する仕組みに関し、評価の公平性、均質性等を確保するための科学技術活用の検討

介護職員の技能等の評価に関し、評価の公平性、均質性等を確保するための評価方策の検討として、先端技術活用の検討と試行的検証を行う。具体的には、動画検証解析WGを設置の上、センサー技術や画像解析技術の応用等により、介護技術の評価や技能の判定の際の評価者の主観的ブレの是正に資する方策についての検討を行う。

(3) 介護職員の技能等を評価する「評価基準」「評価手法」等の試行的検証のための調査分析

技能五輪全国大会の介護分野への追加を想定し、本事業で検討した介護職の技能競技における評価基準（案）、評価手法（案）等について、介護事業所・施設の協力を得て、試行検証を行う。

3 技能五輪全国大会への介護職種の追加方針

(1) 技能五輪全国大会について

技能五輪全国大会は、原則23歳以下の青年技能者がその技能レベルの日本一を競うことで、若年層の技能の向上を図るとともに、広く国民にもものづくり分野等の技能の重要性・必要性をアピールすることを目的に、昭和38年から毎年開催されており、幅広い職種を対象とする、唯一の全国レベルの技能競技大会である。

原則として、国際大会の前年に開催される大会は、翌年に開催される技能五輪国際大会（唯一の世界レベルの技能競技大会（隔年開催））の選手選考を兼ねている。

技能五輪全国大会の目的としては、青年技能者の技能レベル日本一を競う競技大会であること、次代を担う青年技能者に努力目標を与えること、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ること、また大会開催地域の若年者に優れた技能を身近に触れる機会の提供などがあげられる。令和6年度は第62回大会として、計41の競技種目、計976名の参加者で開催された。なお、令和10年度（2028年度）の国際大会は、日本（愛知県）での開催が決定したところである。技能五輪国際大会の日本での開催は、これまでに1970年（東京）、1985年（大阪）、2007年（静岡）と3回開催されており、国内外からの若手技能者が日本に集結し、優れた技能を競い合った。2028年度の日本での大会開催に向けても、改めて技能尊重機運の高まりへと繋がるのが期待される。

技能五輪全国大会について

- 技能五輪全国大会は、原則23歳以下の青年技能者がその技能レベルの日本一を競うことで、若年層の技能の向上を図るとともに、広く国民にもものづくり分野等の技能の重要性・必要性をアピールすることを目的に、昭和38年から毎年開催。幅広い職種を対象とする、唯一の全国レベルの技能競技大会。原則として、国際大会の前年に開催される大会は、翌年に開催される技能五輪国際大会＜唯一の世界レベルの技能競技大会（隔年開催）＞の選手選考を兼ねている。

第62回大会の概要

- 日程：令和6（2024）年11月22日（金）～25日（月）
※一部職種は先行して実施
- 競技会場：愛知県国際展示場 [Aichi Sky Expo] など13会場
- 参加者数：976名
- 競技職種：41職種



※写真は第61回大会

電子技術系（4）：メカトロニクス、電子機器組立て、電工、工場電気設備
 情報通信系（4）：ITネットワークシステム管理、情報ネットワーク施工、ウェブデザイン、移動式ロボット
 機械系（9）：機械組立て、プラスチック成型、精密機器組立て、機械製図、旋盤、フライス盤、試作モデル製作、自動車工、時計修理
 金属系（5）：構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、車体塗装
 建設・建築系（9）：タイル張り、配管、左官、家具、建具、建築大工、造園、冷凍空調技術、とび
 サービス・ファッション系（10）：貴金属装身具、フラワー装飾、美容、理容、洋裁、洋菓子製造、西洋料理、和裁、日本料理、レストランサービス

| | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 | 令和9(2027)年度 | 令和10(2028)年度 |
|----------|----------------|------------------|----------------------------|----------------------------|----------------|-------------|---------------|-------------|--------------|
| 技能五輪全国大会 | 愛知県 選手数944人 | 東京都 選手数1,028人 | 中央 (千葉県など) 選手数1,014人 | 中央 (愛知県など) 選手数1,010人 | 愛知県 選手数976人 | 愛知県 | 中央 (愛知県など) | 愛知県 | — |
| 技能五輪国際大会 | | | 15か国 分散開催 | | フランス (リヨン) | | 中国 (上海) | | 日本 (愛知県) |

第1回検討委員会厚生労働省提示資料より

(2) 技能五輪全国大会への介護職種追加の方針について

こうした背景の中、国内の青年技能者（原則23歳以下）を対象に実施する技能五輪全国大会に、令和8年度（2026年度）より、新たに介護を職種として追加する方針が正式に示された。

技能五輪全国大会は、製造業等のものづくりの技能を中心として発展してきた大会であり、その構成は、所定の場所（大会会場）にて、所定の条件（時間、競技用設備等）のもとで技能を競い合う。そして技能の優劣・卓越の判定にあたっては、成果物（作品）の出来栄が重要な要素となる。そこでは、製造や技術の熟練度を競い、成果物（作品）の完成度、精密さ、効率性、創造性等が評価される。

一方、今回追加競技となる介護分野は、サービスの無形性、消滅性、個別性といった特徴があり、技能はプロセス評価となる。無形性・消滅性を有する技能を提供し、利用者の尊厳、自立支援、安全、利用者とのコミュニケーションといった利用者との関わりが、「質」を構成するため、先行する他職種の競技とは、性質が大きく異なり、また技能競技の設計及び技能の優劣・卓越の判定の仕方は、介護特有の事項を整理し、それらを踏まえた設計とする必要がある。（第2章、第4章）

介護技能全国大会への競技追加にあたっては、「標準的な技能」を対象とする観点から、以下の競技設定方針が、国より検討段階において提示された。

介護職種追加 基本方針（国提示の方針）

- 施設介護及び居宅介護に共通する技能を対象とすること。
- 競技課題は、若年労働者の就労環境を反映したものとすること。
- 競技課題で設定する環境は、標準的なものとすること。
- 競技課題で設定する環境は、競技の客観的な評価を可能とすること。
- 「原則23歳以下」との参加者要件を定め、若年層の大会とすること。

本事業第1回検討委員会資料より。国提示資料をもとに本事業において整理したもの。

このため、本事業の検討においては上記の競技設定方針を踏まえ、介護技能評価のあり方を検討することとした。しかしながら上記の方針においても、そもそも介護分野における「標準的な技能」とは何かという点からの論の整理が必要となり、製造業等を中心とする技能五輪全国大会が示してきた競技方針が、「介護」には当てはまらない可能性があること、すなわち、「介護分野」の技能と、ものづくり等に示される技能とは性質が異なり、介護職種の競技大会化に向けては、介護独自の「目的（パーパス）」の提示が求められるとの議論がなされた。（第4章）

また、競技大会における評価の原則としては、技能五輪国際大会において、以下の原則が示されている。介護分野の競技追加及び評価のあり方の検討にあたっては、これらの原則も踏まえ、検討を行うこととした（第2章）。

技能五輪国際大会における評価の原則

| 原則 | 定義 |
|----------------------|--|
| Standard 基準 | 到達しているかどうかを評価（測定）できる設定された明確なものがあること。 |
| Authenticity 信憑性 | 評価結果が、間違いなく正しい人によってなされたものである証拠が存在すること。 |
| Currency 流通性 | 到達基準は最新であり、基準に関連していること。 |
| Validity 有効性 | 評価法は、基準が満たされていることを明確に示す証拠となること。競技委員は、評価と採点において完全性と非常に高い専門知識の両方を持っている必要がある。データと監査によってサポートされる監視と監督は、継続的な品質改善を支える必要がある。 |
| Fairness 公平性 | 全ての選手に基準を達成するための平等な機会と条件を与えること。 |
| Consistency 一貫性 | 基準は、すべての評価状況において全ての選手に一貫して適用されること。 |
| Manageability 管理性 | 評価管理は、リソースや選手に過度の負担をかけることなく実施できること。 |

出典：技能五輪国際大会エキスパート・アクセスプログラム資料
第61回技能五輪全国大会 運営委員・技術委員・競技委員合同委員会
資料2「競技課題の整合化と評価の適正化」より

第2章

試行競技を通じた評価のあり方の検討

1 競技課題（対象となる介護の技能（知識・技術））の検討

(1) 対象となる介護の技能の概念整理

令和5年度老人保健健康増進等事業「介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究 事業報告書」において、介護の技能を評価するにあたり、その対象となる技能についてどのように考えるかの概念整理が必要となることから、個人能力や組織の能力について整理が行われている。

その中では、介護分野の技能五輪全国大会の目的にあてはめ、先天的な個人の能力(Ability)に対する評価ではなく、また、競技中の行為・対応として表出される能力に対しての評価となることから、職務や役職を果たすための個人的実務能力(Competence)や専門実務能力(Core Competence)の評価でもない、学習を通じた技術の向上として「学習による能力」(Skill)の評価とすることとされている。

また、利用者への配慮の視点や共感力といった、介護の基本理念に紐づけられた行為・対応においても、表出される「学習による能力」(Skill)として基準化を図るともされている。

人の能力や組織の能力

| | Ability | Skill | Competence | Core Competence |
|------|-------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 意味 | 能力や技能全般 | 専門的な技能 | 行動を起こす根底 | 組織の核となる力 |
| 特色 | 上手にできる技能 | 職員としての技術 | 能力を発揮する源泉 | 追従を許さない強み |
| 例 | 運動などが得意 | 語学力が高い | 使命感など | 他者に対する差異力 |
| 力の源泉 | 先天的能力 | 学習による能力 | 個人的実務能力 | 専門実務力の結集 |
| 類似語 | Talent (先天的才能) | Capacity (取得能力) | Competency (特性) | Capability (実務能力) |

(2) 対象となる介護の技能の選定

① 技能選定の視点

対象となる介護の技能の選定にあたり、技能五輪全国大会競技規則が示す競技課題の前提条件として、「競技課題は、選手の職業的卓越性及び技能を示すものとなっていなければならない。」となっており、選手の職業的卓越性及び技能を示すためには、ベースとなる標準的な技能の選定が必要となることから、技能選定の視点を以下の通り整理した。

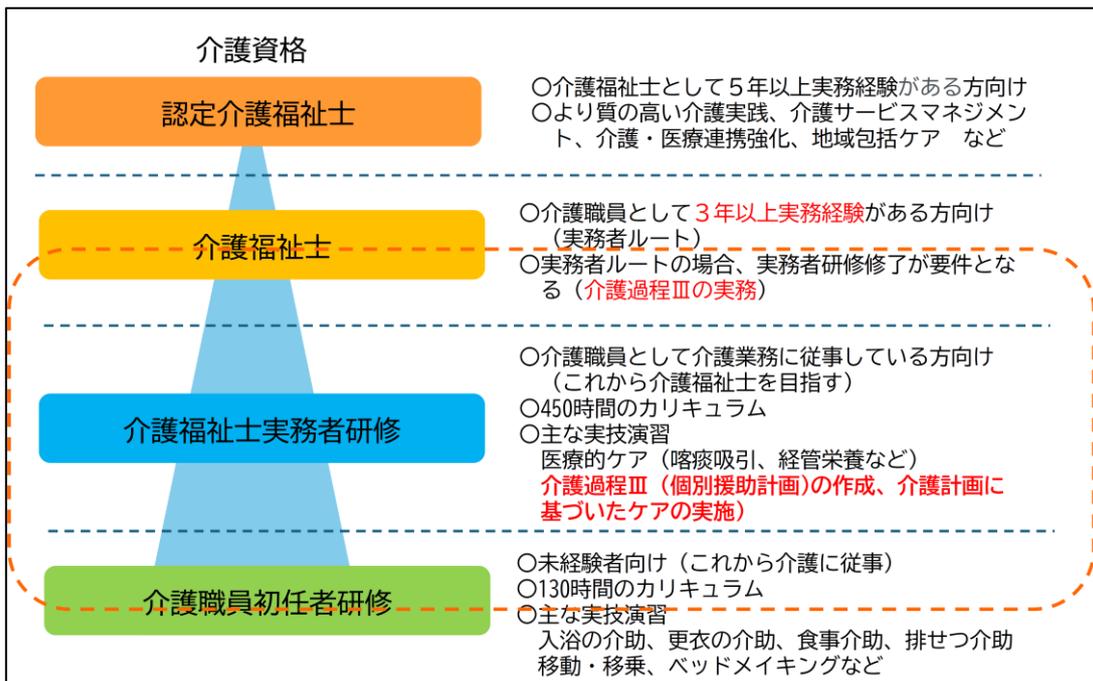
- 技能五輪全国大会は青年技能者を対象（原則23歳以下）とすることから、若年労働者の標準的な就労環境の中で行われる技能であること（※学生も含まれることの留意が必要）
- 個人の素質や特性ではなく、学習を通じて身につけることができる技能であること
- 選手が持っている介護の技能が競技中に表出される技能であること
- 施設介護及び居宅介護に共通する技能であること
- 職業的卓越性（抜きんてた実力）が現れる技能であること

② 標準的な技能のレベル設定

技能選定の視点を踏まえ、標準的な技能のレベルをどのあたりに設定するか、介護の資格に照らし合わせておおよそのスコープの検討を行った。

技能五輪全国大会は青年技能者を対象（原則23歳以下）としていることから、介護福祉士養成施設等にて学習過程である者、あるいは卒業後2・3年の実務経験を有している者、さらには、介護職員初任者研修修了後3・4年の実務経験を有している者が対象となると想定される。

これらのことを介護の資格に照らし合わせると、介護福祉士実務者研修修了者相当の技能のレベルを中心とした設定が妥当であると考えられ、技能について選定を進めることとした。



③ 介護キャリア段位制度を活用した技能の選定

介護福祉士実務者研修修了者相当の技能の選定にあたり、介護キャリア段位制度におけるレベル認定と照らし合わせた。

| レベル | わかる (知識) | できる (実践的スキル) |
|-----|---|--|
| 4 | 介護福祉士であること (国家試験合格) ※ 介護福祉士養成施設卒業生について、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4とする | 「基本介護技術の評価」、 「利用者視点での評価」、 「地域包括ケアシステム&リーダーシップに関する評価」 |
| 3 | 介護福祉士養成課程又は実務者研修修了 ※ 介護職員基礎研修修了でも可。 | 「基本介護技術の評価」、 「利用者視点での評価」 |
| 2 | 介護職員初任者研修修了 ※ ホームヘルパー2級研修又は1級研修修了も含む。 | 【レベル2②】 「基本介護技術の評価」、 「利用者視点での評価の一部 (「感染症対策・衛生管理」など)」、 【レベル2①】 「基本介護技術の評価 (状況の変化に応じた対応を除く)」 *介護福祉士養成課程において、レベル2①の評価基準を用いた実習の実施を推進 |
| 1 | | |

介護福祉士実務者研修修了者相当については、介護キャリア段位制度の「レベル3」認定相当としている。「レベル3」では実践的スキルとして「基本介護技術の評価」並びに「利用者視点での評価」の評価において「できる」と評価した際に認定取得を可能としている。「基本介護技術の評価」並びに「利用者視点での評価」の対象となる介護技能 (評価項目) の内訳は以下の通りとなっている。

| 中項目 | 小項目 (略称) | レベル2① | レベル2② | レベル3 | レベル4 | |
|---------------------|---------------------|---------------------|--------|--------|--------|---|
| I 基本介護技術の評価 | 1. 入浴介助 | (1) 入浴前の準備 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 衣服の脱着 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (3) 洗体の介助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (4) 湯拭の介助 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | ○ |
| | 2. 食事介助 | (1) 食事前の準備 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 食事介助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (3) 口腔ケア | 条件付き選択 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | ○ |
| | 3. 排泄介助 | (1) 排泄の準備 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 排泄介助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (3) おむつ交換 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | ○ |
| | 4. 移乗・移動・体位変換 | (1) 起床の介助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 車いす移乗 (一部介助) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (3) 車いす移乗 (全介助) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (4) 杖歩行介助 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | ○ |
| | | (5) 体位変換 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5. 状況の変化対応 | (1) 咳やむせこみの対応 | | ○ | ○ | ○ | |
| | (2) 便・尿の異常の対応 | | ○ | ○ | ○ | |
| | (3) 皮膚の異常の対応 | | ○ | ○ | ○ | |
| | (4) 認知症の方への対応 | | ○ | ○ | ○ | |
| II 指導的・専門的・連携的評価 | 1. 利用者・家族のコミュニケーション | (1) 相談・苦情対応 | | ①のみ○ | ○ | ○ |
| | | (2) コミュニケーション | | | ○ | ○ |
| | 2. 介護過程の展開 | (1) 利用者情報の収集 | | | ○ | ○ |
| | | (2) 個別介護計画の立案 | | | ○ | ○ |
| | | (3) 個別介護計画に基づく支援実践 | | | ○ | ○ |
| | | (4) 個別介護計画の評価 | | | ○ | ○ |
| | 3. 感染症対策衛生管理 | (1) 感染症予防対策 | | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 感染症発生時対応 | | 選択 | 選択 | ○ |
| | 4. 事故発生防止 | (1) ヒヤリハットの対応 | | ①のみ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 事故発生時対応 | | | ○ | ○ |
| | | (3) 事故報告書作成 | | | ○ | ○ |
| | 5. 身体拘束防止 | (1) 身体拘束防止に向けた対応 | | | ○ | ○ |
| | | (2) 身体拘束の手続 | | | ○ | ○ |
| | 6. 終末期ケア | (1) 終末期の利用者福祉把握 | | | 選択 | ○ |
| | | (2) 終末期の医療機関等連携 | | | 選択 | ○ |
| III ムもリーダーシップ | 1. 地域包括ケアシステム | (1) 地域内社会資源との情報共有 | | | | ○ |
| | | (2) 地域内社会資源との業務協力 | | | | ○ |
| | | (3) 地域内関係組織との交流 | | | | ○ |
| | | (4) 地域包括ケアシステムの管理業務 | | | | ○ |
| | 2. リーダーシップ | (1) 現場での技術指導 | | | | ○ |
| | | (2) 部下の業務支援 | | | | ○ |
| | | (3) 評価者としての評価 | | | | ○ |

「レベル3」認定の対象となる介護技能（評価項目）についてみて見ると、「入浴介助」「食事介助」「排泄介助」「移乗・移動・体位変換」といった基本介護技術をはじめとして、「介護過程の展開」「感染症対策・衛生管理」「事故発生防止」といった項目で構成されている。項目の詳細を確認すると、「個別介護計画の立案・評価」「感染症発生時の対応」「事故発生時の対応」「身体拘束の手続き」といった、介護キャリア段位制度の特徴である介護現場での実践スキルを評価する項目が含まれている。

技能選定の視点あるいは標準的な技能のレベル設定で鑑みた際、これら介護現場で学習し習得することができる技能については、特に学習過程であり介護現場の実践が無い、あるいは浅い者にとっては、「学習を通じて身につけることができる技能」とすることが困難であると考えられた。

そこで、「レベル3」の下位レベルである「レベル2②」の介護技能（評価項目）について技能選定の検証を行った。検証の視点として、

- 青年技能対象・・・青年技能者を対象（学生含む）とする技能であるか
- 競技中の表出・・・介護の技能が競技中に表出される技能であるか
- 施設及び居宅・・・施設介護及び居宅介護に共通する技能であるか
- 差異表出・・・職業的卓越性（抜きんでた実力）が現れる技能であるか

についてそれぞれ検証しフラグ付けを行った。

技能選定の視点マトリクス

| 基本介護技術 | | 青年技能対象 | 競技中の表出 | 施設及び在宅 | 差異表出 |
|-------------|--------------------------------|--------|--------|--------|------|
| 入浴介助 | (1) 入浴前の確認ができる | ○ | ○ | ○ | △ |
| | (2) 衣服の着脱ができる | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (3) 洗体ができる | ○ | △ | ○ | ○ |
| | (4) 清拭ができる | ○ | △ | ○ | ○ |
| 食事介助 | (1) 食事前の準備を行うことができる | ○ | ○ | ○ | △ |
| | (2) 食事介助ができる | ○ | △ | ○ | ○ |
| | (3) 口腔ケアができる | ○ | △ | ○ | ○ |
| 排泄介助 | (1) 排泄の準備を行うことができる | ○ | ○ | ○ | △ |
| | (2) トイレでの排泄介助ができる | ○ | △ | ○ | ○ |
| | (3) おむつ交換を行うことができる | ○ | △ | ○ | ○ |
| 移乗・移動・体位変換 | (1) 起居の介助ができる | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (2) 一部介助・車いすへの移乗ができる | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (3) 全介助・車いすへの移乗ができる | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (4) 杖歩行の介助ができる | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (5) 体位変換ができる | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 状況の変化に応じた対応 | (1) 咳やむせこみに対応できる | ○ | △ | ○ | ○ |
| | (2) 便・尿の異常に対応できる | ○ | △ | ○ | ○ |
| | (3) 皮膚の異常に対応できる | ○ | △ | ○ | ○ |
| | (4) 認知症の方がいつもと違う行動を行った場合に対応できる | ○ | △ | ○ | ○ |

| 利用者視点での評価 | | 青年技能対象 | 競技中の表出 | 施設及び在宅 | 差異表出 |
|-------------------|--|--------|--------|--------|------|
| 利用者・家族とのコミュニケーション | (1) 相談・苦情対応ができる レベル3 | △ | △ | △ | ○ |
| | (2) 利用者特性に応じたコミュニケーションができる | ○ | △ | △ | ○ |
| 介護過程の展開 | (1) 利用者に関する情報を収集できる | △ | △ | △ | ○ |
| | (2) 個別介護計画を立案できる | × | × | △ | ○ |
| | (3) 個別介護計画に基づく支援の実践・モニタリングができる レベル3 | × | × | △ | ○ |
| | (4) 個別介護計画の評価ができる | × | × | △ | ○ |
| 感染症対策 ・衛生管理 | (1) 感染症予防対策ができる | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (2) 感染症発生時に対応ができる | × | × | △ | ○ |
| 事故発生防止 | (1) ヒヤリハットの視点を持っている | ○ | △ | △ | ○ |
| | (2) 事故発生時の対応ができる レベル3 | × | △ | △ | ○ |
| | (3) 事故報告書を作成できる | × | × | △ | ○ |

これらの結果に基づき、「移乗・移動・体位変換」を中心に、「入浴介助」「食事介助」「排泄介助」を組み合わせ、「状況に応じた対応」「感染症予防対策」「ヒヤリハットの視点」の要素を加えたとの方向性で検討を進めることとした。

(3) 競技課題としての介護技能の構成検討

競技課題を検討する上で、競技時間が大きな要素となる。通常、一つの介助行為について15分から20分程度であるため、一競技あたりの標準時間として15分から20分程度を想定し、長くとも30分以内で終了する構成にする必要がある。そこで、選定された介護の技能を「入浴介助」「食事介助」「排泄介助」の3課題に分け、それぞれについて「移乗・移動・体位変換」の介護技能を付け加えることで競技課題の構成を検討した。また、皮膚の異常への対応については「入浴介助」に、むせこみへの対応については「食事介助」に、更には感染症予防対策については「排泄介助」に組み込むことの検討を行った。

試行競技に向けた競技課題構成案

| 競技番号 | 競技種別 | 試行競技構成内容 |
|------|------|---|
| 課題1 | 入浴介助 | 移動介助（杖歩行）⇒移乗介助⇒移動介助（手引き）⇒入浴介助⇒皮膚の異常への対応 |
| 課題2 | 食事介助 | 移動介助（歩行器）⇒移乗介助⇒食事介助⇒むせこみの対応 |
| 課題3 | 排泄介助 | 起居介助⇒移乗介助⇒移動介助（車いす）⇒排泄介助⇒感染症予防対策 |

(4) 試行競技課題の検討

試行競技に当たり、競技者用に示すものとして、競技者が行う介護を示した「競技課題」、一連の流れを示した「競技工程概要」、更には介護の対象となる高齢者（以下、利用者という。）の状態像を示した「アセスメントシート」の3種類の書類について、3課題分検討し、試行競技に向けて準備を行った。

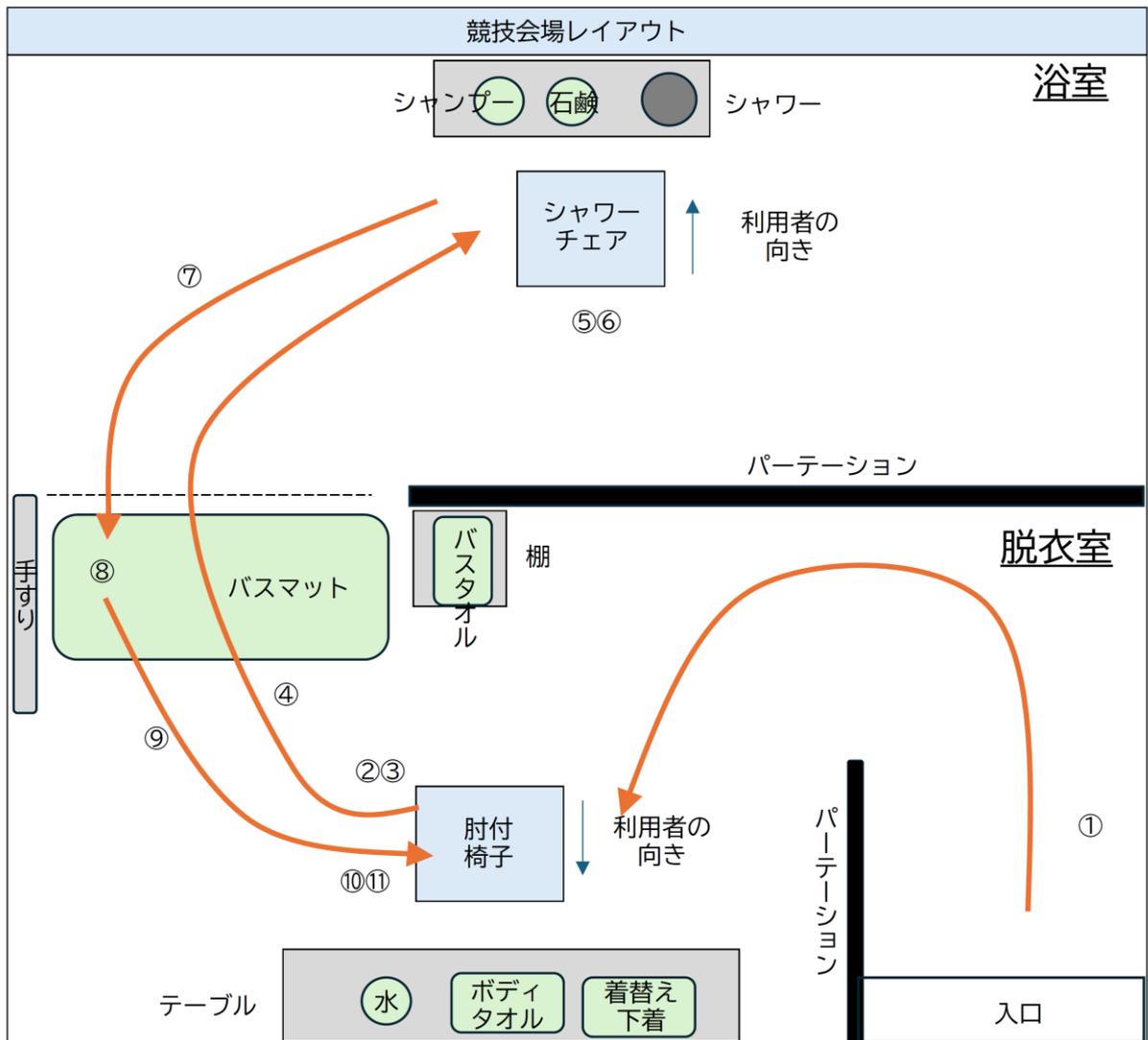
試行競技に向けた競技課題構成案を受けて、競技者が行う介護についてシナリオ（工程）を作成し、評価の対象となる介護について検討を行った。なお、利用者の尊厳、自立支援、利用者並びに介護者の安全への配慮といった介護の基本理念に基づく介護技能の評価ができるよう検討した。

① 競技課題1：入浴介助

競技課題

| 場所 | 項番 | 競技内容 | |
|--------|---|---|-----------|
| 脱衣室 | ● | 3動作杖歩行介助、脱衣介助、患側を支える歩行介助 | |
| | ① | 入り口から脱衣室にある椅子まで、3動作杖歩行介助を行ってください。 | |
| | ② | 椅子への着座介助を行ってください。 | |
| | ③ | 脱衣介助を行ってください。(ボディタオルを活用) | |
| | ④ | 椅子からの立ち上がりの介助をしてください。また、シャワーチェアまで、利用者の患側を支える歩行介助を行ってください。 | |
| 浴室 | ● | 入浴介助（シャワー浴）、患側を支える歩行介助 | |
| | ⑤ | シャワーチェアへの着座介助を行ってください。 | |
| | ⑥ | シャワーと持参したタオルを使って洗身（疑似）を行ってください。 | |
| | ⑦ | シャワーチェアからの立ち上がりの介助を行い、浴室の入り口まで利用者の患側を支える歩行介助を行ってください。 | |
| 脱衣室 | ● | 患側を支える歩行介助、着衣介助 | |
| | ⑧ | 浴室入り口のバスマットのところで拭き取り（疑似）を行ってください。 | |
| | ⑨ | 脱衣室の椅子まで、利用者の患側を支える歩行介助を行ってください。 | |
| | ⑩ | 椅子への着座介助を行ってください。 | |
| | ⑪ | 着衣介助を行ってください。 | |
| 競技時間 | 30分 | 競技場所 | 脱衣室 及び 浴室 |
| 利用者状態像 | 右上下肢不全麻痺（詳細はアセスメントシート参照）、杖歩行 | | |
| 競技開始前提 | <ul style="list-style-type: none"> 事前にバイタルチェックを終えており、バイタル記録は脱衣室のテーブルに置いてあるものとします。 浴室内の石鹸・シャンプー・シャワーチェア、バスタオルは準備済みとします。 着替え・ボディタオルは、脱衣室のテーブル上に置いているものとします。 | | |
| 競技留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 自立支援・重度化防止の観点から、利用者ができることは自身で行ってもらうよう促すものとしてください。 脱衣と着衣は上着・ズボンまでとしてください。(下着は省略) 利用者役が着ている肌着・レギンスは肌とみなして競技を行ってください。 シャワーから水は出ないが、出ているものとして競技を行ってください。 洗身は利用者役の肌に触れず疑似で行ってください。 | | |

競技工程概要



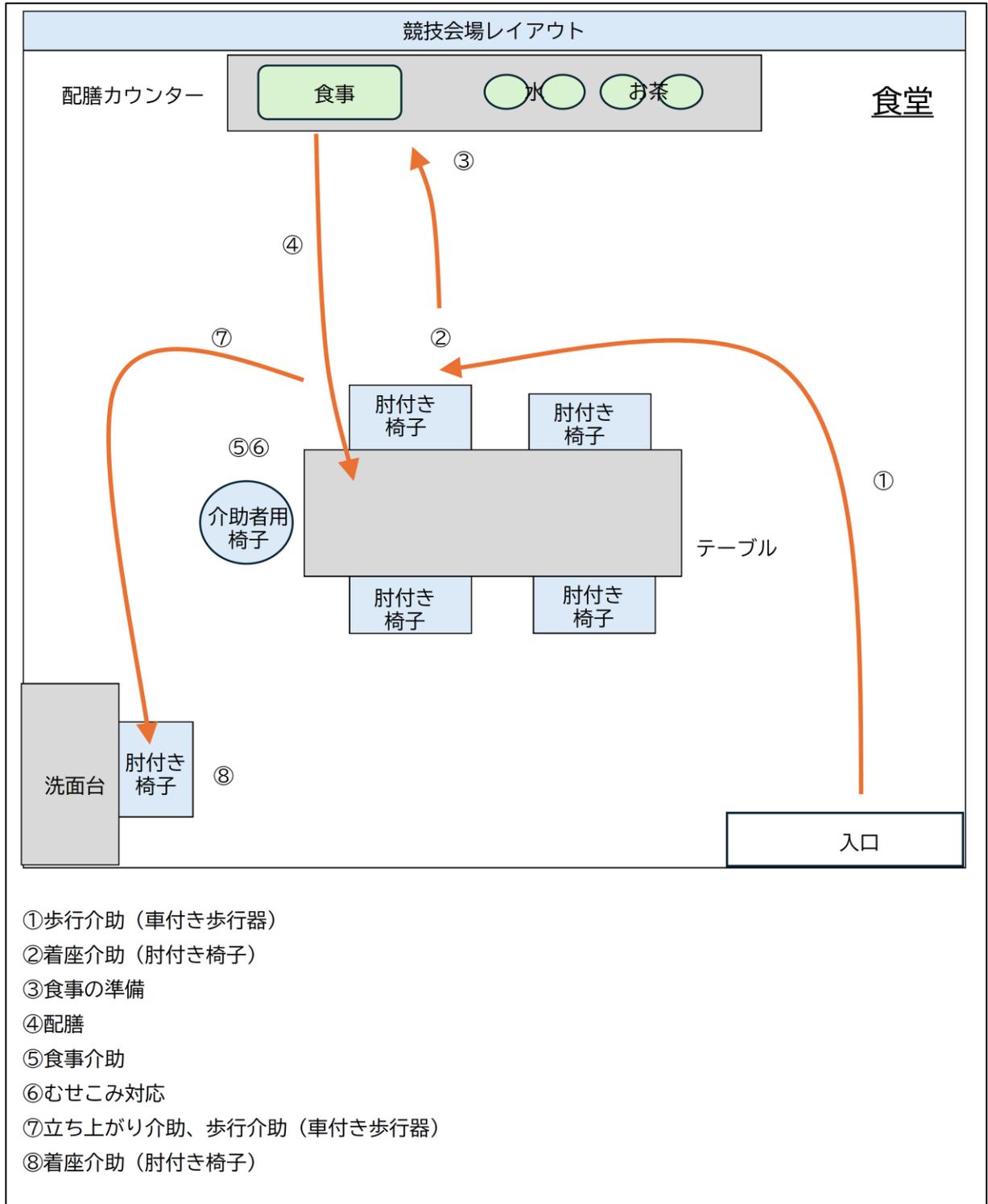
- ①杖歩行介助
- ②着座介助（椅子）
- ③脱衣介助
- ④立ち上がり介助、歩行介助（寄り添い）
- ⑤着座介助（シャワーチェア）
- ⑥入浴介助（洗身）

② 競技課題2：食事介助

競技課題

| 場所 | 項番 | 競技内容 | |
|--------|--|--|----|
| 食堂 | | ● 歩行介助（車付き歩行器） | |
| | ① | 入り口からテーブルまで車付き歩行器による歩行の介助を行ってください。 | |
| | ② | 肘付き椅子への着座介助を行ってください。 | |
| | | ● 食事の準備 | |
| | ③ | 配膳カウンターに移動して、利用者の食事の準備を行ってください。 | |
| | ④ | テーブルまで食事と飲み物を運び、配膳を行ってください。 | |
| | | ● 食事介助 | |
| | ⑤ | 利用者に食事をとってもらい、食事介助を行ってください。 | |
| | ⑥ | むせこみがあった場合はその対応を行ってください。 | |
| | | ● 歩行介助（車付き歩行器） | |
| | ⑦ | 肘付き椅子からの立ち上がりの介助を行い、洗面台まで車付き歩行器による歩行の介助を行ってください。 | |
| | ⑧ | 肘付き椅子への着座介助を行ってください。 | |
| 競技時間 | 20分 | 競技場所 | 食堂 |
| 利用者状態像 | （詳細はアセスメントシート参照）、歩行器利用 | | |
| 競技開始前提 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事は調理済みで、配膳カウンターに利用者の分の食事が準備されているものとします。 ・飲み物は、水（温・冷）・お茶（温・冷）が用意されているものとし、好みで選ぶことができるものとします。 | | |
| 競技留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援・重度化防止の観点から、利用者ができることは自身で行ってもらうよう促すものとしてください。 ・実際に食事は食べませんが、食べているものとして競技を行ってください。 ・むせこみがあることも想定して競技を行ってください。 ・食事は全て完食したのものとして競技を行ってください。 | | |

競技工程概要

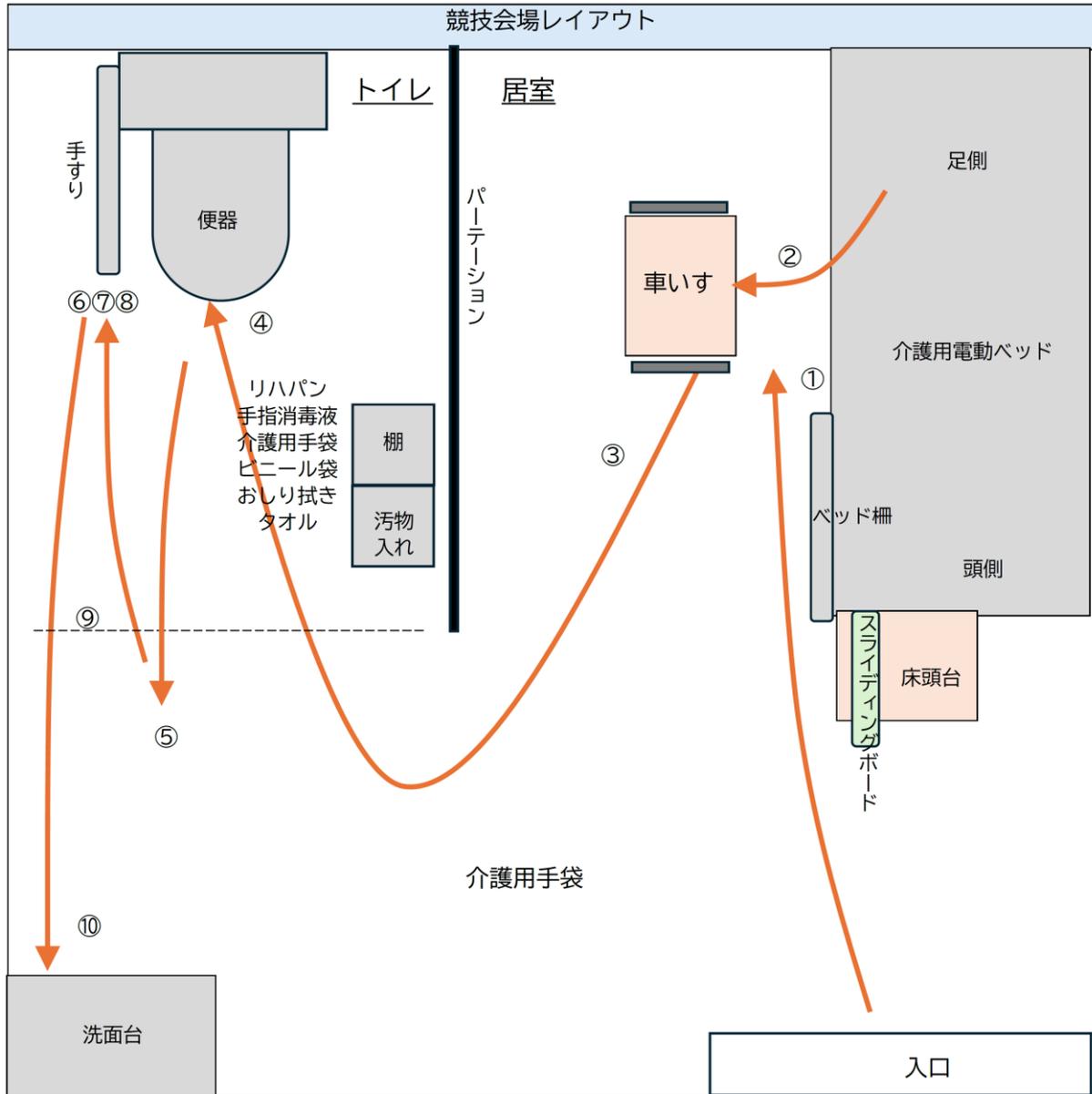


③ 競技課題3：排泄介助

競技課題

| 場所 | 項番 | 競技内容 | |
|--------|--|--|-----------|
| 居室 | | ● 起居介助、車いす移乗介助、車いす移動介助 | |
| | ① | 臥床中の利用者の起居介助（端座位）を行ってください。 | |
| | ② | ベッドから車いすへの移乗介助をスライディングボード使用にて行ってください。 | |
| | ③ | トイレまで車いすの移動介助を行ってください。 | |
| トイレ | | ● 車いす移乗介助、排泄介助、感染症予防対策 | |
| | ④ | 手すりを利用して、車いすから便座に座ってもらうまでの介助を行ってください。 | |
| | ⑤ | プライバシーに配慮した排泄介助（清潔保持含む）を行ってください。 | |
| | ⑥ | はいているリハビリパンツに汚染があったものとして、交換を行ってください。 | |
| | ⑦ | （手すりを利用して）便座から車いすに座ってもらうまでの介助を行ってください。 | |
| | ⑧ | 汚物がついたリハビリパンツの処理を行ってください。 | |
| | ⑨ | 洗面台まで車いすの移動介助を行ってください。 | |
| | ⑩ | 利用者に手洗いをしてもらってください。 | |
| 競技時間 | 30分 | 競技場所 | 居室 及び トイレ |
| 利用者状態像 | （詳細はアセスメントシート参照）、車いす利用 | | |
| 競技開始前提 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ナースコールにてトイレに行きたい旨の連絡があったところとします。 | | |
| 競技留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援・重度化防止の観点から、利用者ができることは自身で行ってもらうよう促すものとしてください。 ・ 介護用電動ベッドはフラットな状態としてください。 ・ 腰痛予防の観点から、スライディングボードを利用して車いす移乗介助を行ってください。 ・ 利用者役が着ている肌着・レギンスは肌とみなして競技を行ってください。 ・ 下着（リハビリパンツ）に汚物がついていたとして競技を行ってください。 ・ トイレ・洗面台は水は流れませんが、流れるものとして競技を行ってください。 | | |

競技工程概要



- ①起居介助
- ②移乗介助（ベッドから車いす）
- ③車いす移動介助
- ④手すりを活用した移乗介助（車いすから便座）
- ⑤排泄介助
- ⑥下着交換（リハビリパンツ交換）
- ⑦手すりを活用した移乗介助（便座から車いす）
- ⑧感染症予防対策
- ⑨車いす移動介助
- ⑩清潔保持支援

③

「アセスメントシート」については3課題分それぞれで状態像を設定することでの検討を行ったが、試行競技にあたっては3課題分それぞれについて利用者の状態像を設定すると、3課題分それぞれで利用者役への設定が必要となり、ブレが生じ易くなることから、「アセスメントシート」については3課題共通となるよう検討を行い、以下の通りとした。なお、同性介助の観点から、利用者については男性・女性それぞれについて身長・体重の設定を行った。

アセスメントシート（3課題共通）

| 【基本情報】 | | ※（）内は女性利用者とする。 | | | |
|------------------|--|--|------------|---------------|-------------|
| ふりがな | たかはし たろう（はなこ） | <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 | 生年月日 | 昭和13年1月1日 87歳 | |
| 利用者名 | 高橋 太郎（花子） | | | | |
| 【主訴・意向】 | | | | | |
| 利用者の主訴・意向 | 再発に気を付けながら、体調や体の動きを良くして、以前のように家族と一緒に外食に行ったり、歌の会に通ったりできるようになりたいです。 | | | | |
| 家族の主訴・意向 | 【長男嫁】 今後は私も仕事の日数を増やしたいと思っています。できるだけ家で過ごさせたいので、日中のトイレなど、身の回りの動作が自身で行えるようになると助かります。家族みんなで一緒に外食に出かける本人の希望を叶えてあげたいと思います。 | | | | |
| 【認定情報・日常生活自立度】 | | | | | |
| 要介護度 | 要介護2 | 障害高齢者の日常生活自立度 | A 2 | | |
| | | 認知症高齢者の日常生活自立度 | II b | | |
| 【現在利用している介護サービス】 | | | | | |
| 介護サービス | <ul style="list-style-type: none"> 通所介護 短期入所生活介護 福祉用具貸与 | | | | |
| 【健康状態】 | | | | | |
| 既往歴 | 病名 | | | 発症時期 | |
| | 高血圧症 | | | 発症時期不詳 | |
| | 脳梗塞 | | | 令和2年2月 | |
| 身長 | 171 (158) cm | 体重 | 70 (55) kg | BMI | 23.9 (22.0) |
| 麻痺の有無 | 右上下肢不全麻痺 | 拘縮の有無 | 肩関節 | 利き手 | 右 |
| 褥瘡 | 無し | 感染症 | 無し | BPSD | 無し |
| 皮膚疾患 | 症状 | | | 処置 | |
| | ・無し | | | | |
| 服薬 | ・降圧剤【夕1回】 | | | | |

【ADL】

| | | | | | |
|-------|-------------|----------|-------------|--------|--------------|
| 寝返り | 何かにつかまればできる | 起き上がり | 何かにつかまればできる | 座位保持 | 自分の手で支えればできる |
| 立ち上がり | 何かにつかまればできる | 両足での立位保持 | 何か支えがあればできる | 片足での立位 | 何か支えがあればできる |
| 歩行 | 何かにつかまればできる | 移乗 | 一部介助 | 移動 | 一部介助 |

■ 移乗・移動に関する特記事項

- ・【移乗・移動】平坦な場所では杖を使用して移動する。移動・移乗ともに動き出し・方向転換等でふらつくことあり、一部介助が必要。夜間の移動は覚醒状態が不良のため、転倒リスクが高く車いすを使用し介助で行う。ベッドから車いすへの移乗は、スライディングボードを使用して行う。

【入浴に関する状況】

| | | | | | |
|-------|------|---------|------|----|------|
| 洗身 | 一部介助 | 洗顔 | 一部介助 | 整髪 | 一部介助 |
| 上衣の着脱 | 一部介助 | ズボン等の着脱 | 一部介助 | | |

■ 入浴に関する特記事項

- ・【入浴】主治医より収縮期血圧100mmHg以上160mmHg以下で入浴可の判断基準とするよう指示あり。
- ・【洗身】左手の届く箇所は自身で洗う事ができる。背部・頭・足元などは介助が必要。
- ・【脱衣】上衣は、ボタンを外すことはできるが、それ以外の動作には介助が必要。ズボン等は、健側のみ、膝まで下ろす動作はできるが、それ以外の動作には介助が必要。
- ・【着衣】上衣は、ボタンを留めることはできるが、それ以外の動作には介助が必要。ズボン等は、健側のみ、膝から引き上げる動作はできるが、それ以外の動作には介助が必要。

【食事に関する状況】

| | | | | | |
|------|------|------|------|--|--|
| 食事摂取 | 一部介助 | 口腔清潔 | 一部介助 | | |
|------|------|------|------|--|--|

■ 食事に関する特記事項

- ・【摂取】スプーンやフォークを使って自身で摂取するが、途中でうまくすくえなくなること等があり、介助が必要。えん下機能の低下により、ため込みやむせ込みがみられる。
- ・【食形態】一口大
- ・【口腔ケア】義歯の着脱やうがいにはできるが、ブラッシングは介助が必要。

【排泄に関する状況】

| | | | | | |
|----|------|----|------|--|--|
| 排尿 | 一部介助 | 排便 | 一部介助 | | |
|----|------|----|------|--|--|

■ 排泄に関する特記事項

- ・【排尿・排便】ズボンの上げ下ろしについて、健側のみ膝から上げる、膝まで下ろす動作はできるがそれ以外は介助が必要。ペーパーでの拭き上げは自身で行う。夜間のトイレへの移動は覚醒状態が不良のため、転倒リスクが高く、車いすを使用し介助で行う。

【コミュニケーションにおける理解と表出の状況】

| | | | | | |
|-------------|----|------|-------|-----------|-----------|
| 視力 | 普通 | 聴力 | 普通 | 他者への意思の伝達 | ときどき伝達できる |
| 介護に係る指示が通じる | はい | 外出頻度 | 週1回以上 | | |

■ コミュニケーションにおける理解と表出に関する特記事項

- ・脳梗塞後遺症のため言葉が出づらく、意思表示はできるが「はい・いいえ」「手伝って」「大丈夫」「おいしい」「わからない」などの短い返答に限られる。
- ・簡潔な質問の理解や会話はできるが、複雑な内容になると理解できない様子がある。
- ・介護者の声かけにより、協力動作ができる。

2 評価（採点）基準の検討

（1）評価（採点）基準の概念整理

令和5年度老人保健健康増進等事業「介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究 事業報告書」において、介護の技能を評価するにあたり、その評価基準についてどのように考えるかの概念整理が行われている。

その中では、ある程度は客観的な評価基準を整えられるものの、言語化された行為や対応だけではわからない面についての評価には、評価者による主観的な評価が含まれてくことや、客観的なスキル評価として、介護キャリア段位制度の評価基準や介護過程の展開の手順など、理論的な手順を示した既存の指標も活用可能であること、また、技術的なミニマムな部分と、プラスアルファとして、利用者に寄り添う部分について、主観の集合体としての評価を組み合わせるという二段構えにするという評価方法も考えられる、さらには、競技大会であれば、評価の再現性や公平性というものが求められ、利用者の尊厳や思いや自立支援などの評価は、フィギュアスケートでいえば「芸術点」になる、といったこととされている。

技能五輪全国大会における競技規則においては、客観的な評価基準については、技能五輪全国大会における客観採点（以下、メジャメントという。）となり、正確性、精密度など客観的に測定できる技能を評価するために使用され、「採点基準に一致するか否か」で採点される、となっている。

一方、主観的な評価基準については、技能五輪全国大会における主観採点（以下、ジャッジメントという）となり、採点者の見解の相違があるかもしれない技能の質、卓越性及び美観等を評価するために使用され、複数名の競技委員により採点を実施、となっている。

(2) 評価（採点）基準の作成方針

技能五輪全国大会、技能五輪世界大会の採点基準設計を参考に、メジャメント（測定）評価並びにジャッジメント（判定）評価からなる採点基準の検討を行った。

- メジャメント評価：採点項目に対して選手が出来たか出来なかったかを判断をする。
 - ・ 基準を達成：満点
 - ・ 基準の一部を達成：部分点
 - ・ 達成していない：評点なし

- ジャッジメント評価：採点項目に対して選手がどの水準で出来ているかを判断する。
採点項目に対して0から3（点数ではない）までの4段階の判定基準を設け採点を行う。
 - ・ 0 業界の水準以下の実技
 - ・ 1 業界の水準を満たす実技
 - ・ 2 業界の水準を満たしており、いくつかの部分においては業界水準を上回る実技
 - ・ 3 全体的に業界の水準を上回り、優秀と判断される実技

① メジャメント評価

介護キャリア段位制度の評価基準を活用し、技能五輪全国大会競技規則の大項目・中項目・小項目・詳細に即すよう整理し、介護行為・対応として表出するものを細則基準として作成することとした。

また、評価者が連続する介護行為（競技）の中で、どの部分に着眼するか、杖歩行介助、着座介助など、それぞれの介護行為ごとに分解し、「声かけ」の有無、「介護者」の行為、介護を受けている「利用者」の状況の3つの視点分類でわけることとした。さらには、それぞれの介護行為ごとに尊厳の保持として、これから行う介助について「説明と同意」を追記した。

なお、参考とした介護キャリア段位制度の評価基準については以下の通りとなっている。

● 入浴介助

| | |
|--------------------------------|---|
| (1) 入浴前の確認ができる | |
| ① | バイタルサインの測定値を確認し、利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴の可否について医療職等に確認したか。 |
| ② | バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態に応じた入浴方法が選択できたか。 |
| (2) 衣服の着脱ができる | |
| ① | 体調や気候に配慮した服装であるかを確認したか。利用者の好みの服を選んでもらったか。 |
| ② | スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーに配慮したか。 |
| ③ | 脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか。 |
| ④ | ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促したか。 |
| ⑤ | しわやたるみがないか確認したか。 |
| (3) 洗体ができる（浴槽に入ることを含む。） | |
| ① | 末梢から中枢の順番で洗い、陰部は健側の手で洗ってもらったか。 |
| ② | 浴槽に入る時は、利用者に手すりや浴槽の縁をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支え、入浴できたか。 |
| ③ | 簡易リフト等、入浴機器を用いて入浴した場合、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に入浴できたか。 |
| ④ | 入浴後、体調の確認をし、十分な水分補給ができたか。 |

● 食事介助

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 食事前の準備を行うことができる | |
| ① | 声を掛けたり肩を叩いたりするなどして、利用者の覚醒状態を確認したか。 |
| ② | とろみつけが必要とされる利用者の食事に、とろみがついていることを確認したか。 |
| ③ | 禁忌食の確認をしたか。 |
| ④ | 飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認したか。 |
| ⑤ | 食べやすい座位の位置や体幹の傾きはないか等座位の安定を確認したか。 |
| ⑥ | 顎が引けている状態で食事が取れるようにしたか。 |
| (2) 食事介助ができる | |
| ① | 食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか。 |
| ② | 利用者の食べたいものを聞きながら介助したか。 |
| ③ | 利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか。 |
| ④ | 自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか。 |
| ⑤ | 食事の量や水分量の記録をしたか。 |

● 排泄介助

| | |
|------------------------------------|--|
| (1) 排泄の準備を行うことができる | |
| ① | 排泄の間隔を確認したか。 |
| ② | 排泄介助に当たり、介助内容を伝え、利用者の同意を得たか。 |
| ③ | 利用者のADLを把握し、排泄する上で、できる部分は利用者にやってもらうようにしたか。 |
| (2) トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる | |
| ① | トイレ（ポータブルトイレ）で、利用者の足底がついているか、前屈姿勢がとれているか等座位の安定を確認したか。 |
| ② | トイレ（ポータブルトイレ）での排泄の際、カーテンやスクリーンを使用したり、排泄時にはその場を離れ、排泄終了時には教えてくださいと説明する等してプライバシーに配慮したか。 |
| ③ | ズボン、下着を下ろす了承を得て、支えながら下ろしたか。 |
| ④ | 排泄後、利用者にトイレトーパー等で拭いてもらい、拭き残しがあれば清拭を行うとともに、利用者の手洗いを見守る等により清潔保持をしたか。 |
| ⑤ | 失禁かトイレでの排泄か、排泄物の量や性状について記録をしたか。 |
| ⑥ | 排泄後、利用者の体調確認を行ったか。 |

● 移乗・移動・体位変換

| | |
|------------------------------------|--|
| (1) 起居の介助ができる | |
| ① | 起きる前に、利用者の疾病等に応じて、体調や顔色を確認したか。 |
| ② | 全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こしたか。 |
| ③ | 一部介助が必要な利用者について、足を曲げてもらう、柵をつかんでもらう等利用者の残存機能を活かしながら起居の支援を行ったか。 |
| ④ | 利用者を側臥位にし、テコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助を行ったか。 |
| (2) 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる | |
| ① | 介助を始める前に、車いすのフットレスト（フットサポート）の位置、ブレーキの止め忘れ、動作不良の有無、タイヤの空気圧を予め確認したか。 |
| ② | 利用者に健側の手でベッドから遠い方のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらい、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがるよう、声かけ、介助を行ったか。 |
| ③ | 利用者の健側の足を軸にして体を回転させて、車いすに移乗することができたか。 |
| ④ | スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか。 |
| (4) 杖歩行の介助ができる | |
| ① | 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ったか。 |
| ② | 二動作歩行や三動作歩行の声かけを行えたか。 |
| ③ | 急がせず、利用者のペースに合った介助・誘導を行ったか。 |

● 状況の変化に応じた対応

| | |
|---|---|
| (1) 咳やむせこみに対応ができる | |
| ① | 咳の強さ、顔色等の観察をしたか。 |
| | 利用者が食物がつかえてむせこんでいる場合に、次の順で適切な対応ができたか。 ・頭が胸よりも低くなるように、前かがみの姿勢にしたか。 |
| ② | ・咳をするように声かけをしたか。 ・てのひらで背中（肩甲骨の間）をしっかり叩いたか。 ・（それでも改善しない場合）医療職に連絡したか。 |
| ③ | 記録をしたか。 |
| (2) 便・尿の異常（血便・血尿、バイタル、ショック状態など）に対応ができる | |
| ① | 本人の様子（バイタル、ショック状態等）や便、尿（色やにおい、血液が混入していないかどうか等）を観察・確認したか。 |
| ② | 原因の探索と確認をしたか。 |
| ③ | （血液の混入、悪臭、バイタル値の異常やショック状態が観察された場合等）医療職に連絡したか。 |
| ④ | 記録をしたか。 |
| (3) 皮膚の異常（炎症、表皮剥離、水泡、潰瘍等）に対応ができる | |
| ① | 皮膚の症状（大きさ、深さ、出血・浸出液・臭気の有無等）や本人の様子（痛みやかゆみの有無等）の観察をしたか。 |
| ② | 原因の探索と確認をしたか。 |
| ③ | （かゆがっていたり、炎症、表皮剥離、水泡、潰瘍が観察された場合等）医療職に連絡したか。 |
| ④ | 記録をしたか。 |

● 利用者・家族とのコミュニケーション

| | |
|-----------------------------------|---|
| (2) 利用者特性に応じたコミュニケーションができる | |
| ① | 家族に利用者の日頃の様子などの情報を積極的に伝えることができたか。 |
| ② | 利用者が興味関心を持てるような話題を取り上げ、コミュニケーションをとったか。 |
| ③ | 利用者の話に耳を貸し、意思表示を把握し、理解することができたか。 |
| ④ | 認知症の利用者に対し、その特性に応じた声かけやジェスチャー、表情等により、利用者の意向を確認し、介護の内容を伝えることができたか。 |

● 感染症対策・衛生管理

| | |
|------------------------|---|
| (1) 感染症予防対策ができる | |
| ① | 利用者の血液、体液、分泌物、排泄物（汗を除く）、障害のある皮膚、粘膜に接触する場合、手袋を着用するとともに、ケア終了後は、手袋を脱着し手洗いをを行っているか。 |
| ② | オムツ、清拭、エプロン等感染の媒介となるものを、床に直接置いていないか。 |
| ③ | 嘔吐物、排泄物、血液等の感染源になるものがある場所の消毒を確実に行ったか。 |
| ④ | 利用者、どのような感染症の既往があるか確認できているか。 |

● 事故発生防止

| | |
|----------------------------|---|
| (1) ヒヤリハットの視点を持っている | |
| ① | 「事故には至らなかったがヒヤッとしたこと」「ハッとした気づき」を意識してとり上げ、記録に残すことができたか。 |
| ② | ヒヤリハットの対応策（予防策）を講じることができたか。 |
| ③ | 分析した情報について、事業所・施設内の会議で報告する等ケアチームで情報共有し、対応策を継続的に実践することができたか。 |

② ジャッジメント評価

メジャメント評価化になじまないが、利用者に寄り添う尊厳配慮の姿勢、自立支援の姿勢、意向汲み取りの仕方、コミュニケーションの円滑さ、手順のスムーズさなど、介護の重要な要素であり、評価すべき観点について1競技あたりの評価とし、技能の質、卓越性の評価を行うことで検討を行った。当該評価については主観的評価項目であり、どのくらい評価のブレ幅があるか、以下の項目を仮設定し、試行競技により検証することとした。

なお、採点にあたっては、技能五輪全国大会、技能五輪世界大会の採点基準設計を参考に、項目に対して0から3（点数ではない）までの4段階の判定基準をもうけ、採点を行うこととした。

<ジャッジメント評価項目案>

- ・手順、対応の仕方
- ・尊厳配慮の仕方
- ・意向尊重の仕方
- ・自立支援の仕方

<ジャッジメント評価採点基準>

- 0 業界の水準以下のパフォーマンス。（対応が未熟である）
- 1 業界の水準を満たすパフォーマンス。（平均的な対応である。改善する余地を残す。）
- 2 業界の水準を満たしており、いくつかの部分においては業界水準を上回るパフォーマンス。（優れた対応である。）
- 3 全体的に業界の水準を上回り、優秀と判断されるパフォーマンス。（最高峰レベルの対応である。）

(3) 試行競技課題 評価（採点）票の検討

先に作成した「競技課題」並びに、一連の流れを示した「競技工程概要」、「アセスメントシート」に基づき、3課題分検討し、評価票（案）を作成した。なお、ジャッジメント評価についてはそれぞれの課題につき、最後にジャッジメント評価票として掲載することとした。

競技課題1：入浴介助 評価票（案）

| 項番 | 評価視点案 | | |
|---------------|-----------------------|---|-------------|
| ① | 視点 | 3動作杖歩行介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | 測定 (○/×) |
| | 声かけ | 歩行手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 3動作歩行の声かけができていた | |
| | 介護者 | 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ち、介助できていた | |
| | | 急かせず、利用者のペースに合った介助・誘導ができていた | |
| 利用者 | 歩行の安定を確保できていた | | |
| ② | 視点 | 着座介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 着座手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 急かせず、利用者のペースを尊重しながら、安全な着座動作がとれるよう声かけができていた | |
| | | 利用者に健側の手で椅子に向かって右側のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらう声かけができていた | |
| | | 前傾姿勢で着座するよう、声かけができていた | |
| | 介護者 | 利用者と一緒に重心を下げて着座介助ができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせた介助ができていた | |
| | | 足底が床についているか確認できていた | |
| | 利用者 | 健側を軸にした着座ができていた | |
| 座位の安定を確保できていた | | | |
| ③ | 視点 | 脱衣介助（プライバシーへの配慮、脱衣介助の手順、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 脱衣手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 健側からの声かけができていた | |
| | | 利用者の体調確認ができていた | |
| | | ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促していた | |
| | 介護者 | 寒さの確認、保温への配慮ができていた | |
| | | スクリーンやバスタオルなどを利用しプライバシーへの配慮ができていた | |
| | | ・介護者の視線の配慮ができていた | |
| | | ・長い時間、皮膚を露出させることへの配慮ができていた | |
| | | 健側から患側の順番で行っていた | |
| | | ボディメカニクスを意識して、利用者との負担を軽減する介助ができていた | |
| | 皮膚の観察をし、異常の有無を把握できていた | | |
| | 利用者 | 座位の安定を確保できていた | |

| | | | |
|--------------------------------|-----------------|---|--|
| ④ | 視点 | 立ち上がり介助、歩行介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 立ち上がり手順と歩行介助の説明、同意の確認ができていた | |
| | | 疲労感や体調等の確認ができていた | |
| | | 浅く腰を掛けてもらう声かけができていた | |
| | | 足を後ろに引いてもらう声かけができていた | |
| | 介護者 | 利用者の正面に立ち、手をもってもらう（軽度者）ができていた | |
| | | 利用者に身体を前に倒しながら、お尻を持ち上げ膝を伸ばしてもらい、介護者は重心を低くし、後ろに下がることができていた | |
| 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | | | |
| 利用者のペースに合わせた介助ができていた | | | |
| 歩行の障害物等が無いかの安全確認ができていた | | | |
| | | 歩行の安定を確保できていた | |
| ⑤ | 視点 | 着座介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 着座手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 利用者のペースを尊重しながら、安全な着座動作がとれるよう声かけができていた（安全配慮、声かけ） | |
| | | 利用者に健側の手でシャワーチェアに向かって右側のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらう声かけができていた | |
| | | 前傾姿勢で着座するよう、声かけができていた | |
| | 介護者 | シャワーチェアの保温（湯をかけるなど）ができていた | |
| | | 利用者と一緒に重心を下げて着座介助ができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 足底が床についているか確認できていた | |
| | | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせた介助ができていた | |
| 利用者 | 健側を軸にした着座ができていた | | |
| | 座位の安定を確保できていた | | |
| ⑥ | 視点 | 入浴介助（尊厳配慮、入浴時の安全確保、洗体の手順、自立支援） | |
| | 声かけ | 洗身介助の説明と同意の確認ができていた | |
| | | バランスを崩さないように座位姿勢の確認やアームレスト（アームサポート）をつかむ等の声かけができていた | |
| | | 湯の温度が適温であるかの声かけができていた | |
| | | 利用者の意向を踏まえ、自分でできるところは自身で洗身するよう促すことができていた（利用者の健側の手による陰部洗浄など） | |
| | 介護者 | 末梢から中枢の順序での洗体介助ができていた | |
| | | 洗身中の保温への配慮ができていた（シャワーのかけ方、タオル） | |
| | | 皮膚の観察をし、異常の有無を把握できていた | |
| | | 入浴時間に関して、利用者の意向、嗜好を考慮することができていた | |
| | 利用者 | 座位の安定を確保できていた | |

| | | | |
|-----|---------------|---|--|
| ⑦ | 視点 | 立ち上がり介助、患側を支える歩行介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 立ち上がり手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 疲労感や体調等の確認ができていた | |
| | | 浅く腰を掛けてもらうよう声かけができていた | |
| | | 足を後ろに引いてもらうよう声かけができていた | |
| | 介護者 | 利用者の正面に立ち、手をもってもらう（軽度者）ことができていた | |
| | | 利用者に身体を前に倒しながら、お尻を持ち上げ膝を伸ばしてもらい、介助者は重心を低くし、後ろに下がることができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 利用者のペースに合わせた介助ができていた | |
| | | 歩行の障害物等が無いかの安全確認ができていた | |
| 利用者 | 歩行の安定を確保できていた | | |
| ⑧ | 視点 | 拭き取り支援（尊厳配慮、自立支援） | |
| | 声かけ | 声かけ（拭き取り手順の説明）と同意の確認ができていた | |
| | | 利用者の意向を踏まえ、自分でできるところは自身で拭き取るよう促すことができていた | |
| | | 拭き取り足りないところがないか、確認ができていた | |
| | 介護者 | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| 利用者 | 立位の安定が確保できていた | | |
| ⑨ | 視点 | 患側を支える歩行介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 歩行介助の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 疲労感や体調等の確認ができていた | |
| | 介護者 | 利用者の患側を支えることができていた | |
| | | 利用者のペースに合わせた介助ができていた | |
| 利用者 | 歩行の安定を確保できていた | | |
| ⑩ | 視点 | 着座介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 着座手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 利用者のペースを尊重しながら、安全な着座動作がとれるよう声かけができていた（安全配慮、声かけ） | |
| | | 利用者に健側の手で椅子に向かって右側のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらう声かけができていた | |
| | | 前傾姿勢で着座するよう、声かけができていた | |
| | 介護者 | 利用者と一緒に重心を下げて着座介助ができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせた介助ができていた | |
| | 利用者 | 足底が床についているか確認できていた | |
| | | 健側を軸にした着座ができていた | |
| | | 座位の安定を確保できていた | |

| | | | |
|-----|----------------------|---------------------------------------|--|
| ⑪ | 視点 | 着衣介助（プライバシーへの配慮、着衣介助の手順、衣服の整容、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 着衣手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | ボタンをしめる等、自力のできる場所は自分で行うよう利用者に促していた | |
| | 介護者 | スクリーンやバスタオルなどを利用しプライバシーへの配慮ができていた | |
| | | ・介護者の職員の視線の配慮ができていた | |
| | | 皮膚の観察をし、異常の有無を把握ができていた | |
| | | 患側から健側の順番での着衣介助ができていた | |
| | | ボディメカニクスを意識して、利用者との負担を軽減する介助ができていた | |
| | | 衣服整容を実施する／確認する | |
| 利用者 | 体調を確認し、十分な水分補給ができていた | | |
| | 座位の安定を確保できていた | | |

| ①～⑧全体 | 確認視点案 | 判定 (4段階) |
|-------|----------|-------------|
| | 手順、対応の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 尊厳配慮の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 意向尊重の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 自立支援の仕方 | 3 2 1 0 |

- 0 業界の水準以下のパフォーマンス。 対応が未熟である
- 1 業界の水準を満たすパフォーマンス。 平均的な対応である。改善する余地を残す。
- 2 業界の水準を満たしており、いくつかの部分においては業界水準を上回るパフォーマンス。優れた対応である。
- 3 全体的に業界の水準を上回り、優秀と判断されるパフォーマンス。最高峰レベルの対応である。

競技課題2：食事介助 評価票（案）

| 項番 | 評価視点案 | | |
|---|---|---|-------------|
| ① | 視点 | 歩行介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | 測定 (○/×) |
| | 声かけ | 介護内容（食事介助と歩行手順）の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 利用者の体調確認、顔色の確認ができていた | |
| | 介護者 | 利用者の姿勢や患側の腕の位置などを確認した上で、歩行器のブレーキを外すことができていた | |
| | | 歩行の障害物等が無いかの安全確認ができていた | |
| | | 利用者の患側および後方から、バランスを崩した際に支えられる位置での見守り・付き添いができていた | |
| 利用者 | 歩行の安定が確保できていた | | |
| ② | 視点 | 着座介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 着座手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 利用者の健側の左手をテーブルにつく、肘付き椅子のアームレストをつかむ等の声かけができていた | |
| | | 前傾姿勢で着座するよう、声かけができていた | |
| | 介護者 | 歩行器を適切な位置（●●）に停車できていた | |
| | | 歩行器のブレーキをかけることができていた | |
| | | 利用者の姿勢の安定を確認した上で、歩行器や椅子の移動ができていた。 | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 利用者と一緒に重心を下げて着座介助ができていた | |
| | | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせた介助ができていた | |
| | 利用者 | 足底が床についているか確認できていた | |
| 視点 | 座位の安定を確保できていた | | |
| ③ | 視点 | 食事の準備支援（安全な食事のための準備、安全な食事姿勢の確認） | |
| | 声かけ | 介助内容や献立の説明をし、利用者の意欲を確認することができていた | |
| | | 温かいお茶が良いか冷茶良いかの利用者の意向確認ができていた | |
| | 介護者 | 禁忌食の有無、禁忌食の確認ができていた（食札の確認で評価とするか？） | |
| | | 飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認できていた | |
| 食べやすい座位の位置や、体幹の傾きはないか等、座位の安定を確認し、調整することができていた | | | |
| ④ | 視点 | 配膳（主体性発揮に向けた支援、安全な食事のための準備、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 自力摂取を促す声かけができていた | |
| | | 必要時には介助に入る旨の声かけができていた | |
| | | 利用者に食事を飲み込みやすくするためにも、できれば先に水分を摂るよう声かけができていた | |
| 介護者 | スプーン・フォークやコップなどの位置も含めて、利用者が食事しやすいように配慮して配膳を行うことができていた | | |

| | | | |
|---------------|---------------------------------|---|--|
| ⑤ | 視点 | 食事介助（安全な食事のための準備、安全な食事姿勢の確認、意欲の引き出し、主体性発揮に向けた食事介助、誤嚥や窒息の防止に向けた食事介助） | |
| | 声かけ | 食事介助に入る前に、利用者に飲み込みができていないか（口の中に食事が残った状態にないか）の声かけができていた | |
| | | 食べたいもの（お茶も含む）を聞きながらの介助することができていた | |
| | | 食欲がわくような声掛けができていた | |
| | 介護者 | 食べやすい座位の位置を確認し、必要があれば調整できていた | |
| | | 顎が引けている状態であること、誤嚥を防ぐ座位姿勢となっていることを確認できていた | |
| | | 自力での摂食を促し、必要時に介助を行うことができていた | |
| | | 利用者と同じ目線の高さで介助することができていた | |
| | | 正面もしくは健側から、利用者の顎が上がらないようにしてスプーンを口に運ぶことができていた | |
| | 利用者 | 利用者の咀嚼・飲み込み確認をして介助することができていた | |
| 座位の安定を確保できていた | | | |
| ⑥ | 視点 | 飲み込みやすい姿勢で食事ができていた | |
| | 声かけ | むせこみの程度について（詰まっているか、苦しさがあるか等）の確認ができていた | |
| | 介護者 | 背中を軽くさするなどをして利用者に寄り添い、状態の変化（咳の強さ、顔色等）を観察できていた | |
| ⑦ | 視点 | 立ち上がり介助、歩行介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介助） | |
| | 声かけ | 利用者の体調確認、顔色の確認ができていた | |
| | | 立ち上がり手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 浅く腰を掛けてもらうよう声かけができていた | |
| | | 足を後ろに引いてもらうよう声かけができていた | |
| | 介護者 | 利用者の健側の左手をテーブルにつく、肘付き椅子のアームレストをつかむ等の声かけができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 利用者の姿勢の安定を確認した上で、歩行器や椅子の移動ができていた。 | |
| | | 利用者の姿勢や患側の腕の位置などを確認した上で、歩行器のブレーキを外すことができていた | |
| | | 利用者の姿勢や患側の腕の位置などを確認した上で、歩行器のブレーキを外すことができていた | |
| | | 歩行の障害物等が無いかの安全確認ができていた | |
| | | 利用者の患側および後方から、バランスを崩した際に支えられる位置での見守り・付き添いができていた | |
| | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせた介助ができていた | | |
| 利用者 | 歩行の安定を確保できていた | | |

| | | | |
|-----|--------------------|--|--|
| ⑧ | 視点 | 着座介助（残存能力を活かす介助、能力開発、自立支援介護） | |
| | 声かけ | 着座手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 利用者の健側の左手を洗面台につく、肘付き椅子のアームレストをつかむ等の声かけができていた | |
| | | 前傾姿勢で着座するよう、声かけができていた | |
| | 介護者 | 歩行器を適切な位置（●●）に停車できていた | |
| | | 歩行器のブレーキをかけることができていた | |
| | | 利用者の姿勢の安定を確認した上で、歩行器や椅子の移動ができていた。 | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 利用者と一緒に重心を下げて着座介助ができていた | |
| | | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせた介助ができていた | |
| 利用者 | 足底が床についているか確認できていた | | |
| 利用者 | 座位の安定を確保できていた | | |

| ①～⑧全体 | 確認視点案 | 判定 (4段階) |
|-------|----------|-------------|
| | 手順、対応の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 尊厳配慮の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 意向尊重の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 自立支援の仕方 | 3 2 1 0 |

- 0 業界の水準以下のパフォーマンス。 対応が未熟である
- 1 業界の水準を満たすパフォーマンス。 平均的な対応である。改善する余地を残す。
- 2 業界の水準を満たしており、いくつかの部分においては業界水準を上回るパフォーマンス。優れた対応である。
- 3 全体的に業界の水準を上回り、優秀と判断されるパフォーマンス。最高峰レベルの対応である。

競技課題3：排泄介助 評価票（案）

| 項番 | 評価視点案 | | | |
|---|-------|---|-------------------------------------|--|
| ① | 視点 | 起居介助（利用者の状態把握、ボディメカニクスの実践、利用者負担軽減、自立支援介護） | 測定 (○/×) | |
| | 声かけ | 起きる前に、利用者の覚醒状態、意識状態の確認ができていた | | |
| | | 起きる前に、利用者の疾病等に応じて、体調確認、顔色の確認ができていた | | |
| | | 介助にあたり、介護内容（排泄介助、起居介助、移動）を伝え、利用者の同意を得ていた | | |
| | | 利用者が健側の足で患側の足をすくう声かけができていた | | |
| | | 利用者が健側の手で患側の手首をつかみ、胸の上に出す声かけができていた | | |
| | 介護者 | 足をまげてもらう、柵をつかんでもらう等、利用者の残存能力を活かしながら支援ができていた | | |
| | | 側臥位にし、テコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助ができていた | | |
| | | ボディメカニクスを意識して、利用者との負担を軽減する介助ができていた。 | | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | | |
| | | 端坐位の安定を確保できていた | | |
| | ② | 視点 | 移乗介助（移乗前の車いすの安全確認、残存能力を活かす介助、安全な移乗） | |
| | | 声かけ | 利用者の体調確認、顔色の確認ができていた | |
| 移乗手順の説明と同意の確認ができていた | | | | |
| ベッドから遠い方のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらう声かけができていた | | | | |
| 健側の足をフットレストに上げるよう声かけができていた | | | | |
| 座位姿勢の確認ができていた | | | | |
| 介護者 | | 車いすをベッドの端につけるなど、適切な位置（●●）に設置ができていた | | |
| | | ベッドの高さを確認し、利用者の状態と行う動作に合わせた調整ができていた | | |
| | | スライディングボードを、転落等の危険がない位置で使用できていた | | |
| | | スライディングボード（福祉用具）は、定められた手順・方法に沿って使用できていた | | |
| | | フットレストを外すなど、利用者の足が接触することがないように移乗介助ができていた | | |
| | | 車いすのブレーキをかけることができていた | | |
| | | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせた介助ができていた | | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | | |
| | | 車いすのアームレストを下ろし、座位姿勢を直すことができていた | | |
| 利用者 | | 座位の安定を確保できていた | | |

| | | | |
|---|-----|--|---------------|
| ③ | 視点 | 車いす移動介助（安全な移動） | |
| | 声かけ | 移動介助の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 車いす移動時には、ゆっくりと押し、スピードに配慮ができていた | |
| | 介護者 | フットレスト上の足や腕の位置を確認し、必要があれば危険のない位置に直すことができていた | |
| | | 車いすを適切な位置（●●）に停車できていた 車いすのブレーキをかけることができていた | |
| ④ | 視点 | （手すりを活用した）移乗介助（安全の確保：座位安定の確認） | |
| | 声かけ | 移乗手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 利用者のペースを尊重しながら、安全な移乗動作がとれるよう声かけができていた（安全配慮、声かけ） | |
| | | 利用者に健側の手でポータブルトイレに向かって右側のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらう声かけができていた | |
| | | 前傾姿勢で着座するよう、声かけができていた | |
| | 介護者 | 利用者と一緒に重心を下げて着座介助ができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 利用者の足底がついているか、前屈姿勢が取れているか等、座位の安定を確認していた | |
| | | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせた介助ができていた | |
| | 利用者 | 健側を軸にした着座ができていた | |
| ⑤ | 視点 | 排泄介助（羞恥心／プライバシーへの配慮、安全と尊厳を踏まえた介助） | |
| | 声かけ | 排泄介助の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 脱衣に関する声かけと了承を得ることができていた | |
| | | 健側からの声かけができていた | |
| | | 利用者の体調確認ができていた | |
| | | 自立動作を促す声かけができていた | |
| | | 利用者自身ができる事の確認ができていた | |
| | 介護者 | カーテンやスクリーンを使用するなどして、プライバシーに配慮することができていた ・介護者の視線に配慮して介助できていた | |
| | | 健側から患側の順番での脱衣介助ができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 排泄時にはその場を離れ、いつでも呼び出せるよう、適切な距離の確保ができていた | |
| | | 利用者 | 座位の安定を確保できていた |

| | | | |
|-----|-----------------|--|--|
| ⑥ | 視点 | リハビリパンツ交換（自立支援介護と清潔保持、安全と尊厳を踏まえた介助） | |
| | 声かけ | リハビリパンツ交換の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 自力での清拭の促しの声かけができていた | |
| | | 拭き残しがないか確認し、拭き残しがあれば、清拭を行うことができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、健側の左手でアームレストをつかむよう声かけができていた | |
| | | 排泄後の体調確認ができていた | |
| | 介護者 | 拭き残しの介助を行い、皮膚清潔・乾燥の保持ができていた | |
| | | 尿の性状、量を観察し、異常の兆候の有無を把握できていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 患側から健側の順番でのリハビリパンツの着衣介助ができていた | |
| | | 装着後の衣服の整容ができていた | |
| 利用者 | 座位の安定を確保できていた | | |
| ⑦ | 視点 | 移乗介助（残存能力を活かす介助、安全な移乗） | |
| | 声かけ | 移乗手順の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 利用者のペースを尊重しながら、安全な移乗動作がとれるよう声かけができていた（安全配慮、声かけ） | |
| | | 足を後ろに引いてもらう声かけができていた | |
| | | 前傾姿勢で立ちあがるよう、声かけができていた | |
| | | 利用者に健側の左手でトイレから遠いほうのアームレスト（アームサポート）をつかんでもらう声かけができていた | |
| | 介護者 | 車いすを適切な位置に停車できていた | |
| | | 車いすのブレーキをかけることができていた | |
| | | 利用者の正面に立ち、手を持ってもらうことができていた | |
| | | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 利用者の残存能力を活かし、タイミングを合わせて介助できていた | |
| 利用者 | 健側を軸にした着座ができていた | | |
| | 座位の安定を確保できていた | | |
| ⑧ | 視点 | 感染症予防対策（感染源になるものに接触する場合の対応） | |
| | 介護者 | 利用者の感染症既往を確認・把握ができていた | |
| | | 排泄物に接触する場合、手袋・マスクを着用し、ケア終了後は、手袋を脱着し手洗いができていた | |
| | | 感染の媒介となるものの廃棄ができていた（密封と廃棄処分の実施・脱着後の手袋の密封処分） | |
| | | 感染源になる場所の消毒ができていた | |

| | | | |
|----------------------|---------------|---|--|
| ⑨ | 視点 | 車いす移動介助（安全な移動） | |
| | 声かけ | 移動介助の説明と同意の確認ができていた | |
| | | 車いす移動時にスピードが速すぎないかの確認ができていた | |
| | 介護者 | フットレスト上の足や腕の位置を確認し、必要があれば危険のない位置に直すことができていた | |
| | | 車いすを適切な位置に停車できていた | |
| 車いすのブレーキをかけることができていた | | | |
| ⑩ | 視点 | 清潔保持支援（自立支援介護と清潔保持） | |
| | 声かけ | 手洗いの説明と同意の確認ができていた | |
| | | 健側の左足をフットレストから下ろすよう、声かけができていた | |
| | | 健側の左手を洗面台につくように声かけができていた | |
| | | 足を後ろに引いてもらう声かけができていた | |
| | | 前傾姿勢で立ちあがるよう、声かけができていた | |
| | | 患側の右手を健側の左手で石鹸をつけて洗う（こする）声かけができていた | |
| | | 洗い（流し）残しがないか、確認ができていた | |
| | 介護者 | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を支えることができていた | |
| | | 健側の左手の手洗い介助ができていた | |
| | | 排泄介助後、利用者の体調確認を行うことができていた | |
| 利用者 | 立位の安定を確保できていた | | |

| ①～⑩全体 | 確認視点案 | 判定 (4段階) |
|-------|----------|-------------|
| | 手順、対応の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 尊厳配慮の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 意向尊重の仕方 | 3 2 1 0 |
| | 自立支援の仕方 | 3 2 1 0 |

- 0 業界の水準以下のパフォーマンス。 対応が未熟である
- 1 業界の水準を満たすパフォーマンス。 平均的な対応である。改善する余地を残す。
- 2 業界の水準を満たしており、いくつかの部分においては業界水準を上回るパフォーマンス。優れた対応である。
- 3 全体的に業界の水準を上回り、優秀と判断されるパフォーマンス。最高峰レベルの対応である。

3 評価（競技）環境の検討

（1）評価（競技）環境の概念整理

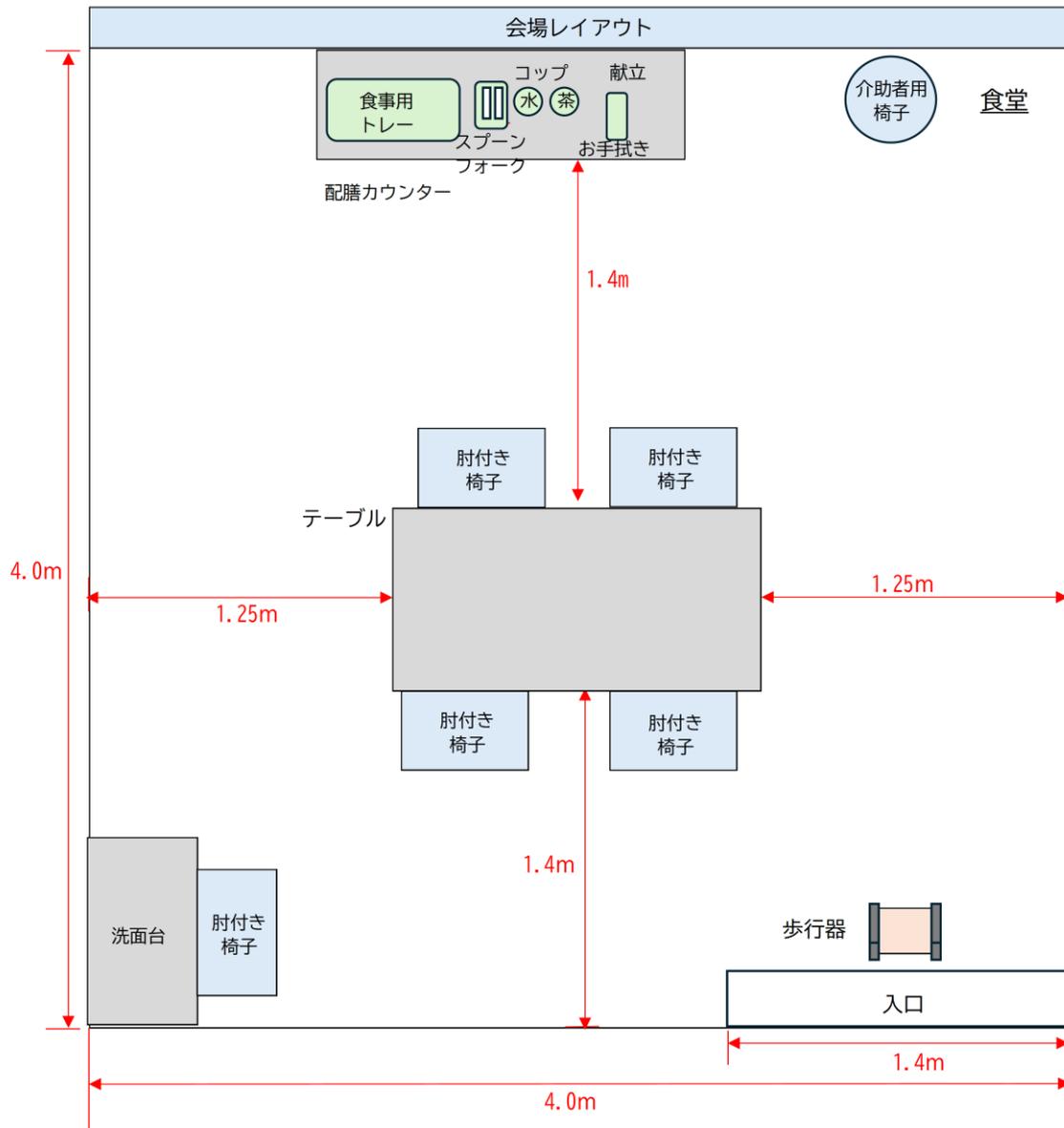
令和5年度老人保健健康増進等事業「介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究 事業報告書」において、介護の技能を評価するにあたり、その評価（競技）環境についてどのように考えるかの概念整理が行われている。

その中では、先行する介護分野の競技大会の競技方法として、競技会場での実技による方法のものと、介護現場での実技を動画で撮影したものの競技のものがあげられており、実際の利用者への対応ではなく、モデル（利用者役）に対しての介護行為・対応についての競技設計としていることが挙げられている。

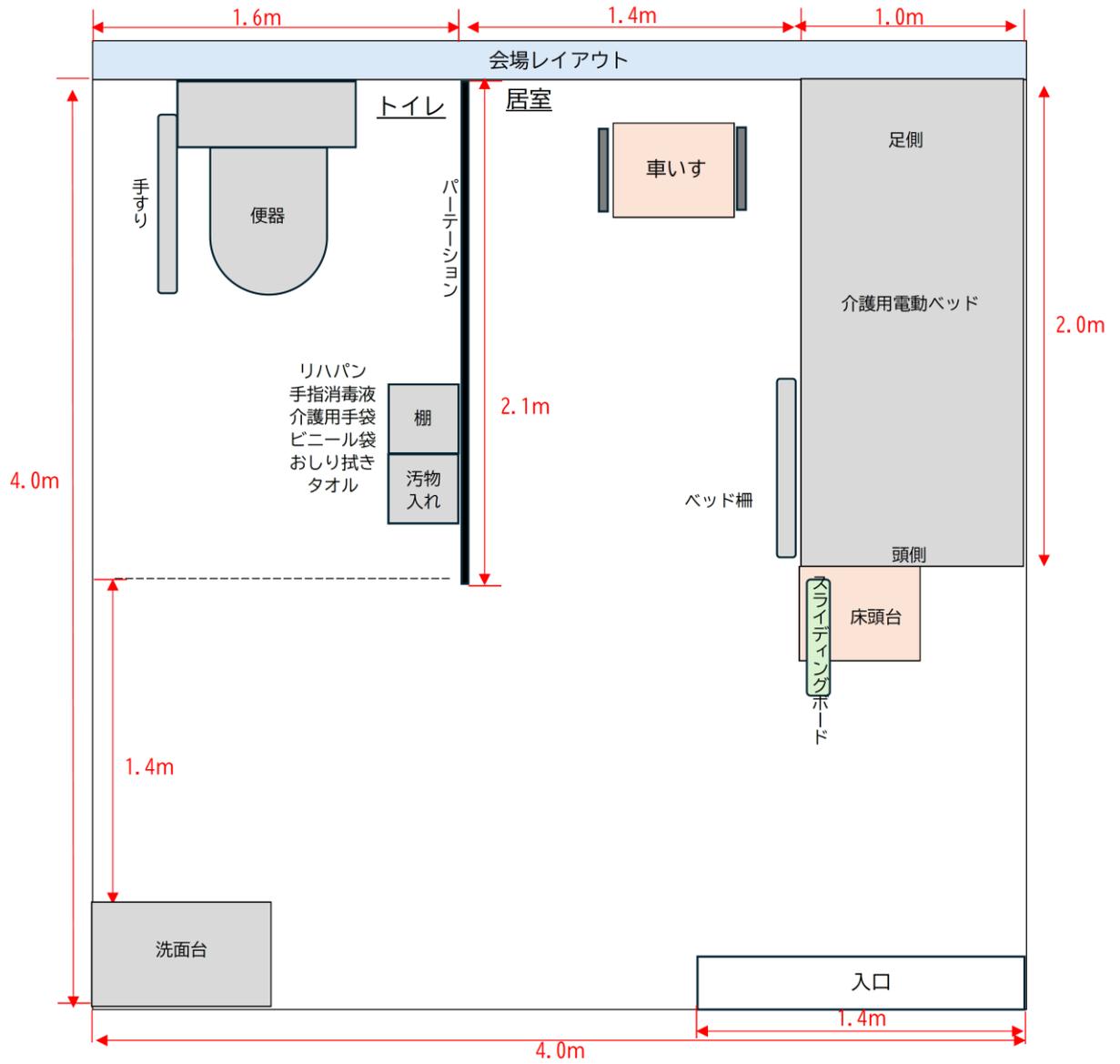
また、お湯やシャンプー・石鹸等を使わない入浴介助や、食べ物・飲み物を実際には食さない、あるいは飲まない食事介助、排泄物の処理を伴わない排泄介助など、模擬による対応を一部評価（競技）としている点については、介護分野の競技大会にても行われており、また、対人サービス職種の技能五輪全国大会においても行われていることから、介護分野における評価（競技）においても、評価（競技）の実行可能性並びに評価（競技）の均質性の確保、更には倫理観、利用者の尊厳・安全性の配慮に抵触しない等の理由により評価（競技）の環境設定として可能である、と整理されている。

これらのことから、評価（競技）環境について、介護現場ではなく競技会場での評価（競技）とすること、介助対象となる高齢者（利用者）についてはモデル（利用者役）とすること、評価（競技）の一部については模擬で行うこととし、評価（競技）環境の検討を行うこととした。

競技課題2：食事介助 会場レイアウト



競技課題3：排泄介助 会場レイアウト



競技課題1～3：必要物品リスト

| 課題 | 項番 | 必要物品リスト |
|----|-----|------------------------------------|
| 入浴 | 1-① | 杖（通常の一本杖）×1 |
| | 1-② | 肘付椅子×1 |
| | 1-③ | 長テーブル×3 |
| | 1-④ | バスタオル×1 |
| | 1-⑤ | タオル×1 |
| | 1-⑥ | 着替え（上：ボタンシャツ×1 下：ジャージもしくはスウェット等×1） |
| | 1-⑦ | シャワーチェア×1 |
| 食事 | 2-① | 歩行器（車輪付き） |
| | 2-② | 長テーブル×3 |
| | 2-③ | 肘付椅子×2 |
| | 2-④ | 丸椅子等（介助者用）×1 |
| | 2-⑤ | 食事用トレイ×1 |
| | 2-⑥ | コップ×1 |
| | 2-⑦ | 食事介助用スプーン×1 フォーク×1 |
| 排泄 | 3-① | 介護用電動ベッド×1 |
| | 3-② | マットレス×1 |
| | 3-③ | シーツ×1 |
| | 3-④ | 車いす（フットレストの開閉・肘掛けの跳ね上げができるタイプ）×1 |
| | 3-⑤ | スライディングボード |
| | 3-⑥ | 長テーブル×2 |
| | 3-⑦ | ポータブルトイレ×1 |

② モデル（利用者役）設定

試行競技課題の検討を踏まえ、介助対象となる高齢者（利用者）について、動きや受け答えなど、モデル（利用者役）として、同じ競技においては公平性を担保することが必須であり、同じ動き、同じ受け答えを行う標準化が必須であることから、それぞれの介助ごとにどのような動作を行うのか、あるいは受け応えるのかを記載する「利用者役留意点」の検討を行った。

競技課題1：入浴介助 利用者役留意点

| 場所 | 項番 | 競技内容 |
|-----|----|---|
| 脱衣室 | ① | 3動作杖歩行介助 ⇒ 入り口から浴室の椅子まで、左手に杖を持ち介助者の指示により3動作杖歩行を行ってください。（右上下肢不全麻痺がある状態としてください） |
| | ② | 着座介助（椅子） ⇒ 椅子の手前で立ち止まってください。介護者の指示により、椅子に着座してください。（例：健側の左手で椅子に向かって右側の肘掛けに手をつき、介助者が患側を支え、方向を変えて着座など） |
| | ③ | 脱衣介助 ⇒ 介護者の指示により、上衣のボタンを外してください。それ以外は介護者による脱衣介助を受け、指示により協力動作を行ってください。介護者の指示により、ズボンには健側のみ膝まで下ろしてください。それ以外は介護者による脱衣介助を受け、指示により協力動作を行ってください。 |
| | ④ | 立ち上がり介助、歩行介助（寄り添い） ⇒ 介護者の指示により椅子から立ち上がってください。（例：介護者が健側の上肢と患側を支え、立ち上がるなど）介護者の指示により、シャワーチェアまで移動してください。（例：介護者が患側を支えて歩行するなど） |
| 浴室 | ⑤ | 着座介助（シャワーチェア） ⇒ 介護者の指示により、シャワーチェアに着座してください。（例：健側の左手で椅子に向かって右側の肘掛けに手をつき、介助者が患側を支え方向を変えて着座するなど） |
| | ⑥ | 入浴介助（洗身） ⇒ 介護者による洗身介助を受けてください。介護者の声かけがあったときには、前の方（健側上肢や膝から下を除く）を左手にタオルを持ち洗身（疑似）を行ってください。 |
| | ⑦ | 立ち上がり介助、患側を支える歩行介助 ⇒ 介護者の指示により、シャワーチェアから立ち上がってください。（例：介護者が健側上肢と患側を支え、立ち上がるなど）介護者の指示により、浴室の入り口まで移動してください。（例：介護者が患側を支え歩行するなど） |
| 脱衣室 | ⑧ | 拭き取り支援 ⇒ 浴室の入り口で立ち止まり、手すり（長テーブル）に手をつき、介護者による拭き取り介助を受けてください。介護者の声かけがあったときには、前の方（健側上肢や膝から下を除く）を左手にタオルを持ち、拭き取り（疑似）を行ってください。（例：介護者が患側を支え、拭き取りを行うなど） |
| | ⑨ | 患側を支える歩行介助 ⇒ 介護者の指示により浴室の入り口から浴室の椅子まで移動してください。（例：介護者が患側を支え歩行するなど） |
| | ⑩ | 着座介助 ⇒ 介護者の指示により椅子に着座してください。（例：健側の左手で椅子に向かって右側の肘掛けに手をつき、介助者が患側を支え方向を変えて着座するなど） |
| | ⑪ | 着衣介助を行ってください。 ⇒ 介護者の指示により、上衣のボタンを留めてください。それ以外は介護者による着衣介助を受け、指示により協力動作を行ってください。介護者の指示により、健側のみズボンを膝から引き上げてください。それ以外は介護者による着衣介助を受け、指示により協力動作を行ってください。 |

競技課題2：食事介助 利用者役留意点

| 場所 | 項番 | 競技内容 |
|----|----|---|
| 食堂 | ① | 歩行介助 ⇒ 介護者の指示により、入り口から肘付き椅子まで車付き歩行器を使用して歩行してください。(例：患側および後方からの介護者の見守り・指示により、車付き歩行器を使用して歩行するなど) |
| | ② | 着座介助(肘付き椅子) ⇒ 介護者の指示により、肘付き椅子に着座してください。(例：テーブルに健側の左手をつき、介護者が患側を支え、椅子を引き入れて着座するなど)※肘付き椅子を動かす、歩行器を脇に退ける等の動作は自身ではできない状態としてください。 |
| | ③ | 食事の準備支援 ⇒ 介護者が食事の準備を行っている際に、若干姿勢を悪くしてください。介護者より姿勢を直す声かけがあったときには、健側の左手を肘掛けにつき、腰部を背中側に引いて上半身を起こしてください。飲み物を訊かれたら「温かいお茶がいい」等、答えてください。 |
| | ④ | 配膳 |
| | ⑤ | 食事介助 ⇒ 飲み込みの確認の声かけがあったときには、「問題ない」旨を伝えてください。食事について、最初は自力でできていたが、途中から上手くすくうことができなくなり、「手伝ってほしい」旨を伝えて食事介助を受けてください。 |
| | ⑥ | むせこみ ⇒ 食事介助を受けた後、軽くむせこみを行ってください。背中を軽くさするなど対応があれば徐々にむせこみが無くなり、大丈夫な状態に戻ってください。 |
| | ⑦ | 立ち上がり介助、歩行介助 ⇒ 食事が終わったら、「ごちそうさま」等で食事が終わった旨を伝えてください。介護者の指示により、椅子から立ち上がってください。(例：健側の左手をテーブルにつき、介護者の患側の支えにより立ち上がるなど)介護者の指示により、肘付き椅子から洗面台まで、車付き歩行器を使用して歩行してください。(例：患側および後方からの介護者の見守り・指示により、車付き歩行器を使用して歩行するなど) |
| | ⑧ | 着座介助(肘付き椅子) ⇒ 介護者の指示により肘付き椅子に着座してください。(例：洗面台に健側の左手をつき、介護者が患側を支え、椅子を引き入れて着座するなど) |

競技課題3：排泄介助 利用者役留意点

| 場所 | 項番 | 競技内容 |
|-----|----|---|
| 居室 | ① | <p>起居介助</p> <p>⇒ 介護者の指示により、ベッド上仰臥位から端座位となってください。(例：左足をすくうように右足の下に入れ、膝を立てる。左手で右手を持ち胸の前に挙上する。介護者による患側の支え(引き上げ)を受け、体を左側に倒し側臥位になる。すくった両足を外側に出し、マットレスに左手をつき力をかけて上体を起こすことでの原理で起き上がるなど)端座位になった際に、介護者の声かけがあったときには、左手でベッド柵につかまってください。</p> |
| | ② | <p>移乗介助(ベッドから車いす)</p> <p>⇒ 介護者の指示により、スライディングボードを使用して車いすに移乗してください。(例：介護者がベッドの高さ、車いすの位置、アームレスト、フットレストの調整を行う。介護者の指示と患側の支えにより、ベッドの端に浅く座る。介護者がスライディングボードをセットする。介護者による患側の支えにより、健側の左手をつきながら【スライディングボード⇒車いす座面⇒車いすの奥側のアームレスト】スライディングボード上にお尻を滑らせ、車いすに移乗する。介護者がスライディングボードを抜く。介護者がアームレストを下ろす。介護者の声かけがあったときには、患側の支えにより座り位置を直す。介護者の指示により、健側の足をフットレストへ上げる。介護者の支えにより患側の足をフットレストに上げるなど)</p> |
| | ③ | <p>車いす移動介助</p> <p>⇒ 介護者による介助を受け、車いすですでトイレまで移動してください。</p> |
| トイレ | ④ | <p>(手すりを活用した)移乗介助(車いすから便座)</p> <p>⇒ 介護者の指示により、車いすからトイレの便座への移乗を行ってください。(例：介護者の指示により、健側の足をフットレストから下ろす。介護者の支えにより患側の足をフットレストから下ろす。介護者がフットレストを外す・開くなど調整し、車いすをトイレに近づける。介護者の指示により、健側の左手でポータブルトイレに向かって右側の肘掛けに手をつき、介護者が患側を支え方向を変えて着座するなど)</p> |
| | ⑤ | <p>排泄介助</p> <p>⇒ 介護者の声かけがあったときには、健側のズボン・リハビリパンツは膝まで自分で下ろしてください。患側のズボン・リハビリパンツを下ろす際は、介護者による介助を受け協力動作を行ってください。介助者がトイレの外に出たあと、自身でトイレレットペーパーによる拭き取りを行い、排泄が終わったかの確認の声掛けがあれば、「終わった」旨の発言をしてください。</p> |
| | ⑥ | <p>下着交換(リハビリパンツ交換)</p> <p>⇒ 介護者からの下着(リハビリパンツ)交換の声かけを受け、交換の介助を了承(お願い)してください。介護者の指示により、下着(リハビリパンツ)交換をおこなってください。介護者の声かけがあったときには、健側の膝から上はリハビリパンツ・ズボンを引き上げて、お尻を少し浮かせ履いてください。患側のズボン・リハビリパンツを履く際は、介護者による介助を受け協力動作を行ってください。</p> |
| | ⑦ | <p>(手すりを活用した)移乗介助(便座から車いす)</p> <p>⇒ 介護者の指示により、便座から車いすへの移乗を行ってください。(例：【手すり有】健側の左手は介護者もしくは肘掛けにつかまると立ち上がり、介護者による患側の支えを受け手すりにつかまる。立位保持をしている間に、介護者が車いすを指し入れ、介護者による患側の支えを受け、着座する。【手すり無】介護者が便座横に車いすを寄せ、アームレストを跳ね上げる。健側の左手は介護者につかまり立ち上がり、介護者による患側の支えを受け、位置と方向を変えて着座するなど)</p> |
| | ⑧ | <p>感染症予防対策</p> |
| | ⑨ | <p>車いす移動介助</p> <p>⇒ 介護者による介助を受け、車いすです洗面台まで移動してください。</p> |
| | ⑩ | <p>清潔保持支援</p> <p>⇒ 介護者の指示により、洗面台で手洗い(疑似)を行ってください。(例：介護者の指示により、健側の足をフットレストから下ろす。介護者の支えにより患側の足をフットレストから下ろす。健側の左手を車いすの肘掛けもしくは洗面台につき、介護者の患側の支えにより立ち上がる。介護者の患側の支えにより立位保持し、手を洗うなど)</p> |

4 試行競技の実施

(1) 試行競技の実施

① 試行競技実施概要

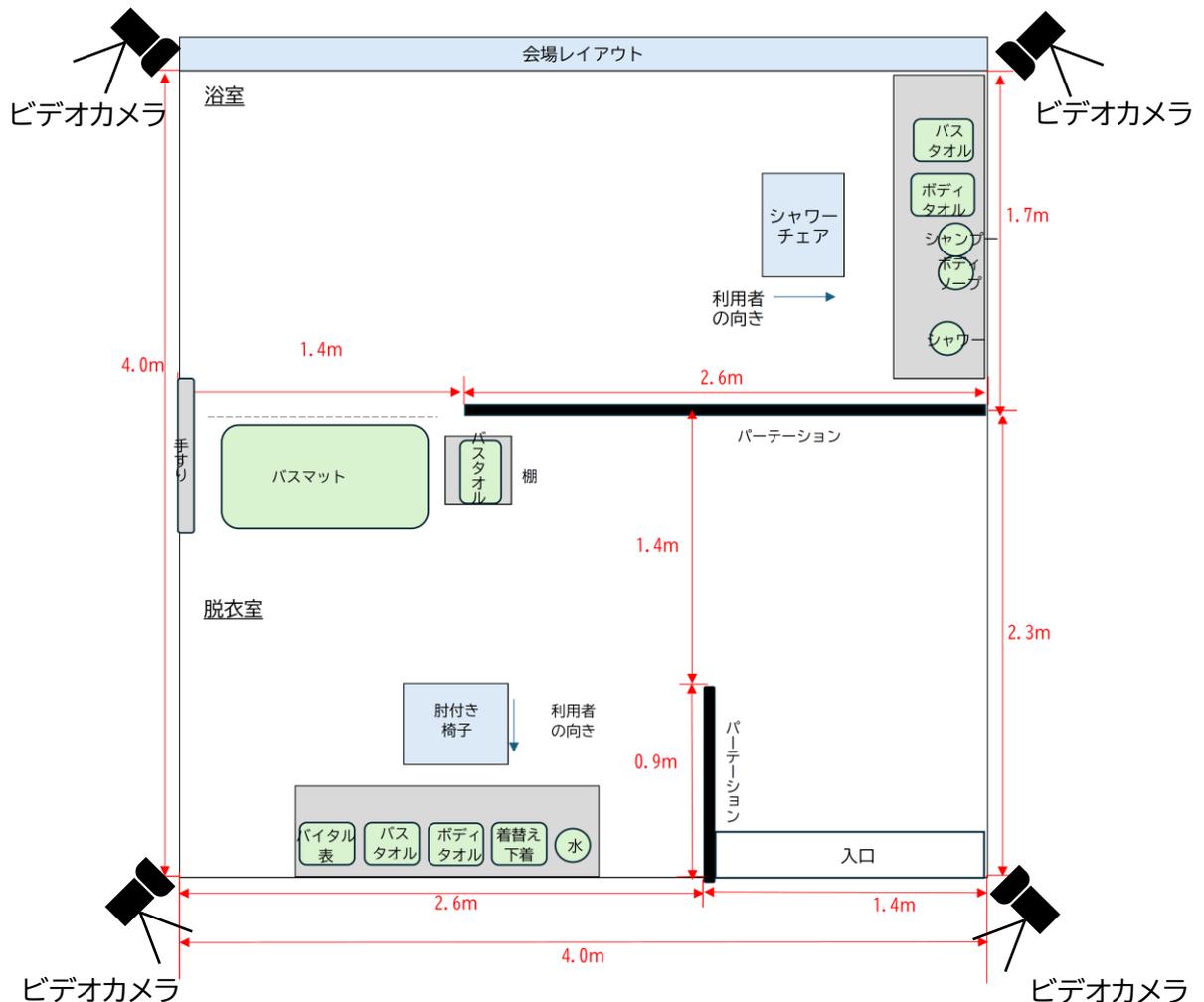
| | |
|-------|---|
| 日 時 | 1/24日 13:00~16:00 |
| 場 所 | 東京福祉専門学校 講習室 |
| 実施課題 | 【競技課題1】入浴介助+移動(杖歩行)介助・移乗介助 【競技課題2】食事介助+移動(歩行器)介助・移乗介助 【競技課題3】排泄介助+移動(車いす)介助・移乗介助 |
| 競技実施者 | 競技者役：介護福祉士の方 1名 評価者役：介護福祉士養成校 講師 1名 (介護福祉士実技試験 試験監督経験者) 利用者役：介護福祉士養成校 講師 1名 (介護福祉士実技試験 試験監督経験者) |
| 検証事項 | ●競技課題案の検証 (競技課題案の妥当性、模擬実施による介護技術表出、所要時間) ●評価項目・評価基準の検証 (評価項目・評価基準の妥当性、模擬実施による評価の実現性) ●競技環境の検証 (競技必要最小限スペース、物品、設営環境、利用者役の設定) ●現認評価／撮影動画検証 (評価視点、評価方法) |

② 試行競技会場設営

試行競技の実施に当たり、3競技いずれにおいても4.0m×4.0mの競技会場とした。

また、競技を撮影し動画化することで、評価が可能であるか検証するため、それぞれの競技において4台のビデオカメラを設置し、撮影を行った。なお、評価視点として、介護者動作の死角が発生しないか検証するため、競技会場の4隅から対角線上にカメラを配置することとした。

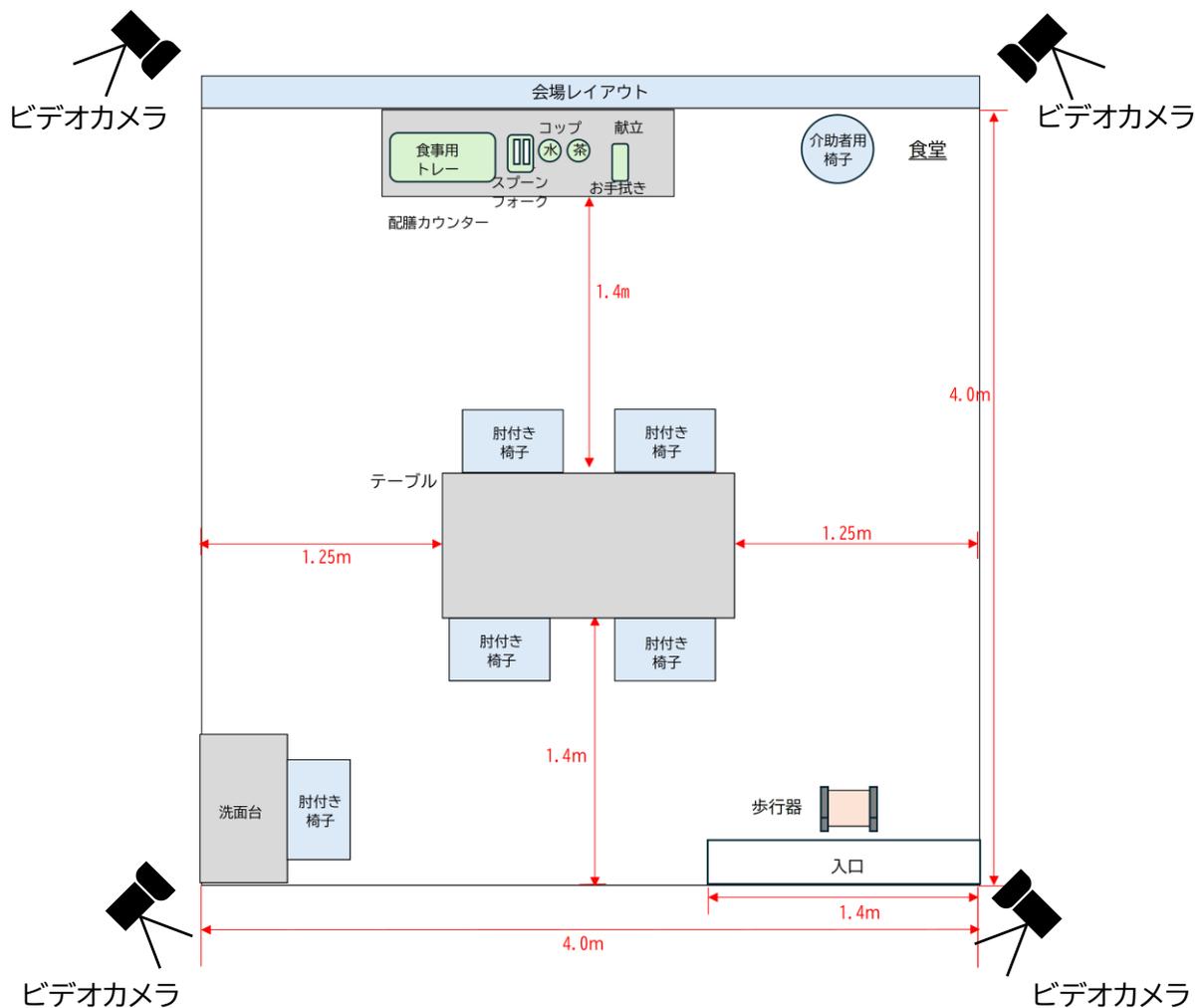
競技課題1：入浴介助 会場レイアウトとビデオカメラ設置位置



会場の様子



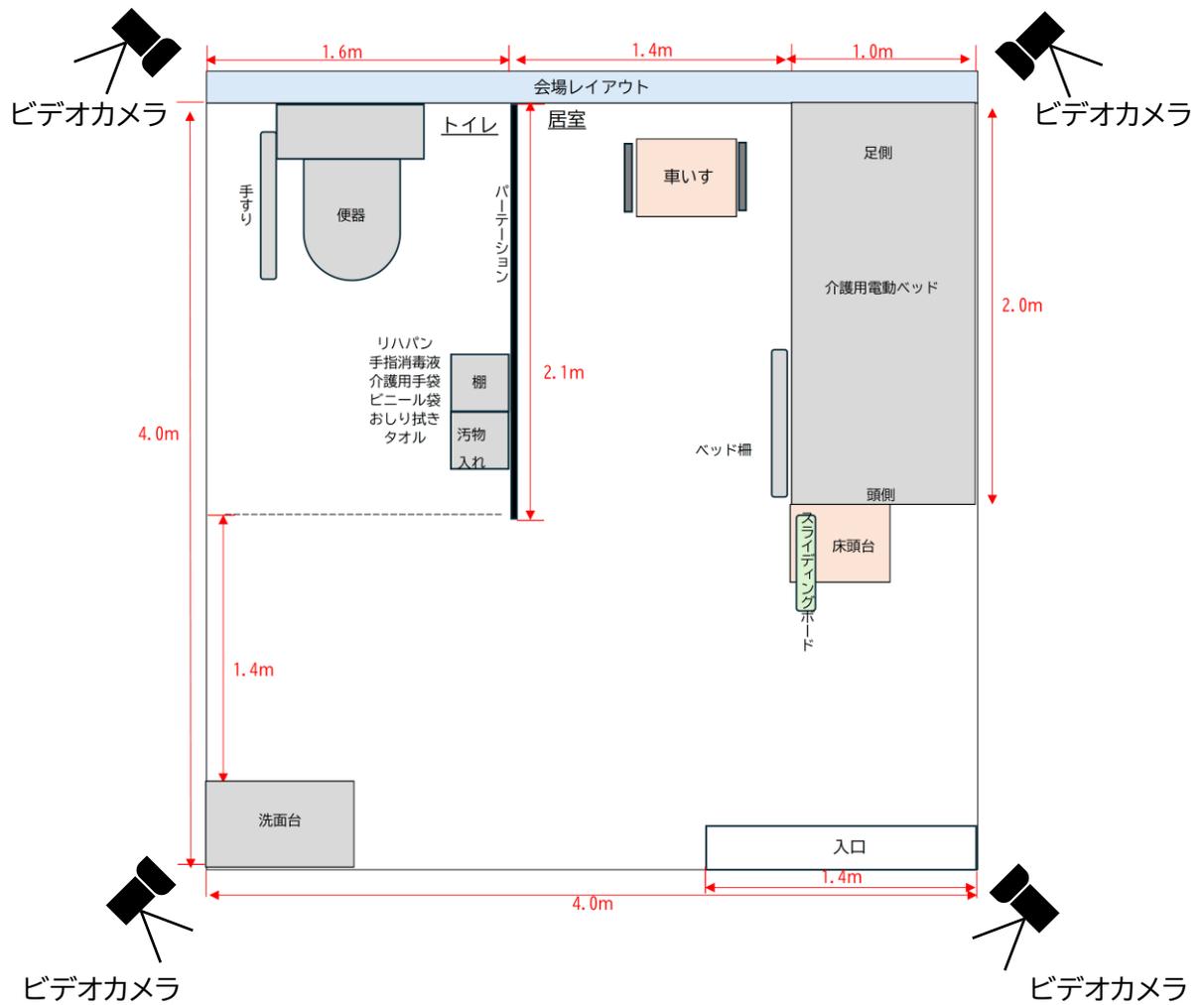
競技課題2：食事介助 会場レイアウトとビデオカメラ設置位置



会場の様子



競技課題3：排泄介助 会場レイアウトとビデオカメラ設置位置



会場の様子



着座介助 4点カメラ



移乗介助 4点カメラ



③ 試行競技の実施

競技課題1：入浴介助 各介護行為ごとの所要時間・経過時間（全体：16分43秒）

なお、ここでの所要時間とは、項番の介助行為に要した時間を指し、経過時間とは、競技開始からの項番の介助行為に至るまでに要した時間を指す。

| 場所 | 項番 | 競技内容 | 所要時間 | 経過時間 |
|-----|----------------------------|---|-------|--------|
| 脱衣室 | ● 3動作杖歩行介助、脱衣介助、患側を支える歩行介助 | | | |
| | ① | 入り口から脱衣室にある椅子まで、3動作杖歩行介助を行ってください。 | 40秒 | 40秒 |
| | ② | 椅子への着座介助を行ってください。 | 15秒 | 55秒 |
| | ③ | 脱衣介助を行ってください。（ボディタオルを活用） | 2分21秒 | 3分16秒 |
| | ④ | 椅子からの立ち上がりの介助をしてください。また、シャワーチェアまで、利用者の患側を支える歩行介助を行ってください。 | 1分29秒 | 4分45秒 |
| 浴室 | ● 入浴介助（シャワー浴）、患側を支える歩行介助 | | | |
| | ⑤ | シャワーチェアへの着座介助を行ってください。 | 20秒 | 5分15秒 |
| | ⑥ | シャワーと持参したタオルを使って洗身（疑似）を行ってください。※1 | 5分30秒 | 10分45秒 |
| | ⑦ | シャワーチェアからの立ち上がりの介助を行い、浴室の入り口まで利用者の患側を支える歩行介助を行ってください。※2 | 50秒 | 11分35秒 |
| 脱衣室 | ● 患側を支える歩行介助、着衣介助 | | | |
| | ⑧ | 浴室入り口のバスマットのところで拭き取り（疑似）を行ってください。※1 | — | — |
| | ⑨ | 脱衣室の椅子まで、利用者の患側を支える歩行介助を行ってください。※2 | — | — |
| | ⑩ | 椅子への着座介助を行ってください。 | 20秒 | 11分55秒 |
| | ⑪ | 着衣介助を行ってください。 | 4分48秒 | 16分43秒 |

試行競技中の変更点

※1 拭き取りについては、浴室内シャワーチェア上で行うこととした。

※2 シャワーチェアから直接脱衣室の椅子まで戻ることとした。

（上記変更の理由：専門家指摘を受け、転倒防止、安全な介助の観点から、立位介助から、着座でのふき取り行為に変更を行った。）

① 杖歩行介助



② 着座介助



② 脱衣介助



④ 歩行介助



⑤ 着座介助



⑥ 洗身介助



⑦ 歩行介助



⑩ 着座介助



⑪ 着衣介助



競技課題2：食事介助 各介護行為ごとの所要時間・経過時間（全体：6分24秒）

| 場所 | 項番 | 競技内容 | 所要時間 | 経過時間 |
|----|--|------------------------------------|----------|----------|
| 食堂 | | ● 歩行介助（車付き歩行器） | | |
| | ① | 入り口からテーブルまで車付き歩行器による歩行の介助を行ってください。 | 20 秒 | 20 秒 |
| | ② | 肘付き椅子への着座介助を行ってください。 | 35 秒 | 55 秒 |
| | | ● 食事の準備 | | |
| | ③ | 配膳カウンターに移動して、利用者の食事の準備を行ってください。 | 55 秒 | 1 分 50 秒 |
| | ④ | テーブルまで食事と飲み物を運び、配膳を行ってください。 | 50 秒 | 2 分 40 秒 |
| | | ● 食事介助 | | |
| | ⑤ | 利用者に食事をとってもらい、食事介助を行ってください。 | 1 分 20 秒 | 4 分 00 秒 |
| | ⑥ | むせこみがあった場合はその対応を行ってください。 | 1 分 00 秒 | 5 分 00 秒 |
| | | ● 歩行介助（車付き歩行器） | | |
| ⑦ | 肘付き椅子からの立ち上がりの介助を行い、洗面台まで車付き歩行器による歩行の介助を行ってください。 | 1 分 13 秒 | 6 分 13 秒 | |
| ⑧ | 肘付き椅子への着座介助を行ってください。 | 11 秒 | 6 分 24 秒 | |

① 歩行介助（歩行器）



② 着座介助



① 食事の準備



④ 配膳



⑤ 食事介助



⑥ むせこみの対応



⑦ 歩行介助（歩行器）



⑧ 着座介助



競技課題3：排泄介助 各介護行為ごとの所要時間・経過時間（全体：17分40秒）

| 場所 | 項番 | 競技内容 | 所要時間 | 経過時間 |
|-----|------------------------|---|-------|--------|
| 居室 | ● 起居介助、車いす移乗介助、車いす移動介助 | | | |
| | ① | 臥床中の利用者の起居介助（端座位）を行ってください。 | 3分10秒 | 3分10秒 |
| | ② | ベッドから車いすへの移乗介助をスライディングボード使用にて行ってください。 | 3分45秒 | 6分55秒 |
| | ③ | トイレまで車いすの移動介助を行ってください。 | 20秒 | 7分15秒 |
| トイレ | ● 車いす移乗介助、排泄介助、感染症予防対策 | | | |
| | ④ | 手すりを利用して、車いすから便座に座ってもらうまでの介助を行ってください。 | 1分42秒 | 8分57秒 |
| | ⑤ | プライバシーに配慮した排泄介助（清潔保持含む）を行ってください。 | 2分21秒 | 11分18秒 |
| | ⑥ | はいているリハビリパンツに汚染があったものとして、交換を行ってください。※1 ※2 | 3分29秒 | 14分47秒 |
| | ⑦ | （手すりを利用して）便座から車いすに座ってもらうまでの介助を行ってください。 | 2分13秒 | 17分00秒 |
| | ⑧ | 汚物がついたリハビリパンツの処理を行ってください。※1 | — | — |
| | ⑨ | 洗面台まで車いすの移動介助を行ってください。 | 40秒 | 17分40秒 |
| | ⑩ | 利用者に手洗いをしてもらってください。※2 | — | — |

試行競技中の変更点

※1 リハビリパンツの処理は交換の際に行うこととした。

※2 利用者の手洗いはリハビリパンツ交換後、手拭き除菌シートにて行うこととした。

（上記変更の理由：専門家指摘を受け、感染症対策・衛生管理観点から、下着等交換時に感染の媒介となるもの処理を行うよう変更した。）

① 起居介助



② 移動介助（車いす）



② 移乗介助（スライディングボード）



④ 移乗介助



⑤ 排泄介助



⑥⑧⑩リハビリパンツの交換(感染症予防対策)



⑦ 移乗介助



⑨ 移動介助(車いす)



(2) 試行競技の検証

① 競技課題1：入浴介助+移動（杖歩行）介助・移乗介助（全体：16分43秒）

課題

- 杖歩行介助について

- ・入浴の準備である「入浴介助の説明と同意」について、浴室へ向かう前段階（今回であれば杖歩行介助の前）で行うため、どのタイミングで行うべきか競技者が混乱した。
- ・競技課題の中に歩行介助と杖歩行介助があり、移動介助に重複感があった。

（移動介助3場面）

⇒ 着座しているところから競技を開始し、「入浴介助の説明と同意」を最初に行うことを課題として設定することも考えられる

- シャワー浴介助について

- ・お湯が出ない模擬環境であるため、適切な温度設定を競技者は行えなかった。
- ・模擬の洗髪・洗身・拭き取りであるため、競技者は演技となった。

⇒ リアルで行う部分と演技で行う部分について、評価含めて検討が必要と考えられる。

- 利用者の設定について

- ・脱衣・着衣の際に健側の左足はどの程度上げることができるのか、迷いが生じた。
- ・自力でできるところがどこまでか、ばらつきがみられた。

⇒ 健側の左足はどの程度上げることができる、自分でボタンを留めるのは2個までなど利用者役の標準化が必要と考えられる。

② 競技課題2：食事介助+移動（車付き歩行器）介助・移乗介助（全体：6分24秒）

課題

- 競技時間について
 - ・他の競技と比較して大幅に時間が短かった
 - ⇒ 他の介助項目を増やす、食事介助についてももう少し時間をかける設定にするなど他競技とのバランスの検討が必要だと考えられる。

- 車付き歩行器の移動介助について
 - ・移動介助中、ほとんど見守りとなった。
 - ⇒ 歩行器を使用する利用者の状態像として、自立あるいは軽度の支援となり、ほぼ見守りとなるため、介護技能として表出させるのは難しいのではないかと考えられる。

- 食事介助について
 - ・食事を実際に飲み込むのではないため、のどの動きなどで飲み込み確認を競技者は行えなかった。
 - ・むせ込みの対応について、利用者は直ぐにむせ込みしなくなる設定のため、競技者は見守りと声かけだけとなってしまった。
 - ⇒ 実際に食事を食べる、飲み物を飲むなど利用者役についてもリアルで行う部分と演技で行う部分について検討が必要と考えられる。

- 利用者の設定について
 - ・自力での摂取の促しをどこまで受け入れるか、迷いが生じた。
 - ・むせこみについて、強さ、回数、長さなど再現性に迷いが生じた。
 - ⇒ 自力での摂取の促しをどこまで受け入れるかあらかじめの設定が必要。
 - むせこみについて、そのタイミングで、そのくらいの強さ、回数、長さなどの設定が必要。

③ 競技課題3：排泄介助+移動（車いす）介助・移乗介助（全体：17分40秒）

課題

- 車いすへの移乗について

- ・通常、トイレでは床や壁に固定された手すりを利用して移乗を行うが、今回、手すりが設置できない環境であった為、抱え込みでの介助となった。（ベッドから車いす移乗はスライディングボードを使用）

⇒ 手すりの設置について検討が考えられる。

- 排泄介助について

- ・通常トイレにはドアがあり、排泄の際には介護者はトイレの外に出てドアを閉めるが、今回、ドアが設置できない環境であり、プライバシー・尊厳についてドアを閉めるという演技となってしまった。

⇒ ドアの設置について検討が必要と考えられる。

- ・排泄後のトイレの流しや手洗いによる清潔保持について、水が出ない模擬環境であるため、排泄物の異常確認や汚れが落ちているかの確認を競技者は行えなかった。

⇒ リアルで行うか演技で行うかについて線引きが必要と考えられる。

- 利用者の設定について

- ・車いすや便座への移乗の際、協力動作がどこまでできるか迷いがあった。

⇒ 「できる」「できない」の返答を含めて、協力動作ができる範囲の設定が必要と考えられる。

④ 評価項目・評価基準

課題

- ・ 競技中は競技者・利用者の動きから目が離せないため、評価基準が細かすぎるところは追いきれなくなってしまった。
 - ⇒ 評価項目をメジャメント評価とジャッジメント評価にて再分類し、評価時に視点を絞れるよう項目の明確化を行う必要と考えられる。

- ・ 多くの評価項目を評価票を見ながらリアルタイムで評価していくことは、不可能であった。
 - ⇒ リアルタイムで評価する項目と、撮影した動画を見返すことにより評価する項目と分け、リアルタイムで評価する項目の絞り込みが必要と考えられる。

- ・ 安全性の観点において、やってはいけない、あるいは危険であるといった時の評価ができなかった。
 - ⇒ 加算・減算の採点について再確認が必要と考えられる。
危険な介護行為であった場合、失格などの検討が必要と考えられる。

5 試行競技を通じた評価のあり方の検討

(1) 試行競技を通じた競技課題と評価票の再検討

① 試行競技を通じた競技課題の再検討

試行競技の実施時における、競技者、利用者役、評価者の方々からの意見、また、試行競技実施後の検証の為のヒアリング等を通じて競技課題について以下の通り再検討を行った。

● 3 課題共通

- ・設定課題として、サービス種別、利用者の状態の概要（アセスメントシートは残す）、競技（介護）に至るまでの利用者並びに競技者の背景を追記
- ・利用者役留意点としてモデル（利用者役）に示したものについて、介助対象となる高齢者（利用者）の動きや受け答えなど、可能な限りブレが生じないよう細かく設定した利用者役シナリオを作成
- ・物品要件を追記。競技内での使用物品の条件を明確化
- ・会場のレイアウト作成にあたり、動線上の幅については1.5m以上とする
（ユニット型特別養護老人ホームにおける、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合の基準）

● 課題1：入浴介助、移乗・移動介助

- ・杖歩行介助を入浴介助の競技課題から食事介助の競技課題に移行
- ・着衣介助の前に入浴準備として、「入浴の説明と同意、体調確認」を追加設定
- ・シャワー浴後のバスタオルのふき取りについては、浴室入口ではなくシャワーチェア上で行う

● 課題2：食事介助、移乗・移動介助

- ・車付き歩行器の歩行介助から杖歩行介助に変更
- ・禁忌食・食形態の確認を評価するため、食札に「名前」を記載

● 課題3：排泄介助、移乗・移動介助

- ・トイレの棚に、洗面台に行く前に手指衛生が保てるよう、手指消毒液、おしりふきなどを設置

② 試行競技を通じた評価票の再検討

試行競技の実施時における、競技者、利用者役、評価者の方々からの意見、また、試行競技実施後の検証の為のヒアリング等を通じて評価票について以下の通り再検討を行った。

● メジャメント評価

- ・評価項目を「メジャメント」「ジャッジメント」視点で再整理をし、評価票を分けた
- ・声かけの有無の評価から、手技の評価となるよう評価視点を変更
- ・評価項目、大・中・小にて整理
- ・詳細（評価基準）として、“○”となる要件を明確化

● ジャッジメント評価

- ・項目については「介助の安全性」「意向を尊重した対応」「尊厳・プライバシーに配慮した対応」「自立支援の促しと自身での実施」の4項目に絞り、各介護場面で適宜適用
- ・「介助の安全性」については、事故防止の観点により、失格事由を設定
- ・詳細（評価基準）として、「介助の安全性」については利用者安全及び介護者安全の視点により判断
- ・その他項目については対応の表出数とバリエーションにより判断として設定

(2) 試行競技を通じた競技課題(案)と評価票(案)

競技課題1：入浴介助、移乗・移動(歩行)介助

■課題設定

| | |
|--------------------------------|---|
| サービス種別 | 短期入所生活介護 |
| 利用者の状態 (詳細は別添のアセスメントシートを参照) | <ul style="list-style-type: none"> • 高橋さん 87歳 要介護2 • 障害高齢者の日常生活自立度：A2 認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅱb • 脳梗塞後遺症により右上下肢不全麻痺があります。また、肩関節に拘縮が見られます。 • 認知症はあるが、しっかりと声かけがあれば理解し行動できることが多いです。 • 脳梗塞後遺症のため言葉が出づらく、意思表示はできるが「はい・いいえ」「手伝って」「大丈夫」「おいしい」「わからない」などの短い返答に限られます。 • 昼間は杖を使用して移動を行うが、動き出し・方向転換等でふらつくことあり一部介助が必要です。夜間は覚醒不良により転倒リスクが高いため、車いすを使用して移動を行います。 |
| 課題設定 | <ul style="list-style-type: none"> • 自宅のお風呂は狭く、またバリアフリーとなっておらず、シャワー浴も困難な状況であるため、普段はデイサービスにて週2回入浴を利用しています。今回、ご家族の都合もあり、当施設のショートサービスの利用となりました。なお、担当ケアマネジャーより、入浴はバイタルチェックにて主治医の示す血圧の範囲内であればシャワー浴にて、また、できるだけ自立支援の促しを行い、できることを維持してほしい旨の連絡が来ています。 • 季節や天候は本日そのままです。 • 本日朝、自宅からの送迎にて当施設に到着し、居室にご案内。しばらく休んでいただいた後、午前中にシャワー浴による入浴を行う予定となっています。 • 居室にてバイタルチェックを行い血圧は問題ないことを確認。念のため、バイタルチェック表を脱衣室に申し送りを行っています。 • 別の介護職員による杖歩行介助により、居室から脱衣室まで移動し、脱衣室の椅子に座って待っているところです。 • 競技者は初めて高橋さんのシャワー浴を担当します。 • ご挨拶から初めて、入浴の準備(入浴の説明と同意、体調確認など)、脱衣介助を行い、浴室のシャワーチェアまで移動(寄り添いの歩行介助)してください。その後シャワー浴を行い、その場でバスタオルを使用して拭き取り、再び脱衣室の椅子まで移動してください。その後着衣介助を行い、水分を取ってもらうよう促してください。 |

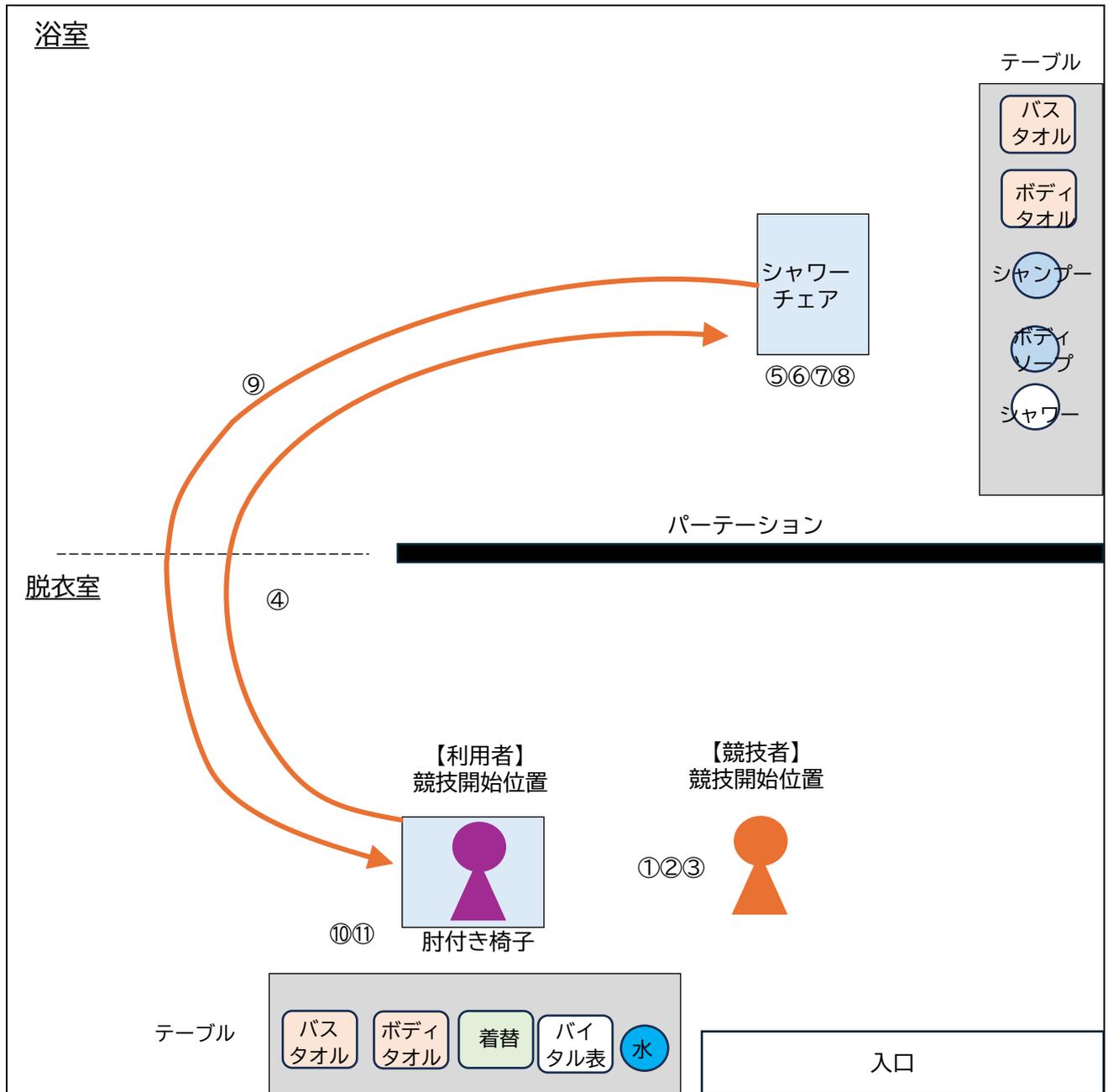
■競技概要

- (1) 入浴準備
- (2) 脱衣介助
- (3) 移動・移乗介助（立ち上がり⇒歩行介助⇒着座）
- (4) 入浴介助（シャワー浴）
- (5) 移動・移乗介助（立ち上がり⇒歩行介助⇒着座）
- (6) 着衣介助

■競技内容

| | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 入浴準備 | |
| ① | 挨拶後、入浴の説明と同意、体調確認など行ってください。 |
| (2) 脱衣介助 | |
| ② | 脱衣介助を行ってください。(上着・ズボンまで、下着は省略) |
| (3) 移乗・移動介助（立ち上がり⇒歩行介助⇒着座） | |
| ③ | 椅子からの立ち上がり介助を行ってください。 |
| ④ | 浴室のシャワーチェアまで、患側を支える歩行介助（寄り添い）を行ってください。 |
| ⑤ | シャワーチェアへの着座介助を行ってください。 |
| (4) 入浴介助（シャワー浴） | |
| ⑥ | シャワー浴（疑似）を行ってください。 |
| ⑦ | その場で拭き取り（疑似）を行ってください。 |
| (5) 移乗・移動介助（立ち上がり⇒歩行介助⇒着座） | |
| ⑧ | シャワーチェアからの立ち上がり介助を行ってください。 |
| ⑨ | 脱衣室の椅子まで、患側を支える歩行介助（寄り添い）を行ってください。 |
| ⑩ | 脱衣室の椅子への着座介助を行ってください。 |
| (6) 着衣介助 | |
| ⑪ | 着衣介助を行ってください。(下着は省略、上着・ズボンのみ) |

■競技工程概要図



■競技時間

30分以内に終わってください（競技想定時間：15分）

■物品要件・留意事項

| | |
|--------|--|
| 物品要件 | <ul style="list-style-type: none">• バイタルチェック表は脱衣室のテーブルに置いてあります。• 着替え・バスタオル（×1）・ボディタオル（×1）は、脱衣室のテーブル上に置いてあります。• 浴室内シャワーチェア・バスタオル（×1）・ボディタオル（×1）は準備済みです。• 浴室内のシャワーから水は出ませんが、出ているものとして競技を行ってください。浴室内のボディソープ・シャンプーも同様です。• タオル類も含め、準備してある物品（枚数）の中で競技を行ってください。• 脱衣室・浴室の床は、清潔な状態であるとみなし競技を行ってください。 |
| 競技留意事項 | <ul style="list-style-type: none">• 脱衣と着衣は上着・ズボンまでとしてください。下着は省略とします。• 利用者役が着ている肌着・レギンスは肌とみなしてください。• 洗髪・洗身は疑似で行ってください。なお、利用者役の身体の前面は触れないでください。 |

■アセスメントシート（課題1～課題3共通）

【基本情報】

※（）内は女性利用者とする。

| | | | | |
|------|---------------|--|------|---------------|
| ふりがな | たかはし たろう（はなこ） | <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 | 生年月日 | 昭和13年1月1日 87歳 |
| 利用者名 | 高橋 太郎（花子） | | | |

【主訴・意向】

| | |
|-----------|---|
| 利用者の主訴・意向 | <p>再発に気を付けながら、体調や体の動きを良くして、以前のように家族と一緒に外出に行ったり、歌の会に通ったりできるようにになりたい。</p> <p>入浴については、家の風呂は狭く、転ぶのが怖いので、できれば施設で入浴したい。</p> <p>最近、夜中に尿漏れしていることがあり、普通の下着では不安。</p> |
| 家族の主訴・意向 | <p>【長男嫁】 今後は自身の仕事の日数を増やしたいので、日中のトイレなど、できるだけ身の回りの動作を自身でもらえると助かる。送迎については仕事のこともあり、施設の送迎を使わせてもらいたい。最近食事に関して途中でやめてしまうことがみられ、食が細くなっているようで不安である。また、むせこみも増えており、改善の支援をしてもらいたい。</p> |

【認定情報・日常生活自立度】

| | | | |
|------|------|----------------|----|
| 要介護度 | 要介護2 | 障害高齢者の日常生活自立度 | A2 |
| | | 認知症高齢者の日常生活自立度 | Ⅱb |

【現在利用している介護サービス】

| | |
|--------|----------------------------|
| 介護サービス | 通所介護 短期入所生活介護 福祉用具貸与 |
|--------|----------------------------|

【健康状態】

| 既往歴 | 病名 | | | 発症時期 | |
|-------|--------------|-------|------------|--------|-------------|
| | | 高血圧症 | | | 発症時期不詳 |
| | 脳梗塞 | | | 令和2年2月 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 身長 | 171 (158) cm | 体重 | 70 (55) kg | BMI | 23.9 (22.0) |
| 麻痺の有無 | 右上下肢不全麻痺 | 拘縮の有無 | 肩関節 | 利き手 | 右 |
| 褥瘡 | 無し | 感染症 | 無し | BPSD | 無し |
| 皮膚疾患 | 症状 | | | 処置 | |
| | 無し | | | | |
| 服薬 | 降圧剤【夕1回】 | | | | |
| | | | | | |

【ADL】

| | | | | | |
|-------|-------------|----------|-------------|--------|--------------|
| 寝返り | 何かにつかまればできる | 起き上がり | 何かにつかまればできる | 座位保持 | 自分の手で支えればできる |
| 立ち上がり | 何かにつかまればできる | 両足での立位保持 | 何か支えがあればできる | 片足での立位 | 何か支えがあればできる |
| 歩行 | 何かにつかまればできる | 移乗 | 一部介助 | 移動 | 一部介助 |

■ 移乗・移動に関する特記事項

【移乗・移動】平坦な場所では杖を使用して移動する。移動・移乗ともに動き出し・方向転換等でふらつくことあり、一部介助が必要。夜間の移動は覚醒状態が不良のため、転倒リスクが高く車いすを使用し介助で行う。ベッドから車いすへの移乗は、スライディングボードを使用する。

【入浴に関する状況】

| | | | | | |
|-------|------|---------|------|----|------|
| 洗身 | 一部介助 | 洗顔 | 一部介助 | 整髪 | 一部介助 |
| 上衣の着脱 | 一部介助 | ズボン等の着脱 | 一部介助 | | |

■ 入浴に関する特記事項

【入浴】主治医より収縮期血圧100mmHg以上160mmHg以下で入浴可の判断基準とするよう指示あり。
 【洗身】左手の届く箇所は自身で洗う事ができる。背部・頭・足元などは介助が必要。
 【脱衣】上衣は、ボタンを外すことはできるが、それ以外の動作には介助が必要。ズボン等は、健側のみ、膝まで下ろす動作はできるが、それ以外の動作には介助が必要。
 【着衣】上衣は、ボタンを留めることはできるが、それ以外の動作には介助が必要。ズボン等は、健側のみ、膝から引き上げる動作はできるが、それ以外の動作には介助が必要。

【食事に関する状況】

| | | | | | |
|------|------|------|------|--|--|
| 食事摂取 | 一部介助 | 口腔清潔 | 一部介助 | | |
|------|------|------|------|--|--|

■ 食事に関する特記事項

【摂取】スプーンやフォークを使って自身で摂取するが、途中でうまくすくえなくなること等があり、介助が必要。えん下機能の低下により、ため込みやむせ込みがみられる。
 【食形態】一口大
 【口腔ケア】義歯の着脱やうがいにはできるが、ブラッシングは介助が必要。

【排泄に関する状況】

| | | | | | |
|----|------|----|------|--|--|
| 排尿 | 一部介助 | 排便 | 一部介助 | | |
|----|------|----|------|--|--|

■ 排泄に関する特記事項

【排尿・排便】ズボンの上げ下ろしについて、健側のみ膝から上げる、膝まで下ろす動作はできるがそれ以外は介助が必要。ペーパーでの拭き上げは自身で行う。夜間のトイレへの移動は覚醒状態が不良のため、転倒リスクが高く、車いすを使用し介助で行う。

【コミュニケーションにおける理解と表出の状況】

| | | | | | |
|-------------|----|------|-------|-----------|-----------|
| 視力 | 普通 | 聴力 | 普通 | 他者への意思の伝達 | ときどき伝達できる |
| 介護に係る指示が通じる | はい | 外出頻度 | 週1回以上 | | |

■ コミュニケーションにおける理解と表出に関する特記事項

脳梗塞後遺症のため言葉が出づらく、意思表示はできるが「はい・いいえ」「手伝って」「大丈夫」「おいしい」「わからない」などの短い返答に限られる。
 簡潔な質問の理解や会話はできるが、複雑な内容になると理解できない様子がある。
 介護者の声かけにより、協力動作ができる。

■利用者役シナリオ （一部掲載）

| (1) 入浴準備 | |
|----------------------------|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> • これから入浴を行うことや入浴方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • これから入浴することで良いかを訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 • 体調を訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 • バイタルチェックで問題なかったことを伝えたら「はい」と答えてください。 • 室温が問題ないかを訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 |
| (2) 脱衣介助 | |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> • これから脱衣介助を行うことや説明があったら「うん」とうなずいてください。 • これから服を脱いでも良いか、出来ないことはお手伝いすることで良いかを訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 • 介護者から自分でできることは自力で行ってくださいと自立支援に関する声掛けがあったら、上衣のボタンは左手で上二つまで外す、上衣の右側の袖は左手で肘まで、左側の袖は左手で肩まで下ろしてください。ズボンは左手でボタンを外す、チャックを下す、左側のみ左手で膝まで下ろしてください。 • そこまで行ったら「うまく脱げないから手伝って」と言ってください。 • 以降は介護者による脱衣介助を受けてください。 • 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 • 左足の挙上は20cm程度としてください。右足は介護者の手の支えにより挙上するものとしてください。 |
| (3) 移乗・移動介助（立ち上がり⇒歩行介助⇒着座） | |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> • これから浴室まで移動することや立ち上がりの方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • これから立ち上がること・移動することで良いかを訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 • 介護者の立ち上がり介助を受け、立ち上がってください。（できるだけゆっくり） • 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 • 体調を訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 |
| ④ | <ul style="list-style-type: none"> • これから浴室まで移動することや歩行介助の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • 介護者の歩行介助を受け、シャワーチェアまで移動してください。（できるだけゆっくり） |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none"> • これからシャワーチェアに座ることや着座の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • 介護者の着座介助を受け、座ってください。（できるだけゆっくり） • 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 |
| (4) 入浴介助（シャワー浴） | |
| ⑥ | <ul style="list-style-type: none"> • これから入浴介助をすることや手順の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • これから入浴介助しても良いか、出来ないことはお手伝いすることで良いかを訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・寒くないか訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 ・湯の温度がいいか訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 ・どこから洗うか訊かれたら「頭から」と答えてください。 ・介護者から自分でできることは自力で行ってくださいと自立支援に関する声掛けがあったら、右側の腕は左手で肘まで、左側は前肩まで洗ってください（模擬）。足は両足とも左手で膝まで洗ってください（模擬）。そこまで洗ったら「あとをお願いします」と言って、介護者による洗身介助を受けてください。 ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 ・介護者から陰部は自身で洗ってくださいと声掛けがあったら、左手で陰部を洗ってください（模擬）。 ・洗い足りない所が無いかが訊かれたら「無いです」と答えてください。 |
| ⑦ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから拭き取りをすることや手順の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・これから拭き取りしても良いか、出来ないことはお手伝いすることで良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 ・介護者から自分でできることは自力で行ってくださいと自立支援に関する声掛けがあったら、右側の腕は左手で肘まで、左側は前肩まで拭いてください（模擬）。足は両足とも左手で膝まで拭いてください（模擬）。そこまで拭いたら「あとをお願いします」と言って、介護者による拭き取りを受けてください。 ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 ・介護者から陰部は自身で拭いてくださいと声掛けがあったら、左手で陰部を拭いてください（模擬）。 ・寒くないか訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 ・拭き足りない所が無いかが訊かれたら「無いです」と答えてください。 ・かゆみや痛い所が無いかが訊かれたら「無いです」と答えてください。 ・体調を訊かれたら「大丈夫です」と答えてください。 |
| (5) 移乗・移動介助（立ち上がり⇒歩行介助⇒着座） | |
| ⑧ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから脱衣室まで移動することや立ち上がりの方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・これから立ち上がること・移動することで良いかを訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 ・介護者の立ち上がり介助を受け、立ち上がってください。（できるだけゆっくり） ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 ・体調を訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 |
| ⑨ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから脱衣室まで移動することや歩行介助の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・介護者の歩行介助を受け、脱衣室の椅子まで移動してください。（できるだけゆっくり） |
| ⑩ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから椅子に座ることや着座の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・介護者の着座介助を受け、座ってください。（できるだけゆっくり） ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 |

(6) 着衣介助

⑪

- これから着衣介助を行うことや説明があったら「うん」とうなずいてください。
- これから服を着ても良いか、出来ないことはお手伝いすることで良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。
- 介護者から自分でできることは自力で行ってくださいと自立支援に関する声掛けがあったら、上衣の右側の袖は左手で肘から肩まで上げてください。(ボタンの留め、左側の袖については全くできない)。ズボンは左側のみ左手で膝から太ももまで上げてください。(チャックを上げる、ボタンの留め、右側については全くできない)。
- そこまで行ったら「うまく着れないから手伝って」と言ってください。
- 以降は介護者による脱衣介助を受けてください。
- 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。
- 左足の挙上は20cm程度としてください。右足は介護者の手の支えにより挙上するものとしてください。
- 着心地の悪いところが無いか訊かれたら「無いです」と答えてください。
- 水を飲んでくださいと声かけがあったら「はい」と答えて、水を飲んでください(模擬)。
- 体調を訊かれたら「大丈夫です」と答えてください。

| 競技課題1：入浴介助、移乗・移動（歩行）介助 メジャメント評価票（案） | | | | | |
|---|-----------------------|--|----|--|----|
| 尊厳：尊厳の保持、意向：自己決定・意向の尊重、自立：自立支援（残存能力の活用）、安全：安全性の確保 | | | | | |
| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細（評価基準） | 評価 |
| (1) 入浴準備 | | | | | |
| 1 | 入浴介助の説明をしたか | これから行う入浴の目的と、方法（シャワー浴）の説明をしたか | 尊厳 | 清潔保持、血行促進など入浴の目的と、これからシャワー浴をするなどの説明があること | |
| 2 | 入浴介助の同意を得たか | シャワー浴をすることの同意を得たか | 意向 | これからシャワー浴に入ることの良いかの声かけと、利用者からの了承があること | |
| 3 | 体調確認をしたか | 1 入浴に当たり、体調に問題がないか声かけをしたか 2 事前のバイタルチェックで問題がないことを確認し、それを伝えたか 3 室温が問題がないか声かけをしたか | 安全 | 体調の変化（特に血圧）など、入浴に当たって問題が無いが、不安が無いかが声かけがあること バイタルチェック表を確認し、その結果を伝え、入浴には問題が無いことの声かけがあること これから脱衣するに当たり、寒くないかなど室温に関する確認の声かけがあること | |
| (2) 脱衣介助 | | | | | |
| 1 | 脱衣介助の説明をしたか | これから脱衣介助を行うことと、脱衣介助の説明（手順等）をしたか | 尊厳 | これから服を脱ぐこと、どのような順番（上衣からならど）で脱衣介助を行うかの説明があること | |
| 2 | 脱衣介助の同意を得たか | 1 脱衣介助を行う（服を脱ぐ）ことの同意を得たか 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 | これから服を脱ぐことで良いかの声かけと、利用者からの了承があること | |
| 3 | 健側から患側の順番で脱衣介助を行ったか | 1 上衣は健側の袖から脱衣したか 2 ズボンには健側の足から脱衣したか | 安全 | 脱衣に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること 左腕の袖からの脱衣となっていること 左足からの脱衣となっていること | |
| 4 | 自力で脱ぐことができるよう利用者に促したか | 1 ポタンを外すことや上衣やズボンの脱衣等、自力でできることは自分で行うよう促したか 2 健側の足を上げる、健側の腕を伸ばす等協力を促したか | 自立 | 左側の袖を脱げるところまで脱いでください、など、できることを自分で行うよう促す声かけがあること 足を上げてください、腕を伸ばしてください、など、健側について協力動作を促す声かけがあること | |
| 5 | タオル等を使い、保温に配慮したか | 1 上衣を脱いだ後、タオルを上半身にかけるなど保温に配慮したか | 安全 | 上半身にタオルがかかっていること、また寒くないかなど声かけがあること | |
| 6 | タオル等を使い、プライバシーに配慮したか | 1 陰部が露出しないよう、タオルを渡してかけるなど、プライバシーに配慮したか | 尊厳 | 陰部を隠してもらうことの声かけをし、タオルを渡して利用者自身で陰部を隠してもらっていること | |

| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|----|---------------------------------------|--|----|---|----|
| | (3) 移乗・移動介助 (立ち上がり⇒歩行介助⇒着座) | | | | |
| 1 | 移動介助の説明をしたか | これから浴室まで移動介助を行うことと、立ち上がりから移動介助の説明(手順・方法)をしたか | 尊厳 | 浴室まで移動すること、どのような順番で行うか、移動の方法(寄り添い歩行)の説明があること | |
| 2 | 移動介助の同意を得たか | これから立ち上がり、浴室まで移動介助を行うことへの同意を得たか | 意向 | これから立ち上がり、浴室まで移動すること、この声かけと、利用者からの了承があること | |
| | | できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 | 立ち上がりや移動に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | |
| 3 | 立ち上がり介助の説明をしたか | これから立ち上がり介助を行うことと、立ち上がり介助の説明(手順等)をしたか | 尊厳 | これから立ち上がり、どのような順番(浅く腰掛けなど)で立ち上がり介助を行うかの説明があること | |
| 4 | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら立ち上がり介助を行ったか | 1 利用者の患側を保護する位置に立っていたか 2 患側を保護しながら立ち上がり介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | |
| 5 | 体調確認をしたか | 1 体調に変わりがないか声かけをしたか | 安全 | 立ち上がりによってめまいが無いかなど、体調の変化が無いか声かけがあること | |
| 6 | 歩行介助の説明をしたか | これから歩行介助を行うことと、歩行介助の説明(方法等)をしたか | 尊厳 | これから浴室まで移動すること、どのような方法(寄り添い歩行)で移動介助を行うかの説明があること | |
| 7 | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら歩行介助を行ったか | 1 利用者の患側を保護する位置に立っていたか 2 患側を保護しながら歩行介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | |
| 8 | 急がせず、利用者のペースに合わせた介助・誘導を行ったか | 1 利用者のペースに合わせた歩行介助を行ったか | 安全 | 利用者より早く、あるいは遅くなりすぎないよう、利用者のペースに合わせた歩行スピードであること | |
| 9 | 着座介助の説明をしたか | これから着座介助を行うことと、着座介助の説明(手順等)をしたか | 尊厳 | これから着座すること、どのような順番(前かがみになるなど)で着座介助を行うかの説明があること | |
| 10 | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら着座介助を行ったか | 1 利用者の患側を保護する位置に立っていたか 2 患側を保護しながら着座介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | |
| | | 1 足底が床についているか確認したか | 安全 | 利用者の右側を支えながら着座の支援を行っていること | |
| 11 | 座位の安定を確認したか | 1 深く座れているか(シャワー浴に当たり問題ない座位の位置か)確認したか 2 体幹の傾きはどうか確認したか | 安全 | 足底が床についているか、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| | | 3 体幹の傾きはどうか確認したか | 安全 | シャワー浴に当たり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| | | | 安全 | 体幹の傾きはどうか、目視による確認または声かけによる確認があること | |

| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|---|--------------------------------|--|----------|---|----|
| | (4) 入浴介助 (シャワー浴) | | | | |
| | 1 入浴介助を説明をしたか | これから入浴介助を行うこと、入浴介助の説明 (手順・方法) をしたか | 尊敬 | シャワー浴であること、どのような順番 (洗髪かうなど) でシャワー浴介助を行うかの説明があること | |
| | 2 入浴介助の同意を得たか | これから入浴介助を行うことの同意を得たか できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 意向 | これからシャワー浴を行うことで良いかの声かけと、利用者からの了承があること シャワー浴に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | |
| | 3 湯の温度が適温であるか確認したか | 利用者の手や足などにお湯をかけるなどとして、湯の温度が適温かどうか確かめたか | 安全 | シャワーの温度が良いかの声かけと、利用者からの了承があること | |
| | 4 どこから洗うか、利用者の意向を確認したか | どこから洗うかの声かけをし、意向に沿った入浴介助を行ったか | 意向 | シャワー浴に当たり、どこから洗うか等、利用者へ意向を聞き、意向に沿った順で洗うこと | |
| | 5 末梢から中枢の順序での洗身介助を行ったか | 心臓から遠い部分である末梢から中枢の順序で洗身したか | 安全 | 洗身の際、手や足元などから洗身を行っていること | |
| | 6 自力で洗えるところは自分で洗うよう促したか | 自力で洗えるところは自分で洗うよう促したか | 自立 | 自力で洗えるところまで洗ってください、など、できることを自分で行うよう促す声かけがあること | |
| | 7 洗い足りないところは自分で洗うよう利用者へ促したか | タオルを利用者に渡し、健側の手で陰部を洗ってもらったか 健側の足を上げる、健側の腕を伸ばす等協力動作を促したか | 尊敬 自立 | タオルを利用者の健側の手に渡し、自身で陰部を洗ってもらうよう促す声かけがあること 足を上げてください、腕を伸ばしてください、など、健側について協力動作を促す声かけがあること | |
| | 8 洗い足りないところがないか、声かけを行ったか | 洗い足りないところがないか、声かけをしたか | 尊敬 | 洗い濡れや、洗い足りないところがないか、声かけがあること | |
| | 9 拭き取りをすることの説明をしたか | これから拭き取りを行うことと、拭き取りの説明 (手順) をしたか | 尊敬 | その場で拭き取りを行うこと、どのような順番 (顔からなど) で拭き取りを行うかの説明があること | |
| | 10 拭き取りの同意を得たか | これから拭き取りを行うことの同意を得たか できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 意向 | これから拭き取りを行うことで良いかの声かけと、利用者からの了承があること 拭き取りに当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | |
| | 11 自力で拭けるところは自分で拭くよう促したか | 自力で拭けるところは自分で拭くよう促したか | 自立 | 自力で洗えるところまで洗ってください、など、できることを自分で行うよう促す声かけがあること | |
| | 12 タオルを利用者に渡し、健側の手で陰部を拭いてもらったか | タオルを利用者に渡し、健側の手で陰部を拭いてもらったか | 尊敬 | タオルを利用者の健側の手に渡し、自身で陰部の水気を拭き取ってもらうよう促す声かけがあること | |
| | 13 健側の足を上げる、健側の腕を伸ばす等協力動作を促したか | 健側の足を上げる、健側の腕を伸ばす等協力動作を促したか | 自立 | 足を上げてください、腕を伸ばしてください、など、健側について協力動作を促す声かけがあること | |
| | 14 拭き足りないところがないか、声かけを行ったか | 拭き足りないところがないか、声かけをしたか | 尊敬 | 拭き濡れや、拭き足りないところがないか、声かけがあること | |
| | 15 かゆみや痛み等、皮膚について異常がないか確認したか | かゆみや痛み等がないかどうか、声かけをしたか | 安全 | かゆみや痛み等がないかどうか、皮膚で見えてほしいところが無いかなど、声かけがあること | |
| | 16 タオル等を使い、保温に配慮したか | 拭き取った後、タオルを上半身にかけてなど保温に配慮したか | 安全 | 上半身にタオルがかかっていること、また暑くないかなど、声かけがあること | |
| | 17 タオル等を使い、プライハシーに配慮したか | 陰部が露出しないよう、タオルを渡してかけるなど、プライハシーに配慮したか | 尊敬 | 陰部を隠してもらうことの声かけをし、タオルを渡して利用者自身で陰部を隠してもらっていること | |
| | 18 体調確認をしたか | 体調に変わりがないか声かけをしたか | 安全 | 入浴によって、体調の変化が無いかなど、声かけがあること | |

| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|---------------------------------------|---|---|----|--|----|
| (5) 移乗・移動介助 (立ち上がり⇒歩行介助⇒着座) | 1 移動介助の説明をしたか 2 移動介助の同意を得たか 3 立ち上がり介助の説明をしたか 4 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら立ち上がり介助を行ったか 5 体調確認をしたか 6 歩行介助の説明をしたか 7 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら歩行介助を行ったか 8 急かせず、利用者のベースに合わせた介助・誘導を行ったか 9 着座介助の説明をしたか 10 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら着座介助を行ったか 11 座位の安定を確認したか | 1 リから移動介助の説明 (手順・方法) をしたか | 尊厳 | 移動の方法 (寄り添い歩行) の説明があること | |
| | | 1 これから立ち上がり、服衣室まで移動介助を行うこと 2 同意を得たか | 意向 | これら立ち上がり、服衣室まで移動すること、良いかの声かけと、利用者からの了承があること | |
| | | 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 | 立ち上がりや移動に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | |
| | | 1 これから立ち上がり介助を行うことと、立ち上がり介助の説明 (手順等) をしたか | 尊厳 | これら立ち上がること、どのような順番 (着く側掛けるなど) で立ち上がり介助を行うかの説明があること | |
| | | 1 利用者の患側を保護する位置に立っていたか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | |
| | | 2 患側を保護しながら立ち上がり介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側を支えながら立ち上がりの支援を行っていること | |
| | | 1 体調に変わりがないか声かけをしたか | 安全 | 立ち上がりによってめまいが無いかなど、体調の変化が無いか声かけがあること | |
| | | 1 これから歩行介助を行うことと、歩行介助の説明 (方法等) をしたか | 尊厳 | これら浴室まで移動すること、どのような方法 (寄り添い歩行) で移動介助を行うかの説明があること | |
| | | 1 利用者の患側を保護する位置に立っていたか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | |
| | | 2 患側を保護しながら歩行介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側を支えながら寄り添い歩行介助を行っていること | |
| | | 1 利用者のベースに合わせた歩行介助を行ったか | 安全 | 利用者より早く、あるいは遅くなりすぎないよう、利用者のベースに合わせた歩行スピードであること | |
| 1 これから着座介助を行うことと、着座介助の説明 (手順等) をしたか | 尊厳 | これら着座すること、どのような順番 (前かがみになるなど) で着座介助を行うかの説明があること | | | |
| 1 利用者の患側を保護する位置に立っていたか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | | | |
| 2 患側を保護しながら着座介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側を支えながら着座の支援を行っていること | | | |
| 1 足底が床についているか確認したか | 安全 | 足底が床についているか、目視による確認または声かけによる確認があること | | | |
| 2 深く座れているか (着衣介助に当たり問題ない座位の位置か) 確認したか | 安全 | 着衣介助に当たり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること | | | |
| 3 体幹の傾きはないか確認したか | 安全 | 体幹の傾きはないか、目視による確認または声かけによる確認があること | | | |

| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|---|-------------------|---|--|--|----|
| | (6) 着衣介助 | | | | |
| | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 1 タオルを上半身にかけるなど保温に配慮したが 2 タオル等を使い、ブライバシーに配慮したか 3 着衣介助の説明したか 4 着衣介助の同意を得たか 5 患側から健側の順番で着衣介助を行ったか 6 自力で着ることができるところは自分で着るよう利用者に促したか 7 しわやたるみがないか確認したか 8 入浴後の水分補給を促したか 9 体調確認をしたか | 安全 尊厳 尊厳 意向 意向 安全 安全 自立 自立 安全 安全 安全 | などの声かけがあること 陰部を隠してもらったことの声かけをし、タオルを渡して利用者自身で陰部を隠してもらっていること これから服を着ること、どのような順番(上衣からなど)で着衣介助を行うかの説明があること これから服を着ること、利用者がこの了承があること 着衣に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること 右腕の袖からの脱衣となっていること 右足からの脱衣となっていること 左側の袖を上げるところまで着てくさい、など、できることを自分で行うよう促す声かけがあること 足を上げてくさい、腕を伸ばしてくさい、など、健側について協力動作を促す声かけがあること しわやたるみを伸ばす、また着衣で気になるところは無いかなどの声かけがあること 水分補給を促す声かけがあること 入浴終わりに、体調の変化が無いか声かけがあること | |

■ ジャッジメント評価票 (一歩進め)

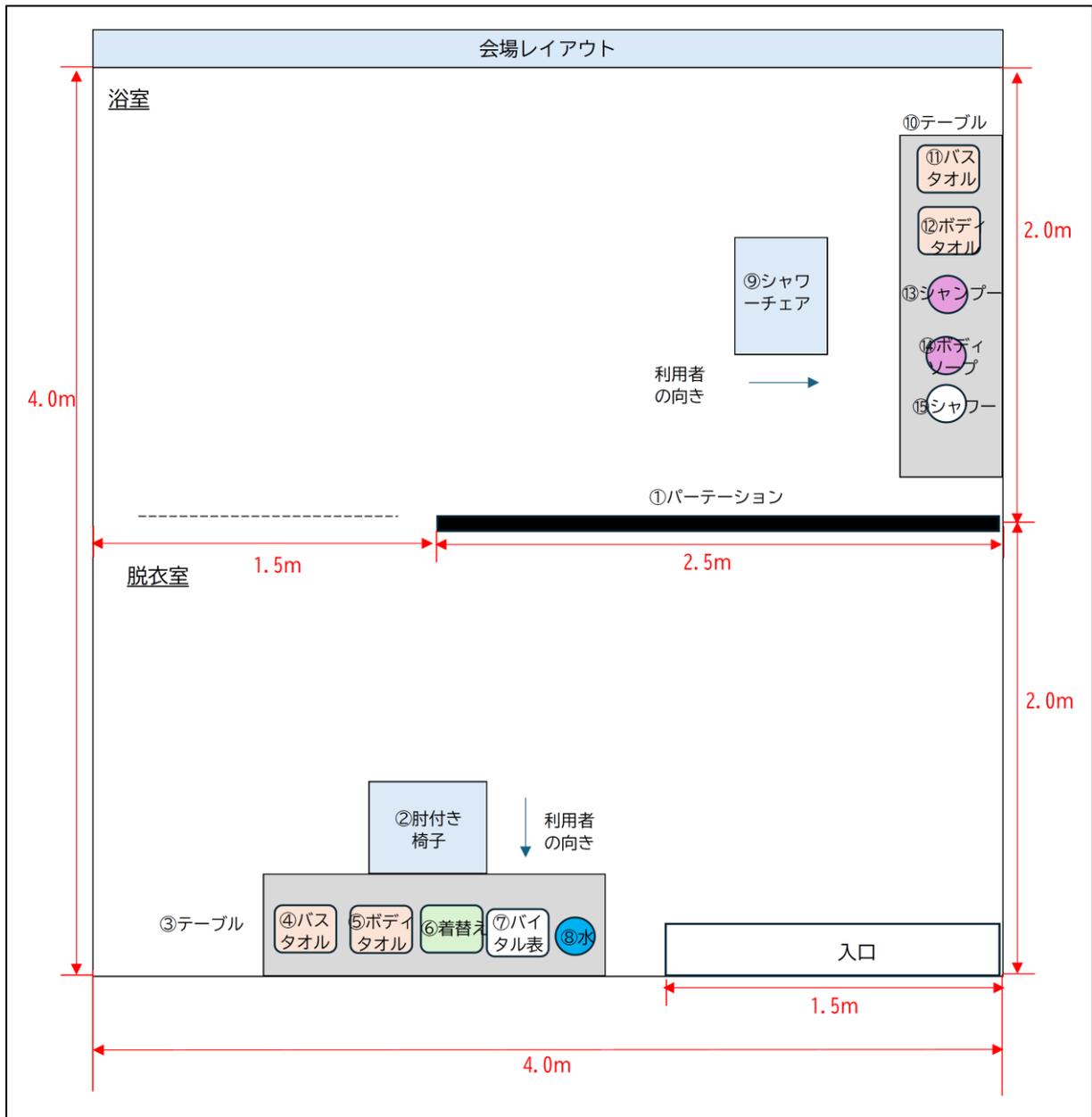
競技課題 1 : 入浴介助、移乗・移動 (歩行) 介助 ジャッジメント評価票 (案)

0 : 標準以下、または未実施
 1 : 標準的な介助
 2 : 標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出している
 3 : 標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出し、バリエーションも多い

| 大 | 中項目 | 小項目 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|--|------------------|--|--|----|
| (1) 入浴準備 | | | | |
| (2) 脱衣介助 | | | | |
| 1 | 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の視点により判断 | |
| 2 | 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 3 | 尊厳・プライバシーに配慮した対応 | 目線や立ち位置、周囲への配慮、言葉遣いなど、より多くの尊厳・プライバシー配慮が行われていたか | 尊厳やプライバシーに配慮した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 4 | 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し (意欲向上) により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |
| (3) 移乗・移動介助 (立ち上がり ⇒ 歩行介助 ⇒ 着座) | | | | |
| 1 | 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の視点により判断 | |
| 2 | 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 3 | 尊厳・プライバシーに配慮した対応 | 目線や立ち位置、周囲への配慮、言葉遣いなど、より多くの尊厳・プライバシー配慮が行われていたか | 尊厳やプライバシーに配慮した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 4 | 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し (意欲向上) により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |
| (4) 入浴介助 (シャワー浴) | | | | |
| 1 | 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の視点により判断 | |
| 2 | 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 3 | 尊厳・プライバシーに配慮した対応 | 目線や立ち位置、周囲への配慮、言葉遣いなど、より多くの尊厳・プライバシー配慮が行われていたか | 尊厳やプライバシーに配慮した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 4 | 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し (意欲向上) により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |

| 大 | 中項目 | 小項目 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|---|--------------------|--|--|----|
| (5) 移乗・移動介助 (立ち上がり) ⇒ 歩行介助 ⇒ 着座) | | | | |
| | 1 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | 合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の観点により判断 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | 2 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 尊厳やプライバシーに配慮した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | 3 尊厳・プライバシーに配慮した対応 | 自席や立ち位置、向面への配慮、言葉遣いなど、より多くの尊厳・プライバシー配慮が行われていたか | 尊厳やプライバシーに配慮した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | 4 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し(意欲向上)により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |
| (6) 着衣介助 | | | | |
| | 1 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中に我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の観点により判断 | |
| | 2 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | 3 尊厳・プライバシーに配慮した対応 | 自席や立ち位置、向面への配慮、言葉遣いなど、より多くの尊厳・プライバシー配慮が行われていたか | 尊厳やプライバシーに配慮した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | 4 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し(意欲向上)により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |

■競技会場レイアウト



■必要物品リスト

| 場所 | 項番 | 物品名 | 数量 |
|-----|----|-----------------------------------|---------|
| | ① | パーテーション (2.5m) | 1 |
| 脱衣室 | ② | 肘付椅子 | 1 |
| | ③ | 長テーブル (1.5m×0.45m) | 1 |
| | ④ | バスタオル | 1 |
| | ⑤ | ボディタオル | 1 |
| | ⑥ | 着替え (上: ボタンシャツ 下: ジャージもしくはスウェット等) | 1式 |
| | ⑦ | バイタルチェック表 | 1 |
| | ⑧ | 水 (コップ入り) | 1 |
| | 浴室 | ⑨ | シャワーチェア |
| ⑩ | | 長テーブル (1.5m×0.45m) | 1 |
| ⑪ | | バスタオル | 1 |
| ⑫ | | ボディタオル | 1 |
| ⑬ | | シャンプー (疑似) | 1 |
| ⑭ | | ボディソープ (疑似) | 1 |
| ⑮ | | シャワーヘッド | 1 |

競技課題2：食事介助、移乗・移動（杖歩行）介助

■課題設定

| | |
|--------------------------------|---|
| サービス種別 | 短期入所生活介護 |
| 利用者の状態 (詳細は別添のアセスメントシートを参照) | <ul style="list-style-type: none"> • 高橋さん 87歳 要介護2 • 障害高齢者の日常生活自立度：A2 認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅱb • 脳梗塞後遺症により右上下肢不全麻痺があります。また、肩関節に拘縮が見られます。 • 認知症はあるが、しっかりと声かけがあれば理解し行動できることが多いです。 • 脳梗塞後遺症のため言葉が出づらく、意思表示はできるが「はい・いいえ」「手伝って」「大丈夫」「おいしい」「わからない」などの短い返答に限られます。 • 昼間は杖を使用して移動を行うが、動き出し・方向転換等でふらつくことあり一部介助が必要です。夜間は覚醒不良により転倒リスクが高いため、車いすを使用して移動を行います。 |
| 課題設定 | <ul style="list-style-type: none"> • 今回、ご家族の都合もあり、当施設のショートサービスの利用となりました。なお、担当ケアマネジャーより、食事はスプーンやフォークを使って自身で摂取するが、途中でうまくすくえなくなることがあり介助が必要、またえん下機能の低下により、ため込みやむせ込みがみられるので注意してくださいとの連絡が来ています。また、できるだけ自立支援の促しを行い、できることを維持してほしい旨の連絡も来ています。 • 季節や天候は本日そのままです。 • 本日朝、自宅からの送迎にて当施設に到着し、居室にご案内。しばらく休んでいただいた後、午前中にシャワー浴による入浴を行いました。 • 昼食の時間になったため、別の介護職員による杖歩行介助により、居室から食堂入り口まで移動し、競技者に引き継いだところです。 • 競技者は初めて高橋さんの食事介助を担当します。 • ご挨拶から初めて、食堂の椅子まで移動（杖歩行介助）し、その後食事の準備を行ってください。食事の準備が整ったら、利用者に食事をとってもらい、必要に応じて食事介助を行ってください。食事の途中でむせこみがみられた場合は、その対応を行ってください。食事終了後、口腔ケアのため、洗面台の椅子まで移動（杖歩行介助）し、座ってもらってください。なお、口腔ケアは行いません。 |

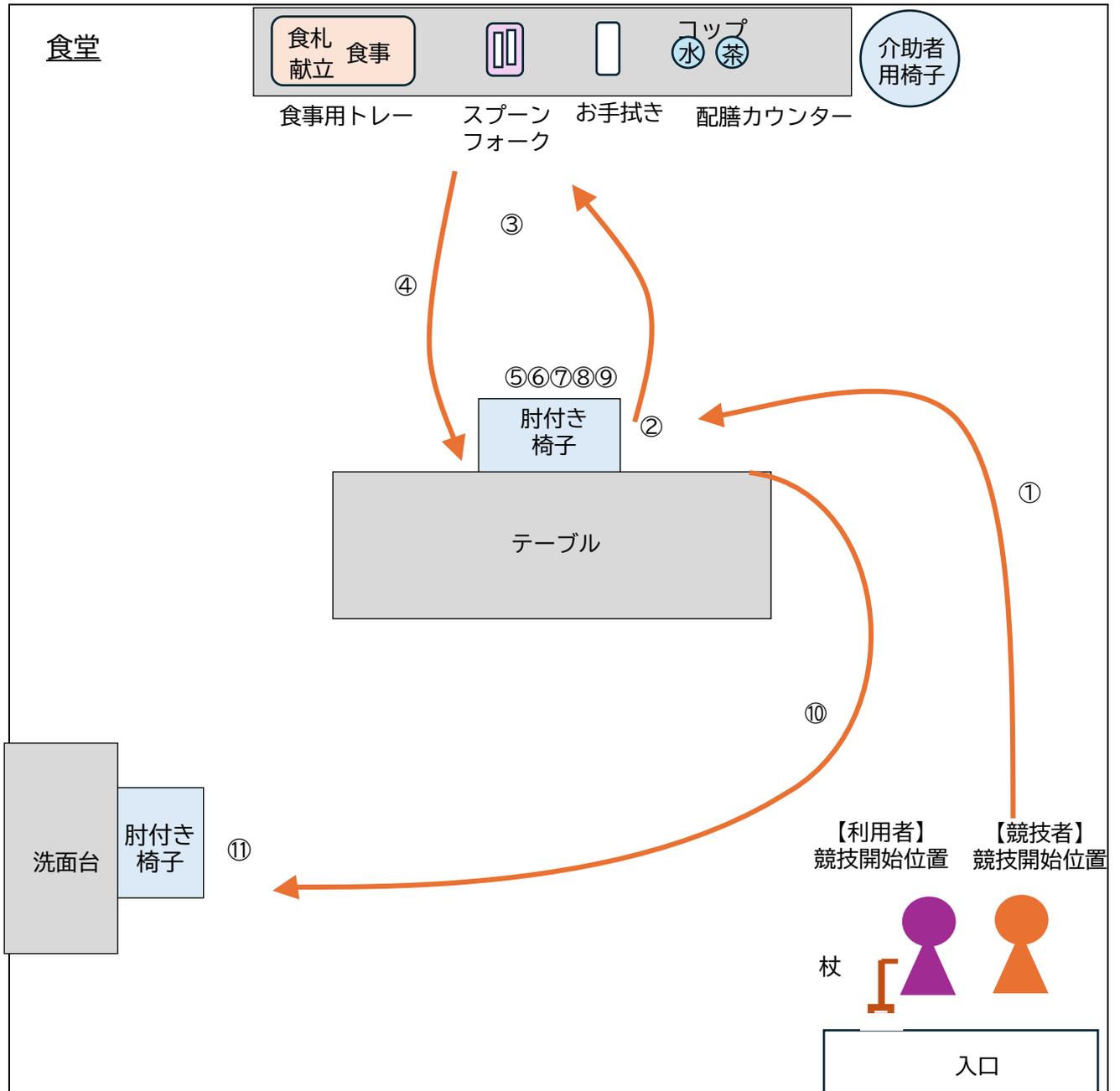
■競技概要

- (1) 移動・移乗介助（杖歩行介助⇒着座）
- (2) 食事の準備
- (3) 食事介助
- (4) むせこみの対応
- (5) 移動・移乗介助（立ち上がり⇒杖歩行介助⇒着座）

■競技内容

| | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 移動・移乗介助（杖歩行介助⇒着座） | |
| ① | 挨拶後、杖歩行介助の説明と同意、食堂の椅子まで杖歩行介助を行ってください。 |
| ② | 食堂の椅子への着座介助を行ってください。 |
| (2) 食事の準備 | |
| ③ | 配膳カウンターに移動して、食事の準備を行ってください。 |
| ④ | 食事のテーブルまで食事と飲み物を運び、配膳を行ってください。 |
| (3) 食事介助 | |
| ⑤ | 食事の準備が整ったら、利用者に食事をとってもらってください。 |
| ⑥ | 必要に応じて食事介助を行ってください。 |
| (4) むせこみの対応 | |
| ⑦ | むせこみがみられた場合は、その対応を行ってください。 |
| ⑧ | むせこみ収まったら、食事を続けるか意向を確認してください。 |
| (5) 移動・移乗介助（立ち上がり⇒杖歩行介助⇒着座） | |
| ⑨ | 椅子からの立ち上がり介助を行ってください。 |
| ⑩ | 洗面台の椅子まで、杖歩行介助を行ってください。 |
| ⑪ | 洗面台の椅子への着座介助を行ってください。 |

■競技工程概要図



■競技時間

30 分以内に終わってください（競技想定時間：15 分）

■物品要件・留意事項

| | |
|--------|--|
| 物品要件 | <ul style="list-style-type: none">• 食事は調理済みで、配膳カウンターに利用者の分の食事が食事トレーに準備されています。• 食事トレーに食札（名前、禁忌食・食形態の記載あり）と献立が置いてあります。• 飲み物は、水とお茶が用意されています。好んで選ぶことができます。 |
| 競技留意事項 | <ul style="list-style-type: none">• 食事は疑似となりますが、食べているものとして競技を行ってください。• 洗面台まで移動しますが、口腔ケアは行いません。 |

■アセスメントシート（課題1～課題3共通）

【基本情報】

※（）内は女性利用者とする。

| | | | | |
|------|---------------|--|------|---------------|
| ふりがな | たかはし たろう（はなこ） | <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 | 生年月日 | 昭和13年1月1日 87歳 |
| 利用者名 | 高橋 太郎（花子） | | | |

【主訴・意向】

| | |
|-----------|---|
| 利用者の主訴・意向 | <p>再発に気を付けながら、体調や体の動きを良くして、以前のように家族と一緒に外食に行ったり、歌の会に通ったりできるようにになりたい。</p> <p>入浴については、家の風呂は狭く、転ぶのが怖いので、できれば施設で入浴したい。</p> <p>最近、夜中に尿漏れしていることがあり、普通の下着では不安。</p> |
| 家族の主訴・意向 | <p>【長男嫁】 今後は自身の仕事の日数を増やしたいので、日中のトイレなど、できるだけ身の回りの動作を自身でもらえると助かる。送迎については仕事のこともあり、施設の送迎を使わせてもらいたい。最近食事に関して途中でやめてしまうことがみられ、食が細くなっているようで不安である。また、むせこみも増えており、改善の支援をしてもらいたい。</p> |

【認定情報・日常生活自立度】

| | | | |
|------|------|----------------|----|
| 要介護度 | 要介護2 | 障害高齢者の日常生活自立度 | A2 |
| | | 認知症高齢者の日常生活自立度 | Ⅱb |

【現在利用している介護サービス】

| | |
|--------|----------------------------|
| 介護サービス | 通所介護 短期入所生活介護 福祉用具貸与 |
|--------|----------------------------|

【健康状態】

| 既往歴 | 病名 | | | 発症時期 | |
|-------|--------------|-------|------------|--------|-------------|
| | | 高血圧症 | | | 発症時期不詳 |
| | 脳梗塞 | | | 令和2年2月 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 身長 | 171 (158) cm | 体重 | 70 (55) kg | BMI | 23.9 (22.0) |
| 麻痺の有無 | 右上下肢不全麻痺 | 拘縮の有無 | 肩関節 | 利き手 | 右 |
| 褥瘡 | 無し | 感染症 | 無し | BPSD | 無し |
| 皮膚疾患 | 症状 | | | 処置 | |
| | 無し | | | | |
| 服薬 | 降圧剤【夕1回】 | | | | |
| | | | | | |

【ADL】

| | | | | | |
|-------|-------------|----------|-------------|--------|--------------|
| 寝返り | 何かにつかまればできる | 起き上がり | 何かにつかまればできる | 座位保持 | 自分の手で支えればできる |
| 立ち上がり | 何かにつかまればできる | 両足での立位保持 | 何か支えがあればできる | 片足での立位 | 何か支えがあればできる |
| 歩行 | 何かにつかまればできる | 移乗 | 一部介助 | 移動 | 一部介助 |

■ 移乗・移動に関する特記事項

【移乗・移動】平坦な場所では杖を使用して移動する。移動・移乗ともに動き出し・方向転換等でふらつくことあり、一部介助が必要。夜間の移動は覚醒状態が不良のため、転倒リスクが高く車いすを使用し介助で行う。ベッドから車いすへの移乗は、スライディングボードを使用する。

【入浴に関する状況】

| | | | | | |
|-------|------|---------|------|----|------|
| 洗身 | 一部介助 | 洗顔 | 一部介助 | 整髪 | 一部介助 |
| 上衣の着脱 | 一部介助 | ズボン等の着脱 | 一部介助 | | |

■ 入浴に関する特記事項

【入浴】主治医より収縮期血圧100mmHg以上160mmHg以下で入浴可の判断基準とするよう指示あり。
 【洗身】左手の届く箇所は自身で洗う事ができる。背部・頭・足元などは介助が必要。
 【脱衣】上衣は、ボタンを外すことはできるが、それ以外の動作には介助が必要。ズボン等は、健側のみ、膝まで下ろす動作はできるが、それ以外の動作には介助が必要。
 【着衣】上衣は、ボタンを留めることはできるが、それ以外の動作には介助が必要。ズボン等は、健側のみ、膝から引き上げる動作はできるが、それ以外の動作には介助が必要。

【食事に関する状況】

| | | | | | |
|------|------|------|------|--|--|
| 食事摂取 | 一部介助 | 口腔清潔 | 一部介助 | | |
|------|------|------|------|--|--|

■ 食事に関する特記事項

【摂取】スプーンやフォークを使って自身で摂取するが、途中でうまくすくえなくなること等があり、介助が必要。えん下機能の低下により、ため込みやむせ込みがみられる。
 【食形態】一口大
 【口腔ケア】義歯の着脱やうがいにはできるが、ブラッシングは介助が必要。

【排泄に関する状況】

| | | | | | |
|----|------|----|------|--|--|
| 排尿 | 一部介助 | 排便 | 一部介助 | | |
|----|------|----|------|--|--|

■ 排泄に関する特記事項

【排尿・排便】ズボンの上げ下ろしについて、健側のみ膝から上げる、膝まで下ろす動作はできるがそれ以外は介助が必要。ペーパーでの拭き上げは自身で行う。夜間のトイレへの移動は覚醒状態が不良のため、転倒リスクが高く、車いすを使用し介助で行う。

【コミュニケーションにおける理解と表出の状況】

| | | | | | |
|-------------|----|------|-------|-----------|-----------|
| 視力 | 普通 | 聴力 | 普通 | 他者への意思の伝達 | ときどき伝達できる |
| 介護に係る指示が通じる | はい | 外出頻度 | 週1回以上 | | |

■ コミュニケーションにおける理解と表出に関する特記事項

脳梗塞後遺症のため言葉が出づらく、意思表示はできるが「はい・いいえ」「手伝って」「大丈夫」「おいしい」「わからない」などの短い返答に限られる。
 簡潔な質問の理解や会話はできるが、複雑な内容になると理解できない様子がある。
 介護者の声かけにより、協力動作ができる。

■利用者役シナリオ（一部掲載）

| （１）移乗・移動介助（杖歩行介助⇒着座） | |
|----------------------|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> • 左手に杖を持ってください。 • これからテーブルの椅子まで移動することや移動の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • 介護者の杖歩行介助を受け、テーブルの椅子まで移動してください。（杖歩行３動作移動、できるだけゆっくり） |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> • これから椅子に座ることや着座の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • 介護者の着座介助を受け、座ってください。（できるだけゆっくり） • 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 |
| （２）食事の準備 | |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> • これから食事の準備をすることや手順の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • これから食事の準備をするが良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 • 温かいお茶が良いか冷たいお茶、どちらが良いか訊かれたら「温かいお茶」と答えてください。 • 介護者が食事の準備をしている間（介護者が背を向けている間）に姿勢を崩してください（右腰を座面の少し前にずらし、上肢をやや右傾斜、右足首をやや曲げ足底が床についていない状態。顎が少し上がった状態。） |
| ④ | <ul style="list-style-type: none"> • 介護者より姿勢を直す為の協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 • 介護者の姿勢を直す介助を受け、姿勢を直してください。 |
| （３）食事介助 | |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none"> • これから食事をすることや献立の説明があったら「うん」とうなずいてください。 • これから食事介助をしても良いか、出来ないことはお手伝いすることで良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 • 介護者よりスプーンを渡されたら左手で持ってください。 • スプーンで食事をすくい、食べて、ゆっくり噛んで、飲み込んでください（模擬）。 • ４回ほど繰り返した後、「うまくすくえないから手伝って」と言ってください。 |
| ⑥ | <ul style="list-style-type: none"> • お手伝いしますねと訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 • 何を食べますかと訊かれたら「●●（その日のおかずの一品）」と答えてください。 • 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 • 介護者からスプーンにて食事を運ばれたら、食べて、ゆっくり噛んで、飲み込んでください（模擬）。 • ４回ほど繰り返した後、軽くせき込みを行ってください。（コホンと４回程度） |
| （４）むせこみの対応 | |
| ⑦ | <ul style="list-style-type: none"> • せき込みを徐々に弱め（続けて４回ほど）、次第に回復しせき込みを止めてください。 • 介護者から大丈夫かと訊かれたら「もう大丈夫」と答えてください。 • 介護者から落ち着くまで食事を止めましようと言われたら「はい」と答えてしばらく食事を止めてください。 |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| | ⑧ | <ul style="list-style-type: none"> ・「もう大丈夫」と言って、「最後●●（その日のおかずの一品）を下さい」と言って、介護者よりスプーンにて食事を運ばれたら、食べて、ゆっくり噛んで、飲み込んでください（模擬）。 ・「おいしかった、ごちそう様」と言って食事を終了してください。 |
| (5) 移動・移動介助（立ち上がり⇒杖歩行介助⇒着座） | | |
| | ⑨ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから歯磨きのために洗面台まで移動することや立ち上がりの方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・これから立ち上がること・移動することで良いかを訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 ・介護者の立ち上がり介助を受け、立ち上がってください。（できるだけゆっくり） ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 ・体調を訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 |
| | ⑩ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから洗面台まで移動することや杖歩行介助の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・介護者の杖歩行介助を受け、テーブルの椅子まで移動してください。（杖歩行3動作移動、できるだけゆっくり） |
| | ⑪ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから椅子に座ることや着座の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・介護者の着座介助を受け、座ってください。（できるだけゆっくり） ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 |

■メジャメント評価票（一部掲載）

| 競技課題2：食事介助、移乗・移動（杖歩行）介助 メジャメント評価票（案） | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|----|---|----|----|
| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細（評価基準） | | 評価 |
| | | | | 評価 | 評価 | |
| (1) 移乗・移動介助（杖歩行介助⇒着座） | | | | | | |
| | 1 移動介助の説明したか | これからテールまで移動介助を行うことと、杖歩行介助の説明（方法等）をしたか | 尊厳 | テールまで移動すること、どのような方法（3動作歩行）で移動介助を行うかの説明があること | | |
| | 2 移動介助の同意を得たか | これからテールまで移動介助を行うことの同意を得たか | 意向 | これからテールまでの了承があること | | |
| | 3 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ったか | できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 | 移動に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | | |
| | 4 3動作歩行の声かけをしたか | 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立って移動介助していたか | 安全 | 利用者の右側やや斜め後ろに立って移動介助していること | | |
| | 5 急がせず、利用者のペースに合わせた介助・誘導を行ったか | 3動作歩行の声かけをしたか | 安全 | 3動作歩行の声かけをしていること | | |
| | 6 着座介助の説明をしたか | 利用者のペースに合わせた杖歩行介助を行ったか | 安全 | 利用者より早く、あるいは遅くなりすぎないよう、利用者のペースに合わせた杖歩行スピードであること | | |
| | 7 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら着座介助を行ったか | これから着座介助を行うことと、着座介助の説明（手順等）をしたか | 尊厳 | これから着座すること、どのような順番（前かがみになるなど）で着座介助を行うかの説明があること | | |
| | 8 座位の安定を確認したか | 利用者の患側を保護する位置に立っていたか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | | |
| | | 患側を保護しながら着座介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側を支えながら着座の支援を行っていること | | |
| | | 足底が床についているか確認したか | 安全 | 足底が床についているか、目視による確認または声かけによる確認があること | | |
| | | 深く座れているか（食事にあたり問題ない座位の位置か）確認したか | 安全 | 食事にあたり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること | | |
| | | 体幹の傾きはないか確認したか | 安全 | 体幹の傾きはないか、目視による確認または声かけによる確認があること | | |

| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|--------------------|----------------------------------|---|----------|--|----|
| (2) 食事の準備 | | | | | |
| 1 | 食事の準備を説明をしたか | これから食事介助を行うことと、食事の準備することを説明したか | 尊敬 | お名前を呼び、これから食事であること、食事の準備・配膳を行うなどの説明があること | |
| 2 | 食事の準備の同意を得たか | これから食事の準備を行うことの同意を得たか 覚醒の確認をしたか | 意向 | 利用者からの了承があること (覚醒の確認) | |
| 3 | 飲み物の意向を確認したか | 温かいお茶が良いか冷茶が良いかの利用者の意向を確認したか | 意向 | 温かいお茶が良いか冷茶が良いかの声かけと、利用者からの意向回答があること | |
| 4 | 禁忌食の有無、禁忌食の確認をしたか | 食礼にて名前を確認し、禁忌食の有無を確認したか | 安全 | 食礼にて名前を確認し、禁忌食が含まれていないか、食礼と献立を見ていること | |
| 5 | 飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認したか | 食礼にて名前を確認し、飲み込むことができる食べ物の形態を確認したか | 安全 | 飲み込むことができる食べ物の形態となっているか、食礼と献立を見ていること | |
| 6 | 座位の安定を確認したか | 1 足底が床についているか確認したか 2 深く座れているか (食事介助にあたり問題ない座位の位置か) 確認したか 3 体幹の傾きはいいか確認したか | 安全 | 足底が床についているか、目視による確認または声かけによる確認があること 食事介助にあたり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること 体幹の傾きはいいか、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| 7 | 顎が引けている状態で食事かと思われるようにしたか | 1 顎が引けている状態であるかを確認したか | 安全 | 顎が引けている状態か、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| (3) 食事介助 | | | | | |
| 1 | 食事介助の説明をしたか | これから食事介助を行うことと、食事内容 (献立) の説明をしたか | 尊敬 | 食事をする事、食事内容 (献立) の説明があること | |
| 2 | 食事介助の同意を得たか | 1 これから食事介助を行うことの同意を得たか 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 意向 | これから食事をする事、食事内容 (献立) の説明があること 食事介助にあたり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | |
| 3 | 自力で食べることができるところは自分で食べるよう利用者に促したか | 1 スプーンを持つことやすくって食べる等、自力でできることは自分で行うよう促したか 2 器をもってもらう等協力動作を促したか | 自立 自立 | スプーンをお渡しする範囲でできる範囲でご自身で食べて下さい、など自分で行うよう促す声かけがあること お箸をもってください、など、協力動作を促す声かけがあること | |
| 4 | 利用者と同一目線の高さで介助していたか | 1 咀嚼して飲み込むことが確認できる位置、目線の高さを取っていたか | 安全 | 咀嚼して飲み込むことが確認できる位置、目線の高さを取っていること | |
| 5 | しっかりと咀嚼して飲み込んだことを確認したか | 1 しっかりと咀嚼して飲み込んだことを確認したか | 安全 | しっかりと咀嚼して飲み込んだことを、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| 6 | 利用者の食べたいものを聞きながら介助したか | 1 食事介助する声かけと、利用者の食べたいものを聞きながら介助したか | 安全 | 食事介助する声かけと、利用者の食べたいものを聞いて、その意向に沿った介助を行っていること | |
| (4) むせこみの対応 | | | | | |
| 1 | 咳の強さ・顔色を確認したか | 1 咳の強さ・顔色を確認したか | 尊敬 | むせこみの状況について、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| 2 | 体調確認をしたか | 1 むせこみより体調に変わりがないか声かけをしたか | 安全 | むせこみによって、体調の変化がないか声かけがあること | |

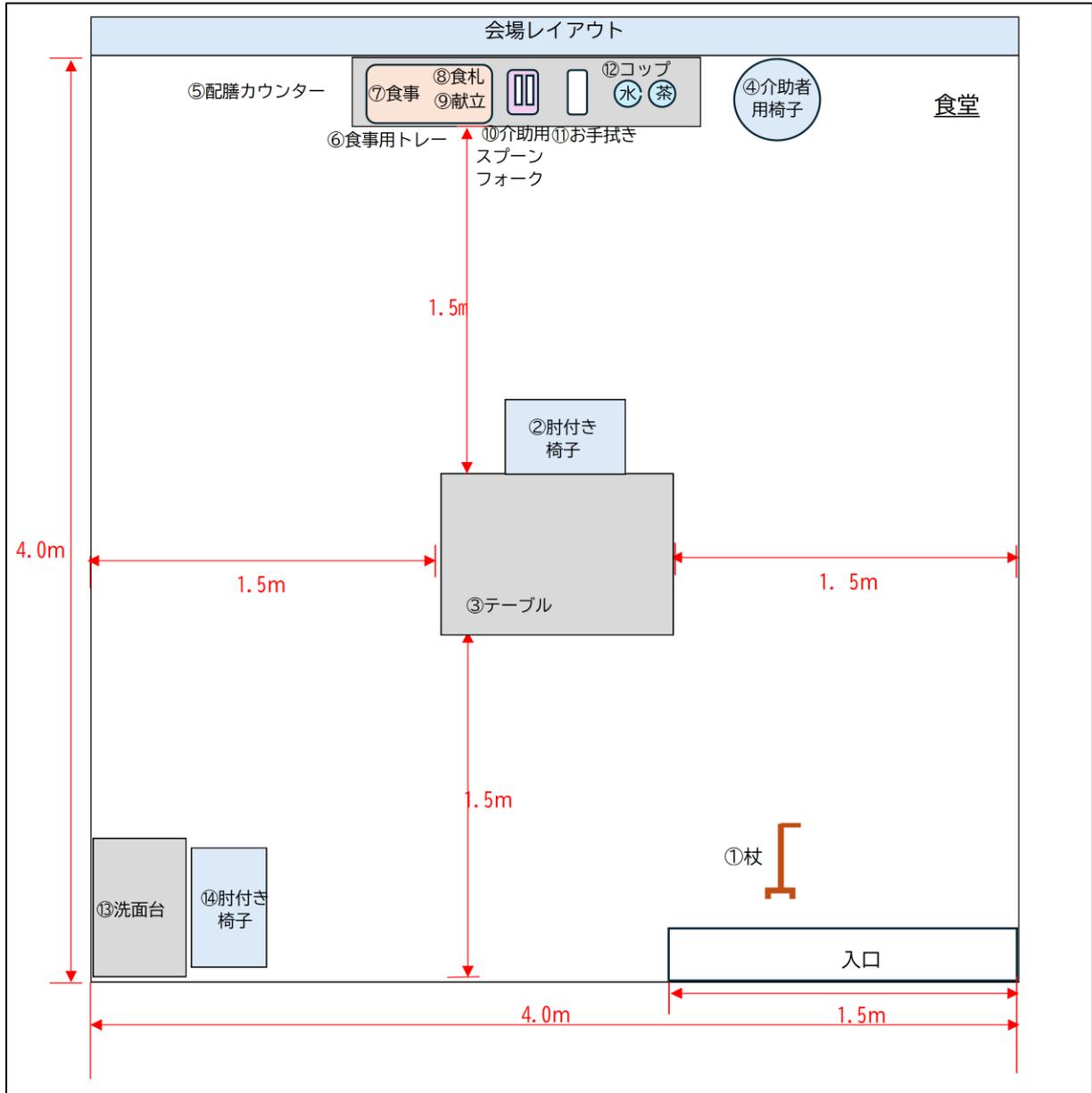
| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|---|---|--|----------------|--|----|
| | (5) 移乗・移動介助 (立ち上がり⇒杖歩行介助⇒着座) | | | | |
| | 1 移動介助の説明をしたか | 1 説明(方法等)をしたか | 尊敬 | 移動介助を行うかの説明があること | |
| | 2 移動介助の同意を得たか | 1 これから立ち上がり、洗面台まで移動介助を行うことへの同意を得たか 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 意向 | これら洗面台まで移動することで良いかの声かけと、利用者からの了承があること 移動に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | |
| | 3 立ち上がり介助の説明をしたか | 1 これから立ち上がり介助を行うことと、立ち上がり介助の説明(手順等)をしたか | 尊敬 | これら立ち上がり、どのような順番(深く腰掛けなど)で立ち上がり介助を行うかの説明があること | |
| | 4 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら立ち上がり介助を行ったか | 1 利用者の患側を保護する位置に立っていたか 2 患側を保護しながら立ち上がり介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | |
| | 5 体調確認をしたか | 1 体調に変わりがないか声かけをしたか | 安全 | 利用者の右側を支えながら立ち上がりの支援を行っていること | |
| | 6 杖歩行介助の説明をしたか | 1 これから杖歩行介助を行うことと、杖歩行介助の説明(方法等)をしたか | 安全 | 立ち上がりによってめまいが無いが、ぶつけたところが無いかなど、体調の変化が無いかが声かけがあること | |
| | 7 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立って移動介助していたか | 1 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立って移動介助していたか | 尊敬 | これら洗面台まで移動すること、どのような方法(3動作歩行)で移動介助を行うかの説明があること | |
| | 8 3動作歩行の声かけをしたか | 1 3動作歩行の声かけをしたか | 安全 | 利用者の右側や斜め後ろに立って移動介助していること 3動作歩行の声かけをしていること | |
| | 9 急がせず、利用者のペースに合わせた歩行介助を行ったか | 1 利用者のペースに合わせた歩行介助を行ったか | 安全 | 利用者より早く、あるいは遅くなりすぎないよう、利用者のペースに合わせた歩行スピードであること | |
| | 10 着座介助の説明をしたか | 1 これから着座介助を行うことと、着座介助の説明(手順等)をしたか | 尊敬 | これら着座すること、どのような順番(前かがみにするなど)で着座介助を行うかの説明があること | |
| | 11 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら着座介助を行ったか | 1 利用者の患側を保護する位置に立っていたか 2 患側を保護しながら着座介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側に立っていること | |
| | 12 座位の安定を確認したか | 1 足底が床についているか(食事にあたり問題ない座位の位置か)確認したか 2 深く座れているか(食事にあたり問題ない座位の位置か)確認したか 3 体幹の傾きは正しいか確認したか | 安全 安全 安全 | 利用者の右側を支えながら着座の支援を行っていること 足底が床についているか、目視による確認または声かけによる確認があること 食事にあたり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること 体幹の傾きは正しいか、目視による確認または声かけによる確認があること | |

競技課題2：食事介助、移乗・移動（杖歩行） ジャッジメント評価票（案）

0：標準以下、または未実施
 1：標準的な介助
 2：標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出している
 3：標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出し、バリエーションも多い

| 大 | 中項目 | 小項目 | 詳細（評価基準） | 評価 |
|---|------------------------------------|--|--|----|
| | (1) 移乗・移動介助（杖歩行介助⇒着座） | | | |
| | 1 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の視点により判断 | |
| | 2 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | 3 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し（意欲向上）により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |
| | (2) 食事の準備 | | | |
| | 1 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | (3) 食事介助 | | | |
| | 1 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | 2 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し（意欲向上）により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |
| | (4) むせこみの対応 | | | |
| | | | | |
| | (5) 移乗・移動介助（立ち上がり⇒杖歩行介助⇒着座） | | | |
| | 1 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の視点により判断 | |
| | 2 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| | 3 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し（意欲向上）により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |

■競技会場レイアウト



■必要物品リスト

| 場所 | 項番 | 物品名 | 数量 |
|-----------------|----|-----------------------------|----|
| | ① | 4点杖 | 1 |
| 食堂 | ② | 肘付椅子 | 1 |
| | ③ | テーブル (1.0m×0.7m) | 1 |
| | ④ | 介助者用丸椅子 | 1 |
| | ⑤ | テーブル (配膳カウンター見立て、1.5m×0.3m) | 1 |
| 配膳カ ウンタ ー | ⑥ | 食事用トレイ | 1 |
| | ⑦ | 食事セット (主食、副食、汁) 模擬 | 1式 |
| | ⑧ | 食札 | 1 |
| | ⑨ | 献立 | 1 |
| | ⑩ | 介助用スプーン、フォーク | 1 |
| | ⑪ | お手拭き | 1 |
| | ⑫ | 水 (コップ入り)、お茶 (コップ入り) | 各1 |
| | ⑬ | テーブル (洗面台見立て、0.6m×0.4m) | 1 |
| 洗面台 | ⑭ | 肘付椅子 | 1 |

競技課題3：排泄介助、移乗・移動（車いす）介助

■課題設定

| | |
|--------------------------------|---|
| サービス種別 | 短期入所生活介護 |
| 利用者の状態 (詳細は別添のアセスメントシートを参照) | <ul style="list-style-type: none"> • 高橋さん 87歳 要介護2 • 障害高齢者の日常生活自立度：A2 認知症高齢者の日常生活自立度：II b • 脳梗塞後遺症により右上下肢不全麻痺があります。また、肩関節に拘縮が見られます。 • 認知症はあるが、しっかりと声かけがあれば理解し行動できることが多いです。 • 脳梗塞後遺症のため言葉が出づらく、意思表示はできるが「はい・いいえ」「手伝って」「大丈夫」「おいしい」「わからない」などの短い返答に限られます。 • 昼間は杖を使用して移動を行うが、動き出し・方向転換等でふらつくことあり一部介助が必要です。夜間は覚醒不良により転倒リスクが高いため、車いすを使用して移動を行います。 |
| 課題設定 | <ul style="list-style-type: none"> • 今回、ご家族の都合もあり、当施設のショートサービスの利用となりました。なお、担当ケアマネジャーより、夜間は時々尿失禁がみられるためリハビリパンツを履いていると連絡が来ています。また、できるだけ自立支援の促しを行い、できることを維持してほしい旨の連絡も来ています。 • 季節や天候は本日そのままです。 • 本日朝、自宅からの送迎にて当施設に到着し、一日を過ごしていただいて、夜9:00に居室で就寝しました。 • 競技者は高橋さんがいるユニットに夜勤で入っていたところ、夜1:30頃に高橋さんからナースコールがあり、居室に訪問したところ、高橋さんはトイレに行きたいようです。 • 競技者は初めて高橋さんの夜間対応を担当します。 • 何故ナースコールをしたか訊くところから始めて、体調確認し、起居介助を行ってください。端座位になったら、スライディングボードを使用して車いすに移乗介助を行ってください。その後、車いすでトイレまで移動し、トイレの便座へ移乗介助を行い、排泄介助を行ってください。排泄後、リハビリパンツに尿汚染があった為、リハビリパンツの交換を行ってください。なお、汚染したリハビリパンツはスタンダードプリコーションに基づき、適切に処理してください。最後、手洗いの為、再び車椅子に移乗し、洗面台まで車いす移動してください。なお、手洗いは行いません。 |

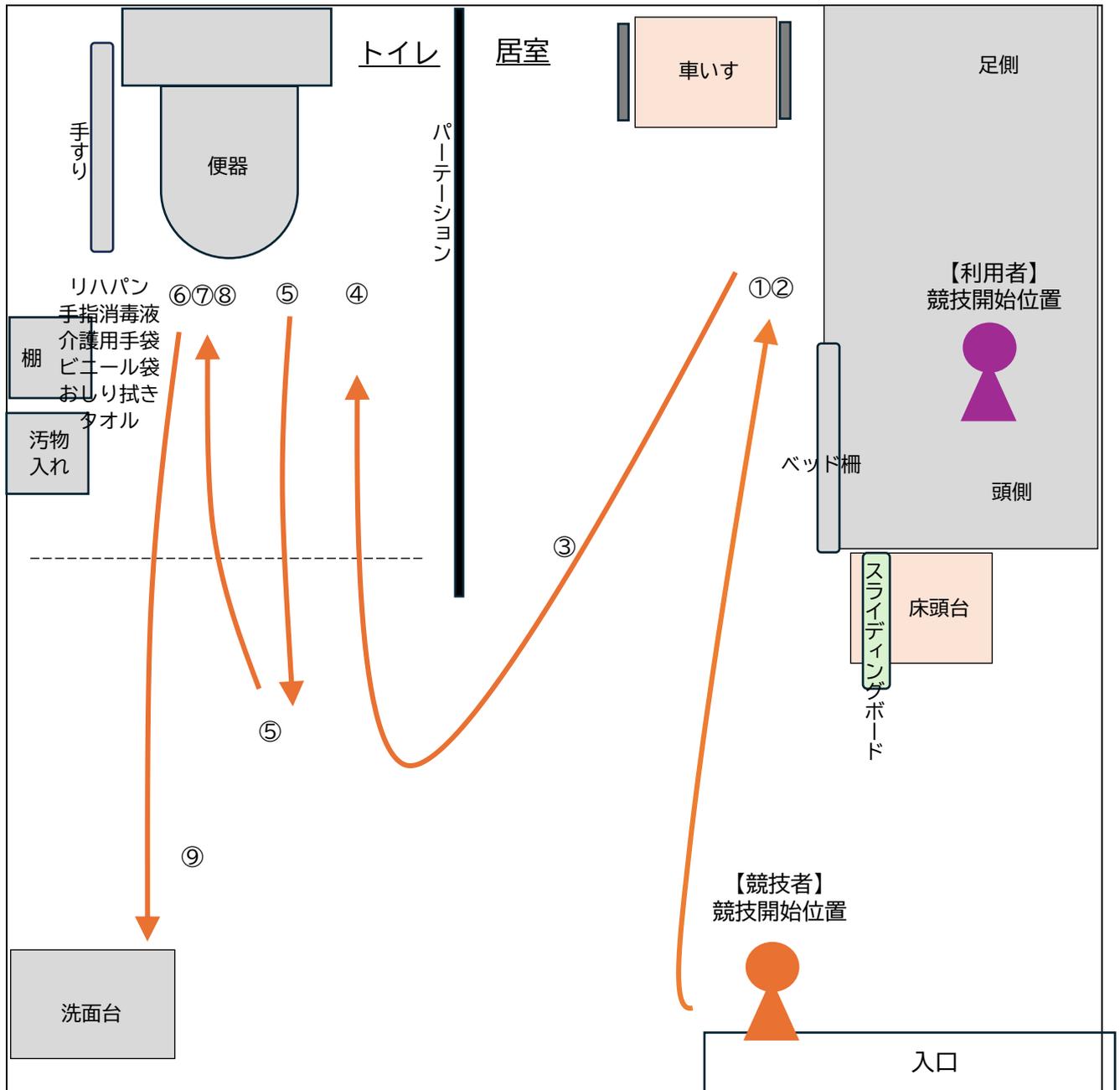
■競技概要

- (1) 起居介助
- (2) 移動・移乗介助（ベッドから車いす移乗⇒車いす移動⇒車いすから便座移乗）
- (3) 排泄介助
- (4) 感染症予防対策としての対応
- (5) 移動・移乗介助（便座から車いす移乗⇒車いす移動）

■競技内容

| | |
|--|---|
| (1) 起居介助 | |
| ① | 何故ナースコールをしたか訊き、体調確認後起居介助を行い、利用者を端座位にしてください。 |
| (2) 移乗・移動介助（ベッドから車いす移乗⇒車いす移動⇒車いすから便座移乗） | |
| ② | スライディングボードを使用して車いすに移乗介助を行ってください。 |
| ③ | トイレまで車いす移動を行ってください。 |
| ④ | 車いすから便座へ移乗介助を行ってください。 |
| (3) 排泄介助 | |
| ⑤ | 排泄介助（清潔保持含む）を行ってください。 |
| (4) 感染症予防対策としての対応 | |
| ⑥ | リハビリパンツに尿汚染があったものとして、交換を行ってください。 |
| ⑦ | 尿汚染があったリハビリパンツの処理を行ってください。 |
| (5) 移乗・移動介助（便座から車いす移乗⇒車いす移動） | |
| ⑧ | 便座から車いすへ移乗介助を行ってください。 |
| ⑨ | 洗面台まで車いす移動を行ってください。 |

■競技工程概要図



■競技時間

30分以内に終わってください（競技想定時間：15分）

■物品要件・留意事項

| | |
|--------|--|
| 物品要件 | <ul style="list-style-type: none">• スライディングボードは床頭台に置いてあります。• トイレの棚に替えのリハビリパンツ、手指消毒液、介護用手袋、ビニール袋、おしり拭き、タオル、汚物入れが置いてあります。• トイレ・洗面台に水は流れませんが、流れるものとして競技を行ってください。• リハビリパンツも含め、準備してある物品（枚数）の中で競技を行ってください。• トイレとの境目にドアはありませんがドアがあるものとして競技を行ってください。 |
| 競技留意事項 | <ul style="list-style-type: none">• 利用者役が着ている肌着・レギンスは肌とみなしてください。• 排泄後、利用者に拭き取りに問題はなかったこととして競技を行ってください。• 排泄物は異常がなかったものとして競技を行ってください。 |

■アセスメントシート（課題1～課題3共通）

【基本情報】

※（）内は女性利用者とする。

| | | | | |
|------|---------------|--|------|---------------|
| ふりがな | たかはし たろう（はなこ） | <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 | 生年月日 | 昭和13年1月1日 87歳 |
| 利用者名 | 高橋 太郎（花子） | | | |

【主訴・意向】

| | |
|-----------|---|
| 利用者の主訴・意向 | <p>再発に気を付けながら、体調や体の動きを良くして、以前のように家族と一緒に外食に行ったり、歌の会に通ったりできるようになりたい。</p> <p>入浴については、家の風呂は狭く、転ぶのが怖いので、できれば施設で入浴したい。</p> <p>最近、夜中に尿漏れしていることがあり、普通の下着では不安。</p> |
| 家族の主訴・意向 | <p>【長男嫁】 今後は自身の仕事の日数を増やしたいので、日中のトイレなど、できるだけ身の回りの動作を自身でもらえると助かる。送迎については仕事のこともあり、施設の送迎を使わせてもらいたい。最近食事に関して途中でやめてしまうことがみられ、食が細くなっているようで不安である。また、むせこみも増えており、改善の支援をしてもらいたい。</p> |

【認定情報・日常生活自立度】

| | | | |
|------|------|----------------|----|
| 要介護度 | 要介護2 | 障害高齢者の日常生活自立度 | A2 |
| | | 認知症高齢者の日常生活自立度 | Ⅱb |

【現在利用している介護サービス】

| | |
|--------|----------------------------|
| 介護サービス | 通所介護 短期入所生活介護 福祉用具貸与 |
|--------|----------------------------|

【健康状態】

| 既往歴 | 病名 | | | 発症時期 | |
|-------|--------------|-------|------------|--------|-------------|
| | | 高血圧症 | | | 発症時期不詳 |
| | 脳梗塞 | | | 令和2年2月 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 身長 | 171 (158) cm | 体重 | 70 (55) kg | BMI | 23.9 (22.0) |
| 麻痺の有無 | 右上下肢不全麻痺 | 拘縮の有無 | 肩関節 | 利き手 | 右 |
| 褥瘡 | 無し | 感染症 | 無し | BPSD | 無し |
| 皮膚疾患 | 症状 | | | 処置 | |
| | 無し | | | | |
| 服薬 | 降圧剤【夕1回】 | | | | |
| | | | | | |

【ADL】

| | | | | | |
|-------|-------------|----------|-------------|--------|--------------|
| 寝返り | 何かにつかまればできる | 起き上がり | 何かにつかまればできる | 座位保持 | 自分の手で支えればできる |
| 立ち上がり | 何かにつかまればできる | 両足での立位保持 | 何か支えがあればできる | 片足での立位 | 何か支えがあればできる |
| 歩行 | 何かにつかまればできる | 移乗 | 一部介助 | 移動 | 一部介助 |

■ 移乗・移動に関する特記事項

【移乗・移動】平坦な場所では杖を使用して移動する。移動・移乗ともに動き出し・方向転換等でふらつくことあり、一部介助が必要。夜間の移動は覚醒状態が不良のため、転倒リスクが高く車いすを使用し介助で行う。ベッドから車いすへの移乗は、スライディングボードを使用して行う。

【入浴に関する状況】

| | | | | | |
|-------|------|---------|------|----|------|
| 洗身 | 一部介助 | 洗顔 | 一部介助 | 整髪 | 一部介助 |
| 上衣の着脱 | 一部介助 | ズボン等の着脱 | 一部介助 | | |

■ 入浴に関する特記事項

【入浴】主治医より収縮期血圧100mmHg以上160mmHg以下で入浴可の判断基準とするよう指示あり。

【洗身】左手の届く箇所は自身で洗う事ができる。背部・頭・足元などは介助が必要。

【脱衣】上衣は、ボタンを外すことはできるが、それ以外の動作には介助が必要。ズボン等は、健側のみ、膝まで下ろす動作はできるが、それ以外の動作には介助が必要。

【着衣】上衣は、ボタンを留めることはできるが、それ以外の動作には介助が必要。ズボン等は、健側のみ、膝から引き上げる動作はできるが、それ以外の動作には介助が必要。

【食事に関する状況】

| | | | | | |
|------|------|------|------|--|--|
| 食事摂取 | 一部介助 | 口腔清潔 | 一部介助 | | |
|------|------|------|------|--|--|

■ 食事に関する特記事項

【摂取】スプーンやフォークを使って自身で摂取するが、途中でうまくすくえなくなること等があり、介助が必要。えん下機能の低下により、ため込みやむせ込みがみられる。

【食形態】一口大

【口腔ケア】義歯の着脱やうがいにはできるが、ブラッシングは介助が必要。

【排泄に関する状況】

| | | | | | |
|----|------|----|------|--|--|
| 排尿 | 一部介助 | 排便 | 一部介助 | | |
|----|------|----|------|--|--|

■ 排泄に関する特記事項

【排尿・排便】ズボンの上げ下ろしについて、健側のみ膝から上げる、膝まで下ろす動作はできるがそれ以外は介助が必要。ペーパーでの拭き上げは自身で行う。夜間のトイレへの移動は覚醒状態が不良のため、転倒リスクが高く、車いすを使用し介助で行う。

【コミュニケーションにおける理解と表出の状況】

| | | | | | |
|-------------|----|------|-------|-----------|-----------|
| 視力 | 普通 | 聴力 | 普通 | 他者への意思の伝達 | ときどき伝達できる |
| 介護に係る指示が通じる | はい | 外出頻度 | 週1回以上 | | |

■ コミュニケーションにおける理解と表出に関する特記事項

脳梗塞後遺症のため言葉が出づらく、意思表示はできるが「はい・いいえ」「手伝って」「大丈夫」「おいしい」「わからない」などの短い返答に限られる。

簡潔な質問の理解や会話はできるが、複雑な内容になると理解できない様子がある。

介護者の声かけにより、協力動作ができる。

■利用者役シナリオ（一部掲載）

| （１）起居介助 | |
|----------------------------|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・（介助者はナースコールが押された為、訪室） ・ナースコールを押しましたかと訊かれたら「うん」とうなずいてください。 ・どうしましたかと訊かれたら「トイレに行きたい」と答えてください。 ・体調を訊かれたら「大丈夫、でもパンツが汚れているかもしれない」と答えてください。 ・これから起き上がってトイレに行くことや説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・これから起き上がることで良いか、出来なことはお手伝いすることで良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 ・介護者の起居介助を受け、端座位になってください。（できるだけゆっくり） ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 ・体調を訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 |
| （２）移乗・移動介助（立ち上がり⇒車いす介助⇒着座） | |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ・これからトイレまで移動することや移乗の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・これからスライディングボードを使用した移乗介助しても良いか、出来ないことはお手伝いすることで良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 ・介護者のスライディングボードを使用した移乗介助を受け、移乗してください。 ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 ・体調を訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 |
| ③ | 車いす移動 |
| ④ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから便座に座ることや着座の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・介護者の移乗介助を受け、立ち上がり便座に座ってください。（できるだけゆっくり） ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 ・体調を訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 |
| （３）排泄介助 | |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none"> ・これから排泄介助をすることや手順の説明があったら「うん」とうなずいてください。 ・これから排泄介助しても良いか、出来ないことはお手伝いすることで良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 ・これからズボン・下着を下ろしても良いか、出来ないことはお手伝いすることで良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 ・ズボンは左手でボタンを外す、チャックを下す、左側のみ左手で膝まで下ろしてください。 ・そこまで行ったら「うまく脱げないから手伝って」と言ってください。 ・以降は介護者による脱衣介助を受けてください。 ・介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 ・排泄後に自力で拭く用のトイレトペーパーを渡されたら左手で受け取ってください。 |

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 一旦、トイレ外に出るので、終わったら「終わった」と声かけしてください、と言われたら「わかった」と答えてください。 介護者がトイレの外に出てから 10 秒ぐらい待ったあとに、トイレットペーパーで拭いて（模擬）、「終わった」と、介護者に聞こえる程度で言ってください。 介護者よりトイレットペーパーでうまく拭けたか訊かれたら「うん」とうなずいてください。 介護者より拭き足りない所は無いか訊かれたら「大丈夫、無い」と答えてください。 |
| | (4) 感染症予防対策としての対応 | |
| | <p>⑥</p> <p>⑦</p> | <ul style="list-style-type: none"> リハビリパンツが少し汚れているようなので、これから交換することや手順の説明があったら「うん」とうなずいてください。 リハビリパンツを交換しても良いか、出来なことはお手伝いすることで良いか訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 介護者から自分でできることは自力で行ってくださいと自立支援に関する声掛けがあったら、「うまく脱げないから手伝って」と言ってください。 介護者のリハビリパンツを脱がせる介助を受けてください。 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 介護者からリハビリパンツは自身で履いてくださいと声掛けがあったら、「うまく履けないから手伝って」と言ってください。 介護者のリハビリパンツを履かせる介助を受けてください。 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 |
| | (5) 移乗・移動介助（便座から車いす移乗⇒車いす移動） | |
| | <p>⑧</p> <p>⑨</p> | <ul style="list-style-type: none"> これから洗面台まで移動することや移乗の方法の説明があったら「うん」とうなずいてください。 これから車いすへの移乗介助を行って良いかを訊かれたら「はい、お願いします」と答えてください。 介護者の移乗介助を受け、立ち上がり車いすに座ってください。 介護者より協力動作に関する声掛けがあったら、左側については協力動作を行ってください。 体調を訊かれたら「大丈夫」と答えてください。 <p>⑨ 車いす移動</p> |

■メジャメント評価票 (技藝挑戦)

| 競技課題3：排泄介助、起居・移乗・移動（車いす）介助 メジャメント評価票（案） | | | | |
|---|--|--|----|---|
| 尊厳：尊厳の保持・意向：自己決定・意向の尊重、自立：自立支援（残存能力の活用）、安全：安全性の確保 | | | | |
| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 評価 |
| (1) 起居介助 | | | | |
| 1 | 体調確認をしたか | 1 体調に問題がないか声かけをしたか | 安全 | 体調の変化（特に血圧）が無いが、不安が無いが声かけがあること |
| 2 | 起居介助の説明をしたか | 1 これから起き上がってトイレに行くことと、方法（起居・車いす移動・排泄）の説明をしたか | 尊厳 | トイレに行くなど起居の目的と、これから起き上がって車いすでトイレに移動することの説明があること |
| 3 | 起居介助の同意を得たか | 1 起居介助を行う（起き上がる）ことの同意を得たか | 意向 | これから起き上がることで良いかの声かけと、利用者からの了承があること |
| | | 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 | 起き上がりに当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること |
| 4 | 利用者の状態に合わせた起居介助の準備ができたか | 1 ベッドの高さを調整するなど、利用者の状態に合わせた起居介助の準備ができたか | 安全 | ベッドの高さを調整し、利用者の足が無理なく床につく高さになっていること |
| 5 | 利用者を側臥位にし、テコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助を行ったか | 1 利用者を側臥位にし、テコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助を行ったか | 安全 | ボディメカニクスを実践し、テコの原理を活用しながら、自然な動きの中で起居介助を行っていること |
| | | 2 患側を保護しながら起居介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側を支えながら起居介助を行っていること |
| 6 | 自力で動かせるところは自分で動かすよう利用者に促したか | 1 足を曲げてもらう、健側の足で患側の足をすくう等、自力でできることは自分で行うよう促したか | 自立 | 左側の足のひざを立ててほしい、など、できることを自分で行うよう促す声かけがあること |
| | | 2 右腕を保護する形で腕を組む、柵をつかんでもらう等協力動作を促したか | 自立 | 左手で右腕を保護してほしい、柵をつかんでほしい、など、協力動作を促す声かけがあること |
| 7 | 座位の安定を確認したか | 1 足底が床についているか確認したか | 安全 | 足底が床についているか、目視による確認または声かけによる確認があること |
| | | 2 深く座れているか（車いす移乗介助に当たり問題のない座位の位置か）確認したか | 安全 | 車いす移乗介助に当たり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること |
| | | 3 体幹の傾きはないか確認したか | 安全 | 体幹の傾きはないか、目視による確認または声かけによる確認があること |
| 8 | 体調確認をしたか | 1 体調に変わりがないか声かけをしたか | 安全 | 起き上がりによってめまいが無いかなど、体調の変化が無いが声かけがあること |

| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|----|--|---|----|---|----|
| | (2) 移乗・移動介助 (ベッドから車いす移乗⇒車いす移動⇒車いすから便座移乗) | | | | |
| 1 | 移乗介助の説明したか | 車いすに移乗しトイレまで移動介助を行うことと、移乗介助の説明(手順・方法)をしたか | 尊厳 | 車いすに移乗しトイレまで移動すること、車いす移乗の方法(スライディングボード)の説明があること | |
| 2 | 移乗介助の同意を得たか | これから車いすへの移乗介助を行うことの同意を得たか | 意向 | スライディングボードを使用して車いすへ移乗することとで良いかの声かけと、利用者からの了承があること | |
| | | できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 | 移乗に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | |
| 3 | 車いすが移乗に適切な位置にあるか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレストが上がっている(外している)かを確認したか。 | スライディングボードを使用した移乗に適切な位置に車いすがあるか確認したか | 安全 | 車いすを利用者の左側のベッドの端に付けていること | |
| 4 | 移乗介助の説明したか | 車いすにブレーキがかかっているかを確認したか | 安全 | 車いすにブレーキがかかっているか、車いすを動かして車いすのタイヤが回らないことを確認していること | |
| 5 | 利用者がバランスを崩さないよう、患側を保護しながら無理のない移乗介助を行ったか | 車いすのフットレストが上がっている(外している)かを確認したか | 安全 | 車いすのフットレストが上げているまたは外していること | |
| 6 | 自力で動かせるところは自分で動かすよう利用者に促したか | スライディングボードを使用した移乗介助の説明(手順・方法)をしたか | 尊厳 | スライディングボードを左臀部に差し入れ、身体をゆっくりスライドさせ移乗するなどの説明があること | |
| 7 | 体調確認をしたか | 利用者とタイミングを合わせる声かけを行い無理のない移乗を行ったか | 安全 | 1・2・3で移動します、など、タイミングを合わせる声かけをしていること | |
| | | 患側を保護しながら移乗介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側を支えながら移乗介助を行っていること | |
| 8 | 座位の安定を確認したか | 左臀部をあげてもらい、左足を上げてもらい等、自力でできることは自分で行うよう促したか | 自立 | 左側の臀部をあげてください、など、できることを自分で行うよう促す声かけがあること | |
| | | 自力で動かせるところは自分で動かすよう利用者に促したか | 自立 | 左手でアームレストつかんでください、など、協力動作を促す声かけがあること | |
| 9 | 車いすが移乗に適切な位置に停まっているか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレストが上がっている(外している)かを確認したか。 | 体調に変わりがないか声かけをしたか | 安全 | 移乗によって上がったところが無いかなど、体調の変化が無いか声かけがあること | |
| | | 座位の安定を確認したか | 安全 | 足がフットレストに乗っているか、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| | | 車いすが適切な位置に停まっているか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレストが上がっている(外している)かを確認したか。 | 安全 | 車いす移動に当たり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| 10 | 移乗介助の説明したか | 手や腕がアームレストの内側に入っているか確認したか | 安全 | 手や腕がアームレストの内側に入っているか、目視による確認または声かけによる確認があること | |
| | | 便座への移乗に適切な位置に車いすがあるか確認したか | 安全 | 利用者の左側に便座が来るよう、車いすを停めていること | |
| | | 車いすにブレーキがかかっているかを確認したか | 安全 | 車いすにブレーキがかかっているか、車いすを動かして車いすのタイヤが回らないことを確認していること | |
| | | 車いすのフットレストが上がっている(外している)かを確認したか。 | 安全 | 車いすのフットレストが上げているまたは外していること | |
| 11 | 移乗介助の説明したか | 健側の足を軸にして体を回転させて、便座に移乗する移乗介助の説明(手順・方法)をしたか | 尊厳 | トイレの手すりを掴み、健側の足を軸にして体を回転させ前座に移乗するなどの説明があること | |
| | | 利用者に手すりをつかんでもらい、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがるよう、声かけを行ったか。 | 安全 | トイレの手すりを掴み、1・2・3で立ちます、など、タイミングを合わせる声かけをしていること | |
| | | 患側を保護しながら立ち上がり介助を行ったか | 安全 | 利用者の右側を支えながら立ち上がり介助を行っていること | |

| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|---|--------------------------------------|--|----------------|--|--|
| | 利用者の健側の足を軸にして体を回転させて、便座に移乗することができたか。 | 1 健側の足を軸にして体を回転させる戸かりを行い、無理のない状態で便座介助を行ったか 2 患側を保護しながら着座介助を行ったか | 自立 自立 | 1 患側の足を軸にして体を回転させる戸かりを行い、無理のない状態で便座介助を行ったこと 2 患側を保護しながら着座介助を行ったこと | 利用者の右側を支えながら着座介助を行っていること |
| | 13 体調確認をしたか | 1 体調に変わりがないか声かけをしたか | 安全 | 1 体調に変わりがないか声かけをしたこと | 移乗によつてぶつけたところが無いかなど、体調の変化が無いかなどがあること |
| | 14 座位の安定を確認したか | 1 足底が床についているか確認したか 2 深く座れているか(排せ介助に当たり問題ない座位の位置か)確認したか 3 体幹の傾きはないか確認したか | 安全 安全 安全 | 1 足底が床についているか確認したこと 2 深く座れているか(排せ介助に当たり問題ない座位の位置か)確認したこと 3 体幹の傾きはないか確認したこと | 足底が床についているか、目視による確認または声かけによる確認があること 排せ介助に当たり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること 体幹の傾きはないか、目視による確認または声かけによる確認があること |
| | (3) 排せ介助 | | | | |
| | 1 排せ介助を説明をしたか | 1 これから排せ介助を行うことと、排せ介助の説明(手順・方法)をしたか | 尊敬 | 1 これから排せ介助を行うことと、排せ介助の説明(手順・方法)をしたこと | ドアの外に離れるので、排せが終わったら声をかけてもらう、など排せ介助の順番の説明があること |
| | 2 排せ介助の同意を得たか | 1 これから排せ介助を行うことと同意を得たか 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 意向 | 1 これから排せ介助を行うことと同意を得たこと 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たこと | これから排せ介助を行うことと良いかの声かけと、利用者からの了承があること 排せ介助に当たり、できないことについて介助するか、利用者からの了承があること |
| | 3 スポン・ト着を下すことの説明をしたか | 1 これからスポン・ト着を下すことの説明をしたか | 尊敬 | 1 これからスポン・ト着を下すことの説明をしたこと | スポン・ト着を下すこと、どこまで下ろすかの説明があること |
| | 4 下着を下すことの同意を得たか | 1 スポン・ト着を下すことの同意を得たか 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 意向 | 1 スポン・ト着を下すことの同意を得たこと 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たこと | スポン・ト着を下すことで良いかの声かけと、利用者からの了承があること スポン・ト着を下すに当たり、できないことについて介助するか、利用者からの了承があること |
| | 5 自力で脱ぐことができるところは自分で脱くよう利用者に促したか | 1 左臀部をあげてもらおう、スポンを下げてもらう等、自力でできることは自分で行うよう促したか 2 トイレットペーパーを持つてもらおう等協力動作を促したか | 自立 自立 | 1 左臀部をあげてもらおう、スポンを下げてもらう等、自力でできることは自分で行うよう促したこと 2 トイレットペーパーを持つてもらおう等協力動作を促したこと | 左側の臀部をあげて下さい、など、できることを自分で行うよう促す声かけがあること トイレが終わったらトイレットペーパーで拭いてください、など、協力動作を促す声かけがあること |
| | 6 排せ時にはその場を離れ、排せ終了時には教えてくださいと説明したか | 1 排せ時にはこの場を離れること、排せ終了時には教えてください、などと説明したか 2 排せ時にはこの場を離れること、排せ終了時には教えることと同意を得たか | 尊敬 尊敬 | 1 排せ時にはこの場を離れること、排せ終了時には教えてください、などと説明したこと 2 排せ時にはこの場を離れること、排せ終了時には教えることと同意を得たこと | 排せ時にはこの場を離れるので、排せが終わったら教えてください、などと説明していること 排せ時にはこの場を離れること、排せが終わったら教えることについて、利用者からの了承があること |
| | 7 排せ後、利用者にトイレットペーパー等で拭いてもらったか | 1 排せ後、利用者にトイレットペーパー等で拭いてもらったか 2 拭き取り足りないところがないか、声かけを行ったか | 尊敬 尊敬 | 1 排せ後、利用者にトイレットペーパー等で拭いてもらったこと 2 拭き取り足りないところがないか、声かけを行ったこと | 排せ後、利用者にトイレットペーパー等で拭いてもらうこと 拭き取り足りないところがないか、声かけを行っていること |

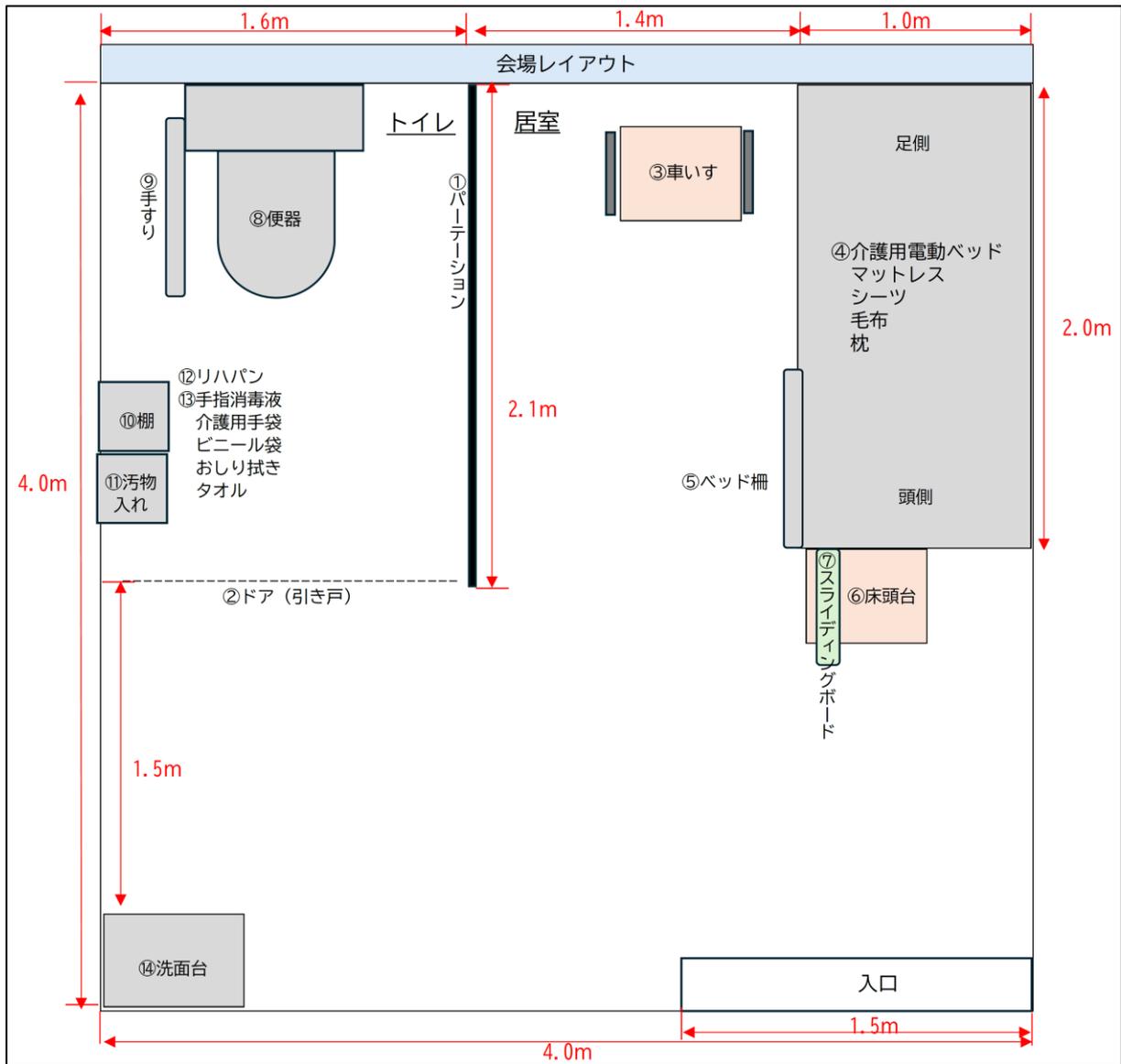
| 大 | 中項目 | 小項目 | 視点 | 詳細 (評価基準) | 評価 |
|---|--|--|----|--|----|
| | (4) 感染症予防対策としての対応 | | | | |
| | リハビリパンツを交換することの説明をしたか | 1 リハビリパンツを交換することの説明をしたか | 尊敬 | リハビリパンツを交換することの説明があること | |
| | リハビリパンツを交換することの同意を得たか | 1 リハビリパンツを交換することの同意を得たか | 意向 | リハビリパンツを交換することの良いかの声かけと、リハビリパンツの交換前に手袋を着用していること | |
| | 感染の媒介となるものについて適切に廃棄ができたか | 1 手袋を着用し、リハビリパンツの交換を行ったか 2 感染の媒介となるものについて適切に廃棄ができたか | 安全 | 交換したリハビリパンツと使用後の手袋を床に直接置かず、ビニール袋に入れて密封し廃棄していること | |
| | 手指消毒ができていたか | 1 リハビリパンツの交換後に、手袋を外し自身の手指消毒を行ったか | 安全 | リハビリパンツ交換後に手袋を適切に廃棄し、手指消毒を行っていること | |
| | リハビリパンツの交換後に、利用者の両手指の消毒を行ったか | 1 リハビリパンツの交換後に、利用者の両手指の消毒を行ったか | 意向 | ケア終了後に、利用者の両手指の消毒を行っていること | |
| | (5) 移乗・移動介助 (便座から車いす移乗→車いす移動) | | | | |
| | 移乗介助の説明をしたか | 1 車いすに移乗し洗面台まで移動介助を行うことと、移乗介助の説明(手順・方法)をしたか | 尊敬 | 車いすに移乗し洗面台まで移動すること、車いす移乗の方法(スライディングボード)の説明があること | |
| | 移乗介助の同意を得たか | 1 これから車いすへの移乗介助を行うことの同意を得たか 2 できないところは介助する旨を伝え、同意を得たか | 意向 | スライディングボードを使用して車いすへ移乗することとで良いかの声かけと、利用者からの了承があること 移乗に当たり、できないことについて介助する声かけと、利用者からの了承があること | |
| | 車いすが移乗に適切な位置にあるか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレストが上がっている(外している)かを確認したか。 | 1 スライディングボードを使用した移乗に適切な位置に車いすがあるか確認したか 2 車いすにブレーキがかかっているかを確認したか 3 車いすのフットレストが上がっている(外している)かを確認したか。 | 安全 | 車いすを利用者の左側のベッドの端に付けていること 車いすにブレーキがかかっているか、車いすを動かして車いすのタイヤが回らないことを確認していること 車いすのフットレストが上がっているまたは外していること | |
| | 移乗介助の説明をしたか | 4 移乗介助の説明をしたか | 尊敬 | 車いすのアームレストを掴み、健側の足を軸にして体を回転させ前座に移乗するなどの説明があること | |
| | 利用者にアームレストをつかんでもらい、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがるよう、声かけを行ったか。 | 1 アームレストをつかんでももらい、タイミングを合わせる声かけをし、立ち上がりを行ったか 2 患側を保護しながら立ち上がり介助を行ったか | 安全 | アームレストを掴み、1・2・3で立ちます、など、タイミングを合わせる声かけをしていること 利用者の右側を支えながら立ち上がり介助を行っていること | |
| | 利用者の健側の足を軸にして体を回転させて、車いすに移乗することができたか。 | 1 健側の足を軸にして体を回転させる声かけを行い、無理のない着座介助を行ったか 2 患側を保護しながら着座介助を行ったか | 自立 | 左側の足を軸にしてこちらにむいて座って下さい、など、声かけがあること 利用者の右側を支えながら着座介助を行っていること | |
| | 体調確認をしたか | 1 体調確認をしたか | 安全 | 移乗によってぶつけたところが無いかなど、体調の変化が無いか声かけがあること | |
| | 座位の安定を確認したか | 1 足がフットレストに乗っているか確認したか 2 深く座れているか(車いす移乗介助に当たり問題のない座位の位置か)確認したか 3 手や胸がアームレストの内側に入っているか確認したか | 安全 | 足がフットレストに乗っているか、目視による確認または声かけによる確認があること 車いす移動に当たり問題ない座位の位置か、目視による確認または声かけによる確認があること 手や胸がアームレストの内側に入っているか、目視による確認または声かけによる確認があること | |

競技課題3：排泄介助、起居・移乗・移動（車いす）介助 ジャッジメント評価票（案）

0：標準以下、または未実施
 1：標準的な介助
 2：標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出している
 3：標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出し、バリエーションも多い

| 大 | 中項目 | 小項目 | 詳細（評価基準） | 評価 |
|-----|-------------------------------|--|--|----|
| (1) | 起居介助 | | | |
| 1 | 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の視点により判断 | |
| 2 | 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 3 | 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し（意欲向上）により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |
| (2) | 移乗・移動介助（ベッドから車いす移乗⇒車いすから便座移乗） | | | |
| 1 | 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の視点により判断 | |
| 2 | 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 3 | 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し（意欲向上）により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |
| (3) | 排泄介助 | | | |
| 1 | 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 2 | 尊厳・プライバシーに配慮した対応 | 目線や立ち位置、周囲への配慮、言葉遣いなど、より多くの尊厳・プライバシー配慮が行われていたか | 尊厳やプライバシーに配慮した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 3 | 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し（意欲向上）により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |
| (4) | 感染症予防対策としての対応 | | | |
| (5) | 移乗・移動介助（便座から車いす移乗⇒車いす移動） | | | |
| 1 | 介助の安全性 | 利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われていたか | ※介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする 利用者安全及び介護者安全の視点により判断 | |
| 2 | 意向を尊重した対応 | 利用者の意向を引き出し、より多くの意向を反映した対応が行われていたか | 意向を反映した対応の表出数とバリエーションにより判断 | |
| 3 | 自立支援の促しと自身での実施 | 利用者の状態に応じた自立支援の促し（意欲向上）により、自力で行われることがより多く行われていたか | 意欲の引き出しと自力で行われることの表出数とバリエーションにより判断 | |

■競技会場レイアウト



■必要物品リスト

| 場所 | 項番 | 物品名 | 数量 |
|-----|----|-----------------------------------|----|
| | ① | パーテーション | 1 |
| | ② | ドア（引き戸） | 1 |
| 居室 | ③ | 車いす | 1 |
| | ④ | 介護用ベッド（マットレス、シーツ、毛布、枕等） | 1式 |
| | ⑤ | ベッド柵 | 1 |
| | ⑥ | 床頭台 | 1 |
| | ⑦ | スライディングボード | 1 |
| トイレ | ⑧ | トイレ（ポータブルまたは便器） | 1 |
| | ⑨ | 手すり | 1 |
| | ⑩ | 棚 | 1 |
| | ⑪ | 汚物入れ（蓋つき） | 1 |
| | ⑫ | リハパン | 数枚 |
| | ⑬ | 衛生用品（手指消毒液、介護用手袋、ビニール袋、おしりふき、タオル） | 1式 |
| 洗面台 | ⑭ | テーブル（洗面台見立て、0.6m×0.4m） | 1 |

(3) 試行競技を通じた競技課題（案）と評価票（案）に関する課題

① 試行競技を通じた競技内容に関する検討課題

今回、試行競技において「入浴介助」「食事介助」「排泄介助」を競技課題として組み入れているが、例えば「入浴介助」では洗髪・洗身についてはお湯を使わず、実際には洗っていないこと、「食事介助」では実際に食べ物を食べないこと、また、「排泄介助」においても排泄処理は行われていないことなど、いずれにおいても模擬による競技が含まれている。競技として公開の場で行われることを鑑みると、倫理上の問題があり、競技の公平性の担保の観点からも模擬で行わなければならないところである。

一方で、今後、競技課題として考察する際には、模擬と実演、例えば入浴介助ではお湯を流せる環境を用意し、実際に手足を洗う設定や、食事介助では刻み食などを用意し実際に食べ、飲み込みの確認を行う設定など、模擬と実演の線引きについて引き続き検討をしていく必要がある。



また、介助対象となる高齢者（利用者）の状態像として、脳梗塞後遺症のため言葉が出づらく、意思表示はできるが「はい・いいえ」「手伝って」「大丈夫」「おいしい」「わからない」などの短い返答に限られる、と設定し、競技の公平性の担保の観点から利用者役シナリオにおいても、「うん」「大丈夫」など、肯定の返答のみに限っている。

一方で、実際の介護においては全てが肯定の返答のみというわけではなく、利用者の意向や状態、状況で否定的な返答も出てくるものであり、これらの状況が発生した場合のコミュニケーションや臨機応変な対応の変更により、介護の技能の上、いわゆる課題対応力として技能が表出されるものと思われる。今後、利用者の状態像や利用者役シナリオについてはこの点も加味して引き続き検討していく必要がある。



② 利用者役の標準化に関する検討課題

試行競技前にそれぞれの課題ごとに、モデル（利用者役）として、同じ動き、同じ受け答えを行う標準化が必須であることから、それぞれの介助ごとにどのような動作を行うのか、あるいは受け応えるのかを記載する「利用者役留意点」の検討を行い、試行競技に臨んだ。

試行競技においては利用者役の方に「利用者役留意点」として読み込んでいただき、それに沿って動作、言動を発していただいたが、利用者の状態を右上下肢不全麻痺、肩関節に拘縮としている一方で、「利用者役留意点」の記載が曖昧だったことから、特に動作の面、杖歩行や手引き歩行、移乗、脱衣などにおいて迷いやブレが生じてしまったと、利用者役の方にご指摘をいただいた。

そのことを踏まえ、試行競技実施後に改めて「利用者役シナリオ」としてできるだけ細かく、動作や応答の言動を記載することとし更新を行ったが、「利用者役シナリオ」についてはあくまでも文字情報であり、利用者役の読み手によっては、齟齬や反映される動作に差が生じることは避けられないところである。

競技の公平性を担保する上でも利用者役については可能な限り同じ動作となるよう、標準化が必要になってくるが、文字情報を多くしても限界があることから、利用者役のモデルとして、「利用者役シナリオ」に沿った動作であり言動について「動画化」することで再現性を高め、標準化を図っていく、そうしたツールについて、引き続き検討していく必要がある。



③ 評価票に関する検討課題

今回、試行競技において試行競技用の評価票を用い評価を実施したが、メジャメント評価、ジャッジメント評価を一連の介護動作の中ですべての項目の評価を行うことは不可である、と評価者役の方からご指摘をいただいた。

そのことを踏まえ、試行競技実施後に改めてメジャメント評価、ジャッジメント評価を整理し、メジャメント評価を行う評価者とジャッジメントを行う評価者と役割を分けて評価を行う案を示したところである。

今後、この評価票（案）をもって評価が競技内で完了できるのか、あるいは複数の評価者による評価により、評価結果について大きな差が生じていないか等の検証が必要である。

特にジャッジメント評価、標準的な技術・標準以下の技術・卓越した技術など、技術の質を評価することについて、介護においては様々な手法、手技があるなかで、標準的な技術とはどのような技術か、あるいは、どのような範囲を超えてしまうと標準以下になってしまうのか、更には、卓越した技術とはどのような技術であるか、それぞれの枠組み作りの為の基礎データが必要になってくる。特に卓越した技術については、卓越した技術を持っている方の介護のデータ（動画）をより多く集め分析することにより、どういったことが行われると卓越した技術と評価されるのか、少なくともカテゴリ分類を行えるまでの基礎データの集積が必要であり。今後、ジャッジメント評価票の更新にあたっては、この介護のデータの収集について引き続き検討していく必要がある。



④ 競技中の動画を用いた評価に関する検討課題

今回、試行競技において4台のカメラを設置し、評価の補助的ツールとしての活用について検証を行った。いずれの課題においても、1台も介護の動作において確認できなくなる、いわゆる「死角」が発生する状況については確認できなかったため、評価の補助的ツールとしては非常に有効であることが明らかとなった。

一方で試行競技は一回のみ行われており、今回、主には対角線上にカメラを設置しところであるが、競技会場レイアウトが固定されてきた時点にて、より適切なカメラの位置、特に利用者と介護者との距離感が図れる画角、評価者において評価しやすい画角など、引き続き検討していく必要がある。



⑤ 競技会場、必要物品リストに関する検討課題

今回、試行競技の場所として介護分野の専門学校における講習室にて実施している。通常の講習室ではなく、介護分野での講習室であったため、天井からのカーテンを壁代わりとして使用したりするなど、競技会場の環境としては恵まれていた、と考えられる。

一方で今回検討はしたが設営できなかったものとして、「手すり」とトイレの「ドア」が挙げられる。今回の3課題いずれにおいても手すりを使った移乗はなく、また、常設のトイレにおいては何らかの形で手すりが据え付けられていること、また、ドアがあることは通常であるため、競技内容のバリエーション並びに安全性の確保、更には倫理観への配慮から、今後、競技会場や競技会場の設営、必要物品リストの検討にあたっては、これらの物品について引き続き検討が必要である。

第3章

介護技能に関する動画検証解析 WG 報告

本事業では、介護職員の技能等の評価に関し、評価の公平性、均質性等を確保するための評価方策の検討として、動画検証解析WGを設置の上、介護技術の評価や技能の判定の際の評価者の主観的ブレの是正に資する方策についての検討を行った。

リハビリテーション学での分野では、従来より目視によるリハビリ評価によってきたが、運動軌跡や関節角度の画像解析によって、運動麻痺の重症度を客観的に評価できるようになった（ニューロリハビリテーション）。この研究の考え方を応用し、介護技能における介護者や被介護者の関節モーメント等の画像解析による介護技能の測定基準化の可能性について、検討を行った（研究1）。また介護動作を評価するためのフィジビリティスタディ（研究2）、既に社会実装されている、体操競技用のAI採点システム：Human Motion Analytics技術の介護分野への応用可能性（研究3）を通じて、画像解析技術を用いた介護技能評価への活用可能性について検討した。

以下、WGでの検討内容概要を示す。

1 ニューロリハビリテーションの研究と介護技術評価への活用可能性検討¹

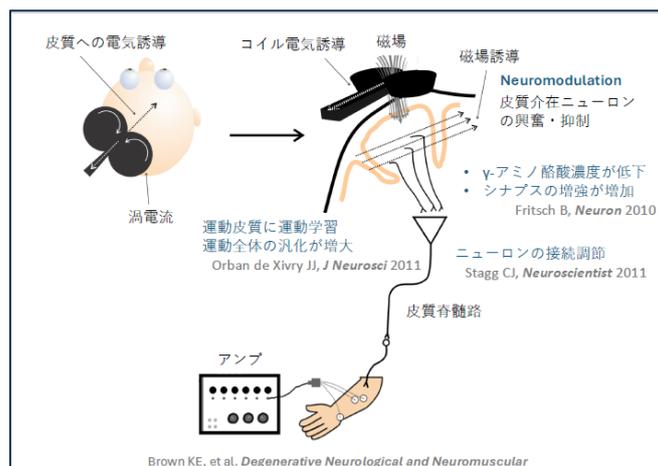
- ニューロリハビリテーション研究： 反復経頭蓋磁気刺激 集中的作業療法



脳卒中後の麻痺回復に、運動療法とともに非侵襲的脳刺激を加えて脳の神経活動を調整した手法が効果を上げている。特に、反復経頭蓋磁気刺激を適切に行うと、脳の賦活・抑制をコントロールしたあとに集中的に運動療法を行うことで運動学習効率を高められるようになっている。

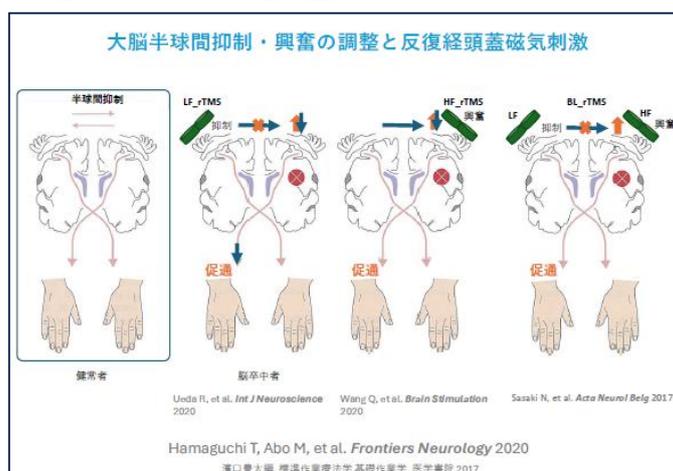
¹ 濱口委員 WG 発表資料より

● 皮質への電気誘導：



反復経頭蓋磁気刺激（rTMS）のメカニズムは、電気コイルによる磁場誘導が皮質介在ニューロンの興奮・抑制を引き起こす、この磁気刺激により、脳内でγ-アミノ酪酸濃度低下やシナプス増強、運動学習の促進など、神経調節（Neuromodulation）の効果が得られる。

● 大脳半球間抑制・興奮の調整と反復経頭蓋磁気刺激：



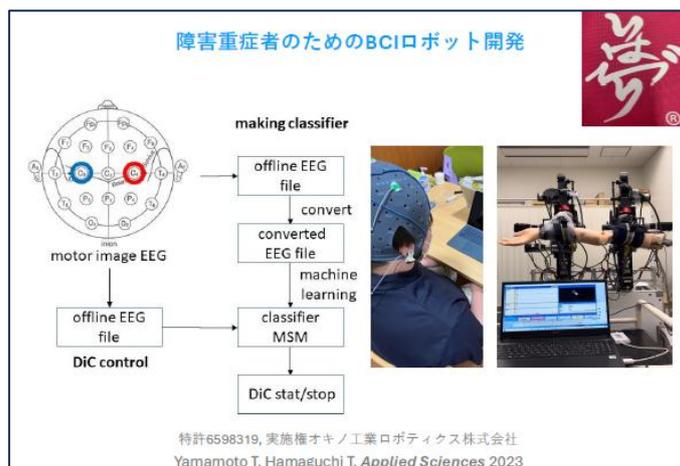
スライドは、健康者と脳卒中患者の大脳半球間抑制の違いと、それに対する低頻度rTMS (LF_rTMS)、高頻度rTMS (HF_rTMS)、両側性rTMS (BL_rTMS) の効果を示している。損傷した脳領域に対して、反対側の脳の活動が障害側を抑制する「半球間抑制」という作用が生じる。これを各種刺激法で損傷側と非損傷側の脳半球バランスを計画的に調整すると運動学習に効果が得られやすくなると考えられている。

● 麻痺した上肢を回復させる5要素：

上肢麻痺回復のための主要因子には、次の5つがある。

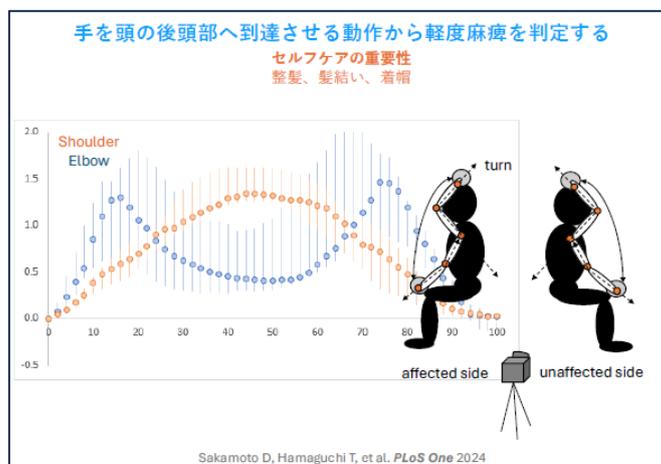
1. 使用依存的可塑性 (Use dependent plasticity)
2. タイミング依存的可塑性 (Timing dependent plasticity)
3. 報酬系を介した強化 (Reward-based reinforcement learning)
4. 教師あり学習 (Supervised learning)
5. 患者の目標に向かった努力 (Goal orientation)

- 障害重症者のためのBCIロボット開発：



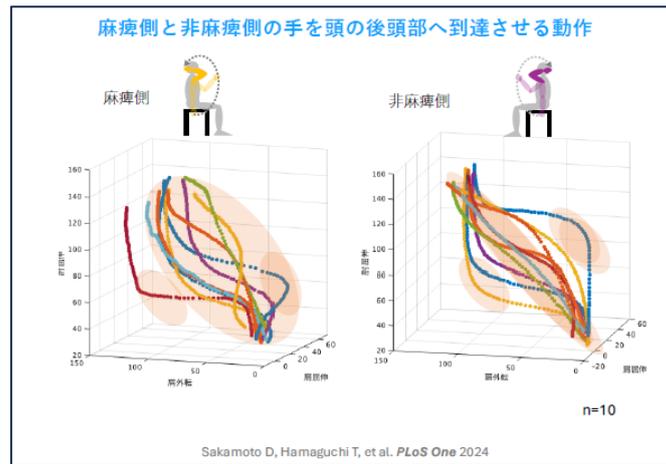
脳-コンピュータインターフェイス（BCI）を活用したリハビリテーションロボットは、脳からの運動神経伝達を電気的に測定し、末梢の筋が反応しないために生じない関節運動を他動的に支援する装置である。脳波計測と機械学習による制御システムと、上肢運動介助用ロボットで構成されている。

- 手を頭の後頭部へ到達させる動作から軽度麻痺を判定する：



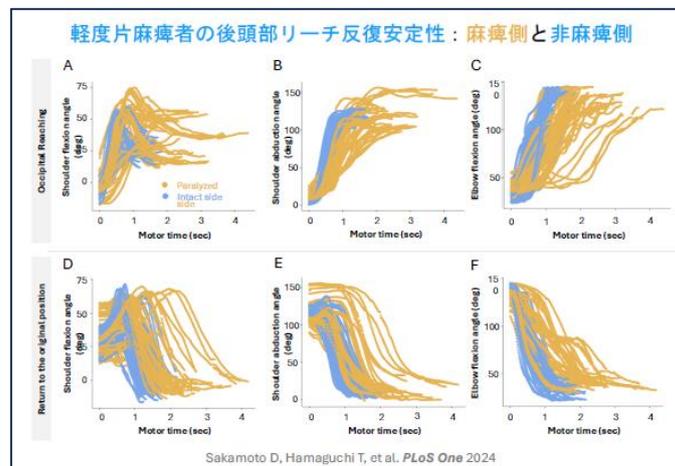
セルフケア（整髪、髪結い、着帽）に重要な後頭部への到達動作を通じて軽度麻痺を評価する方法を開発した。肩関節と肘関節の動きを解析し、麻痺側と非麻痺側の動作パターンの違いを視覚化できる。これにより、わずかな運動障害でも、判別することができるようになる。

- 麻痺側と非麻痺側の手を頭の後頭部へ到達させる動作：



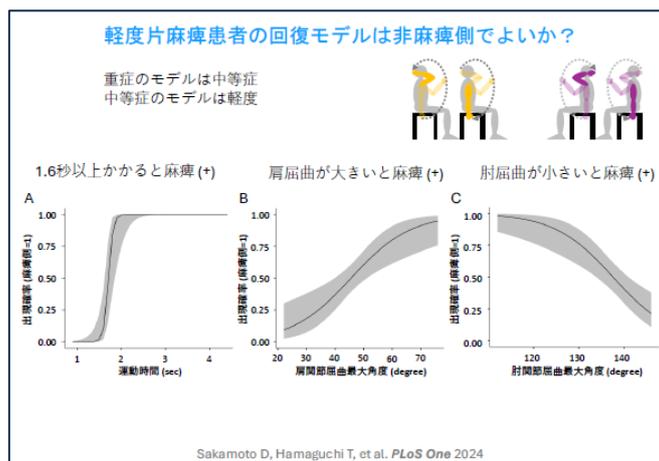
3D空間における後頭部リーチ動作の軌跡を麻痺側と非麻痺側で比較している。10名の脳卒中片麻痺患者の上肢運動を測定して、肩の外転、屈曲、肘の屈曲の違いを示した3次元プロットで、麻痺による動作パターンの違いを可視化している。これにより、運動パターンが麻痺側上肢と麻痺のない上肢で異なる特徴を捉え、軽微な麻痺を回復させる練習方法を計画する。

- 軽度片麻痺者の後頭部リーチ反復安定性：麻痺側と非麻痺側：



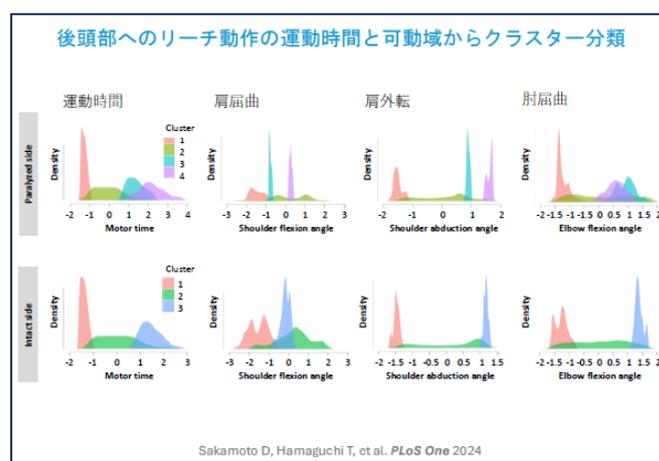
後頭部リーチ動作における肩関節屈曲角度、肩関節外転角度、肘関節屈曲角度の時間的変化を麻痺側（黄色線）と非麻痺側（青色線）で比較している。動作の安定性と再現性の違いが時間経過とともに示されている。このデータを機械学習させて、麻痺の判別ならびに適切な運動療法の計画に用いる。

- 軽度片麻痺患者の回復モデルは非麻痺側でよいか？：



麻痺の判定指標として、(A)運動時間（1.6秒以上で麻痺あり）、(B)肩屈曲角度（大きいと麻痺あり）、(C)肘屈曲角度（小さいと麻痺あり）の関係が、3次元動作解析により明らかになった。重症度に応じた回復モデルの選択基準を作成して治療計画に役立てる。

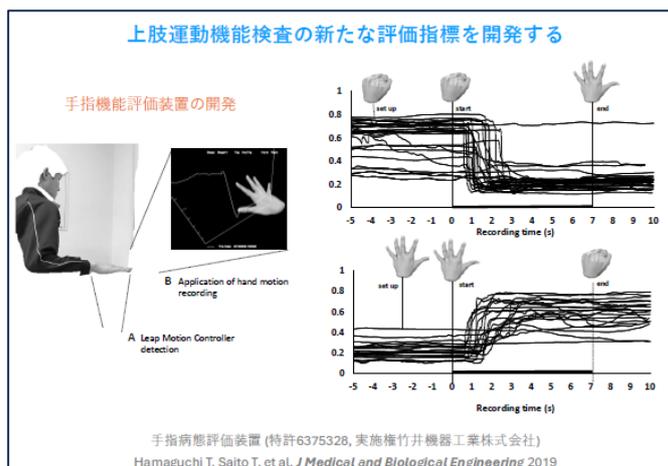
- 後頭部へのリーチ動作の運動時間と可動域からクラスター分類：



運動時間、肩屈曲、肩外転、肘屈曲の特性に基づいて患者をクラスター分析した結果を示している。麻痺側と非麻痺側のそれぞれでクラスターの分布が異なり、麻痺の程度や特性による患者グループ化の可能性を示唆している。これは、軽度の麻痺のある患者に「手を頭の上に乗せる」動作を行わせると、関節運動と運動時間で4つの群に麻痺のパターンが分類され、麻痺のない方の腕の運動パターンを目標に練習計画を立てるためのデータである。

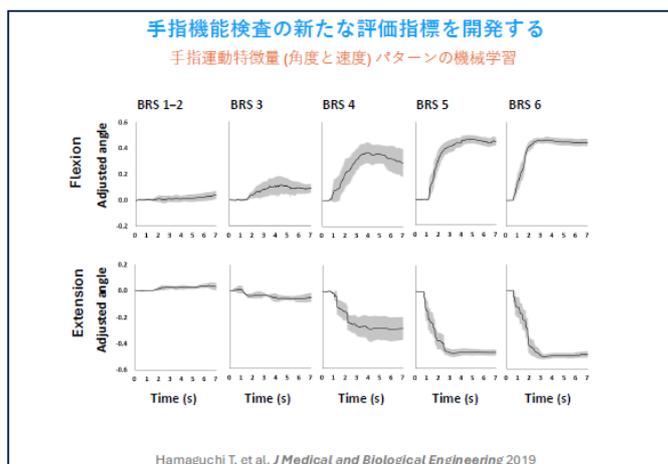
介護動作に熟達した人と、未熟な人がいたとして、それぞれの動作を機械学習させてみると、運動パターンで善し悪しが判定するための手法の1つにこの研究が活かせると思われる。

- 上肢運動機能検査の新たな評価指標を開発する：



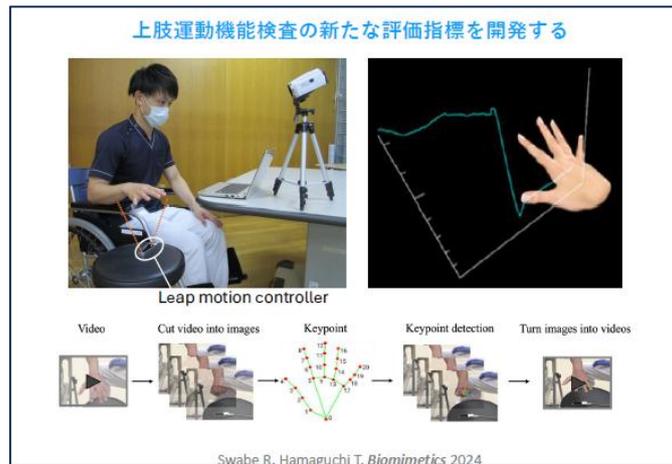
手指機能を評価するためのLeap Motion Controllerを用いた装置を開発した。手の開閉動作を測定するシステムと、その測定結果のグラフで示している。これまで、医師や理学療法士、作業療法士らが目視して判定していた麻痺の重症度を、動画撮影すれば定量的に判定することができるようになっている。

- 手指機能検査の新たな評価指標を開発する：



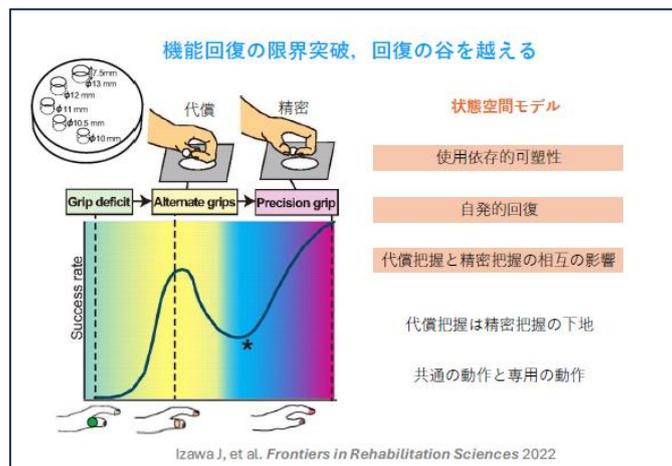
スライドは、手指の屈曲・伸展動作パターンを機械学習で分析した結果を示している。麻痺の回復度を示すBrunnstrom Recovery Stage (BRS) の各段階 (1-2, 3, 4, 5, 6) における手指運動の特徴を角度変化のグラフで視覚化し、比較することができる。

- 上肢運動機能検査の新たな評価指標を開発する：



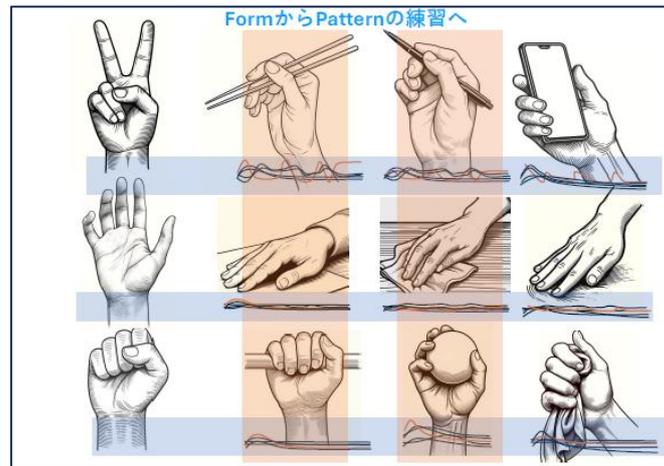
スライドは、Leap Motion Controllerを使った手指動作の評価システムを示している。画像から手の動きを検出し、ビデオをキーポイント分析することで手の運動を定量化できる。

- 機能回復の限界突破、回復の谷を越える：



把握動作の回復過程では、代償把握から精密把握への移行過程があり、そこに「回復の谷」と呼ばれる短い停滞期があることが知られている。使用依存的可塑性や自発的回復、代償把握が精密把握の基礎となる理論を基盤として、状態空間モデルを用いて「回復の谷」を乗り越える戦略が提唱されているが、このために手指の運動解析が重要である。

- FormからPatternの練習へ：



手の麻痺を回復させるための運動療法に、新しい訓練計画を提案しようとしている。手の形 (Form) から動作パターン (Pattern) への訓練移行は、さまざまな手の形と実際の日常動作 (箸、ペン、スマートフォン、タオル、握る動作など) におけるパターンにより説明できるようになってきた。手指の縦分離と横分離がその1つで、効率的に練習するシナリオを記述することが課題である。

- 麻痺した手を回復させるための運動解析：



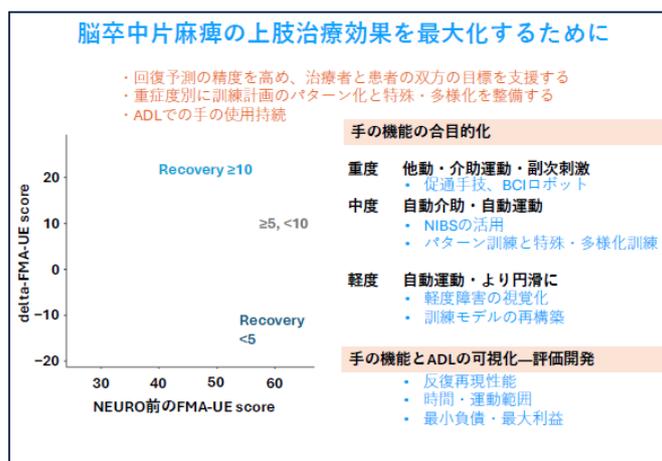
効率的な手指練習のための運動パターン分析を進めてきた。①手指の軌道パターンを再定義する (横の分離、縦の分離)、②日常生活での手指パターンから練習要素を分離する (箸や匙の使用パターン) という2つのアプローチを行っている。

● 生活で使用する手の静的型と動的型の系統仮説：



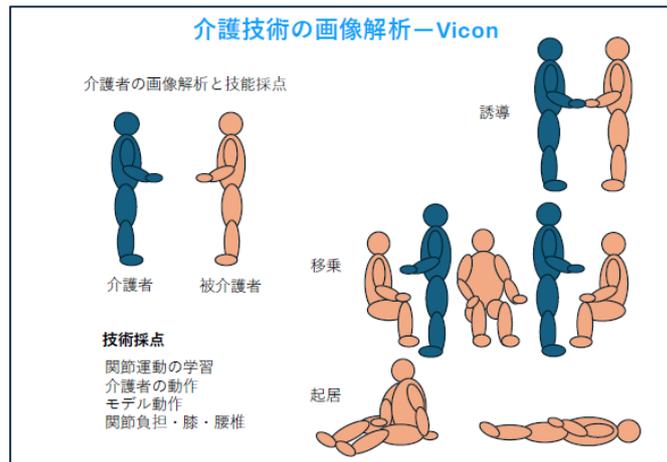
日常生活での手の使用パターンを横伸びと縦伸びの系統に分類し、ネットワーク図で示している。様々な日常動作（スマホ操作、紐結び、ドアノブ回し、物掴みなど）がどの系統に属するかを視覚化し、「脱・訓練人生」の考え方を提示している。

● 脳卒中片麻痺の上肢治療効果を最大化するために：



麻痺の回復には、重症度別の訓練計画が重要であるほか、回復予測の精度向上や患者の目標支援、などの戦略がある。重度・中度・軽度の麻痺に応じた治療アプローチ（他動運動、自動介助運動、自動運動など）と、FMA-UEスコアに基づく回復予測により、治療効果最大化の方針を提案している。

● 介護技術の画像解析-Vicon :



我々のこれまでの研究より、Viconシステムを用いた介護技術の動作解析を提案させていただいた。介護者と被介護者の相互作用（誘導、移乗、起居など）を捉え、技術採点（関節運動の学習、介護者の動作、モデル動作、関節負担など）を行う手法を考えている。

● 介護技術の学習支援 :

介護技術の学習支援

介護技術評価ルーブリック (案)

| 介護技術区分 | 評価基準 | 1点 (要改善) | 2点 (基本的) | 3点 (熟練) | 4点 (模範的) |
|--------|---------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 安全管理 | 安全性 | 危険な動作が見られる。被介護者の安全が脅かされる。 | 基本的な安全対策は行っているが、一部不十分。 | 適切な安全対策を実施。転倒リスクを最小限に抑えている。 | 適切な安全意識、予測的な危険回避行動が見られる。 |
| | 個別性への配慮 | 個別ニーズへの配慮がほとんど見られない。 | 基本的な個別性への配慮はあるが、不十分。 | 適切に個別ニーズに対応している。 | 適切な個別対応、文化的背景まで考慮した介護を行う。 |
| | 衛生管理 | 衛生管理が不十分。感染リスクが高い。 | 基本的な衛生管理は行っているが、一部不十分。 | 適切な手洗いと環境の清潔維持ができています。 | 徹底した衛生管理、予防的な対策も実施している。 |
| | チームワーク | 協力を得る判断、役割分担が不明確。連携がほとんどない。 | 協力体制と基本的な役割分担はあるが、連携に課題がある。 | 協力体制として適切な役割分担とスムーズな連携ができています。 | 適切なチームワーク、高度な連携と相互サポートが見られる。 |
| 身体 | 効率性 | 無駄な動きが多く、介助に時間がかかる。 | 基本的な効率性はあるが、スムーズな動きで効率的な介助を行う。 | 適切な手洗いと環境の清潔維持ができています。 | 徹底的な衛生管理、予防的な対策も実施している。 |
| | 姿勢と体mechanics | 不適切な姿勢が多い。腰痛リスクが高い。 | 基本的な姿勢は保持するが、一貫性に欠ける。 | 適切な姿勢と体の使い方ができています。 | 適切な姿勢の活用、長期間の介助でも疲労が少ない。 |
| | 被介護者の能力活用 | 適切な介助が自立的、自立支援の意識が低い。 | 基本的な自立支援は行っているが、一貫性に欠ける。 | 適切に被介護者の能力を活かした介助を行う。 | 適切な自立支援、被介護者の潜在能力を最大限に引き出す。 |
| | 時間管理 | 時間配分が不適切。緊急時の対応が悪い。 | 基本的な時間管理はできているが、改善の余地あり。 | 適切な時間配分と迅速な対応ができています。 | 確実な時間管理、余裕を持った対応が可能。 |
| 心理 | 心理的サポート | 心理的サポートがほとんど見られない。 | 基本的な声かけは行っているが、効果は限定的。 | 適切な励ましと共感的態度を示している。 | 適切な心理的サポート、被介護者の不安を大きく軽減。 |
| | コミュニケーション | 指示が不明確。被介護者との意思疎通が不十分。 | 基本的なコミュニケーションは取れるが、改善の余地あり。 | 明確な指示と適切な意思疎通を行う。 | 優れた対応能力、被介護者との信頼関係構築が顕著。 |

介護技術評価のためのルーブリック（評価基準表）を提案できる。安全管理、身体技術、心理面などの項目ごとに1点（要改善）から4点（模範的）までの段階評価基準を作ることによって、介護技術の学習と評価のためのフレームワークを提案できる。

2 介護動作の画像解析システム開発にあたって留意すべき事項²

(1) はじめに

介護動作の画像解析システムを開発するにあたって留意すべき事項を検討した。以下で、その要点を記す。

介護動作を実際に観測する場合、以下の二つの観点がある。

① 介護者を患者から分離して、介護者の動作だけを観測する。

この観点では、患者の状態は介護者の動作に反映されていると見る。

② 介護者と患者を協調的に動作する一体の対象として観測する。

この観点では、介護者だけを観測した場合には本質的に取得不可能な情報があると見る。

本来、介護動作は3次元空間画像（時間軸を含めるならば4次元時空情報）であるが、以下に述べる分析では、観点①に立って介護動作の2次元空間画像（時間軸を含めるならば3次元時空情報）を対象とする。3次元画像に比べて、2次元画像は観測と解析が容易である。しかしながら、2次元画像（x-y平面上の画像）ではz方向における動作に関する情報が欠落している。このような情報欠損が、介護動作の評価において決定的影響をもたらすかどうかについては、現時点では断言できない。

(2) 介護動作の観測

介護動作を観測するにあたって
(object-tracking：物体追跡の立場から)

- ・介護者が**柔らかい物体**を運ぶ様子を観測するのか？
 - ・介護者の動作だけを観測すればよい。
 - ・介護者の動作には患者の心的・肉体的情報が含まれているから。
- ・介護者と**患者との協同動作**を観測するのか？
 - ・介護者と患者を一体の物体として観測する。
- ・物体移動における**重心の軌道**を追跡すればよいのか？

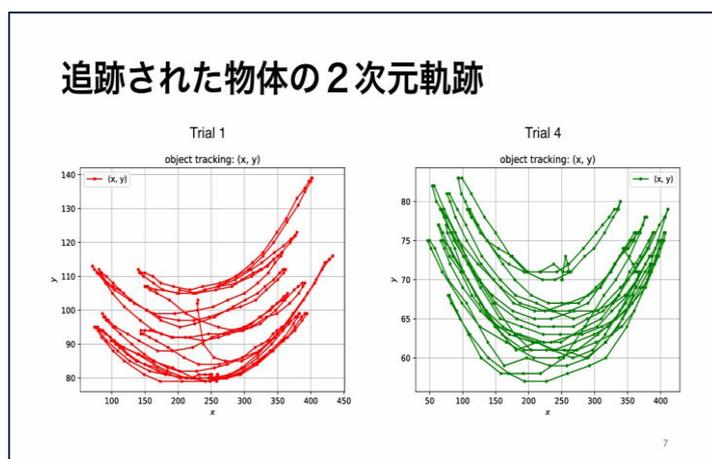
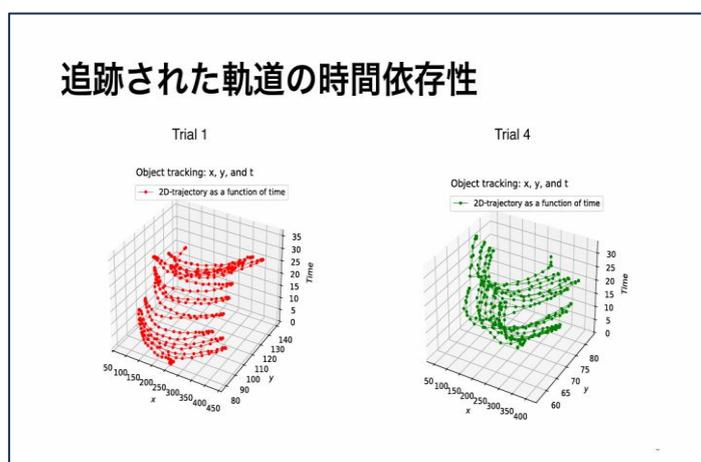
介護動作を評価する場合、(観点①の立場からは) 介護者の姿勢の時間的変化を調べることになると思われるが、本報告では、予備的検討のために、観測が容易な「物体追跡 (object tracking)」、すなわち、被験者の重心位置の軌道に関する実験結果を用いる。

² 宮野委員・筒井委員 WG 発表資料より

身体動作に関する今回の予備的実験は、以下のシステムを使用して実施された。

- ・ハードウェア：Raspberry Pi 5 (8GB), Web-camera (USB camera)
- ・ソフトウェア：Raspbian (Linux) OS, Python 3.11.2, OpenCV-contrib-python-4.10.0.84

実験は以下の手順で行われた。被験者はWeb-cameraの前で座ったままで身体の往復運動（10回の往復運動）を行う。身体の関心領域（Region of Interest, ROI）をマウスで四角く囲った領域として指定し、移動するROIをモニター上で追跡する。Web-cameraで観測されるROIの中心点軌道は2次元空間面内で往復運動を表す。この際、被験者は身体が同一の軌道上で往復運動を行うように留意する。同様な運動観測を4回行い、ROIの中心点の位置変化を時間の関数として観測した。初回の往復運動と第4回目の往復運動に関する結果を以下に示す。



被験者は単純な身体動作を行ったにもかかわらず、初回では中心点軌道のばらつきが大きく、第4回ではばらつきが顕著に減少している。これらの結果は、運動に関する学習効果を表すと思われるが、各観測回における運動のばらつきは、運動は本質的に非定常であり、正確に同一の運動を行うことは被験者にとって困難であることを反映していると考えられる。

(3) 介護動作の解析にあたって

介護動作を統計解析するにあたって
(object-tracking：物体追跡の立場から)

- 介護動作の分布は**独立・同一分布ではない**だろう。
 - 分散の比較にF検定を用いるにしても...
- 介護動作の分布は**時間的に定常ではない**だろう。
 - 介護者と患者の疲労が非定常をもたらす。
 - 介護者を患者の学習効果が非定常をもたらす。

進矢正宏, "ばらつき研究のための統計学的基础", 日本神経回路学会誌, Vol. 31, No. 1, pp. 3-11 (2024)

4

統計学的観点からは、運動軌道の分布は、同一被験者であっても、独立同一ではなく、かつ、(疲労や学習効果のために) 非定常性を有する可能性がある。介護動作の評価基準を設定する際には、実際に観測された多数の介護動作画像データの(独立同一分布と統計分布の定常性を前提とする)統計分析を用いることになるだろうが、独立同一分布の破れや非定常性を何らかの形で考慮すべきである。例えば、「正しい」介護動作は唯一解(unique solution)ではなく、ある許容範囲 ε 内にある多数の正解(ε -insensitive solutions)に対応すると考えて、一定の幅のある評価基準(一定の幅の範囲内では同一の評価スコアが与えられる)を設定すべきかも知れない。

介護動作を評価するにあたって
(object-tracking：物体追跡の立場から)

- 正しい介護動作は **unique solution** か？
 - 正しい軌道からの距離を測る。
 - 距離に応じてスコアを与える。
- 正しい介護動作は **many solutions** か？
 - 正しい軌道群がある。
 - 正解幅(ε)の中にある軌道には同じスコアを与える(ストライクゾーン)。
 - **ε -insensitive evaluation** (イブシロン不感評価)
 - **diversity** ではなく **epsilon**

3

ここまでの検討では、介護者の動作を患者の挙動から分離して、介護者の動作だけを考察の対象として扱ってきた。しかしながら、本報告の冒頭部分で述べたように、介護は介護者と患者との協調によってなされるのであり、そもそも、介護者の動作は患者の挙動から分離不可能であるとも考えられる。このような協調的挙動は非線形力学の研究対象である(線形力学系では、介護者と患者の動作が分離可能であることを前提とする、すなわち、全体は部分からなるのである)。

研究事例

工藤和俊, 岡野真裕, 紅林亘, "非線形力学系としての身体", 日本物理学会誌, Vol. 78, No. 7, pp. 390-398 (2023)

①逆相と同相の協調パターン

左右の人差し指を逆相で動かす。テンポが速くなると運動パターンが逆相から同相に切り替わる。

②HKBモデル

パターン変化は、Haken-Kelso-Bunz (HKB) モデルで記述され、パラメータ変化に伴う安定平衡点の消失として説明される。

③多重安定性、臨界揺らぎ、ヒステリシス

協調パターンの変化には、多重安定性、臨界揺らぎ、ヒステリシスなどの現象が関与している。

運動のリズムや協調パターンの変化は、力学系モデルで解析され、特性が明らかにされている。

運動の協働効果

- **情報を介してつながる身体演奏やダンス**：複数人で行われることが多く、パフォーマンスたちは情報を介して互いに動きや音を同期させる。
- **社会的環境の影響**：複数人が場を共有することで、個々の行動が変化し、相互作用によって創発現象が生じる。
- **合奏のテンポの加速**：演奏中のテンポが速くなる現象は、心理的要因や同期のためのタイミング調節が影響している可能性がある。

音楽とダンスの役割



文化的活動：音楽とダンスはヒト社会における普遍的な文化的活動で、感覚と運動の強固な関係を示す。



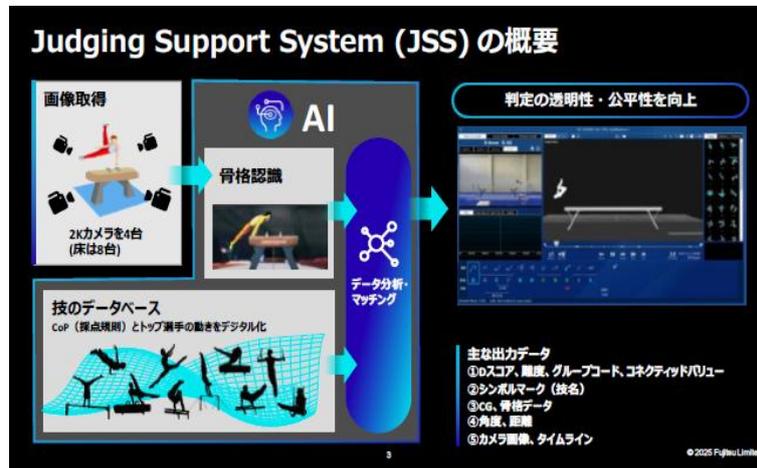
社会的親密感の向上：演奏やダンスを通じて身体運動を同期させることで、ポジティブな情動や社会的親密感が高まる。

(4) まとめ

一人の人間のリズム運動や複数の人間がかかわる集団的動作については、上のスライドに示したように注目すべき先行研究が報告されている。介護を介護者と患者との協調的動作として捉える観点では、介護者と患者の動作を一体的に画像観測し、両者の姿勢推定 (pose estimation) を深層学習 (deep learning) によって行い、「正しい」介護動作が探索される。これに関する基礎検討は実行可能である。実際、報告者らは、カーネギー・メロン大学から配布されている OpenPose-Python (制限付きフリーソフトウェア) に基づく姿勢推定ソフトウェアを開発中であり、今後、予備実験を行う予定である。

3 Human Motion Analytics 技術と介護技能評価への活用可能性³

人の動きを採点する競技において、画像解析による評価システムは、既に社会実装化されている。Human Motion Analytics 技術（富士通（株））を活用した体操競技のAI 体操採点システム（JSS: Judging Support System）は、2019年より世界選手権において採用されている。



JSSは、審判が客観的な数値を活用し、同一基準での判断を可能にすることにより、採点の公平性や透明性の向上を図ることをねらいとする。

4台のカメラ(床の場合のみ8台)で演技画像を取得し、演技画像からAIによる骨格認識技術を用いて人の3次元の骨格の位置を割り出し、骨格の位置を用いた計算により、肘や膝、腰などの角度を数値データとして提供が可能になる。

審判は数値データを選手が演技した技の判定に利用でき、例えば、下半身の姿勢が抱え込み、屈伸、伸身のどれに該当するか数値により正確に判別できる。さらに、骨格の時間的な変化がわかれば、あらかじめ用意しておいた技の辞書と突き合わせることで、体操競技で定義している技の名前を自動で判別し、JSSでは選手が実施した技を判定して出力している。



³ 本田委員 WG 発表資料より

例えば、平均台の前後開脚という技は、足が180度以上開脚されていることが技の認定条件であるが、微妙な演技が実施された場合、一瞬の目視で判断することは難しいが、本機能を使うことで実際の開脚時の角度を数値として把握することができ、審判の採点活動支援が可能になる。

最下段の画面は、本システムのAIが自動判定した演技の技の認識結果を表示している。技のD難度、C難度といった難度を判別し、最終スコアであるDスコアと共に審判に情報を提供する。審判はこの結果を活用して最終的な採点を行う。

Human Motion Analytics技術の主な技術として、以下の3点があげられる。

- ①精度向上に有用な学習データを人工的に大量に生成するフォトリアル技術： これにより手動での大量な教師データの作成を不要として、有用な学習データを人工的に大量に生成することができる。
- ②画像解析における課題であったディープラーニングによる姿勢認識のブレを大幅に低減する独自の補正アルゴリズム。
- ③人の動きを4次元（3次元+時系列）で捉え、一連の動きとして動作を認識する動作認識技術これらの技術により人の多様な動きを高精度にデジタル化する技術。

このような採点技術により、採点の公平性の担保、トレーニングの競技力向上、観戦の魅力向上を図る好循環の実現を目指しており、体操以外のスポーツや、ヘルスケア分野、といった他分野への活用もされている。(ヘルスケア分野：スマートフォン等で撮影した映像を基に、動作測定や姿勢分析により身体の状態を可視化し、適切なりハビリ・運動改善を提案。産業分野：エルゴノミクス作業負荷分析への活用。特定の動作や作業の身体への負荷を、評価し、怪我予防に向けた生産設備の最適化などに活用)

ヘルスケア領域 (Well-being/リハビリ) FUJITSU

常に一定の基準での数値表現により、目視によるブレを低減します。お客様の状況の見える化、診察時間の短縮化を実現できます。



姿勢分析がわずか10秒以内に完了
REHASAKU PostureProは、高精度で姿勢を正確に10秒以内に完了し、また、医師の負担を軽減するだけでなく、予約待ちを短縮し、患者の満足度を向上させるのに役立ちます。

© 2025 Fujitsu Limited

産業用途(エルゴノミクス作業負荷分析) FUJITSU

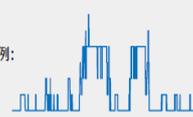
- IT/デジタル負荷評価指標で作業姿勢を評価し、怪我予防に向けて生産設備最適化

作業姿勢の可視化



REBA, OWASなどエルゴノミクス負荷評価指標に従った毎フレームごとの姿勢データのスコア化、ラベル付け

スコアの例:



ラベルの例：上体の姿勢が上腕が肩より上

複数台カメラを用いた精緻な作業姿勢データや単数カメラでの簡便に取得できる作業姿勢データによる作業姿勢の可視化

10

© 2025 Fujitsu Limited

WGでの検討を受けて

このように、画像解析による評価はすでに社会実装化されており、介護技能の画像評価においても測定値データを用いた分析可能性が検討できる。しかしながら、先述のように測定値には、一定の「ゆらぎ」が生じることがわかっており、この範囲をどのように評価基準に反映させるかが今後の課題といえる。今後に向けては、まずは、介護技能の測定値データの収集が必要であり、これを一定の基準で評価できるプログラムの開発が求められる。

第4章

介護職種の技能競技評価のあり方について

1 技能五輪全国大会に介護職種を追加する意義

技能五輪全国大会の目的は、国内の青年技能者（原則23歳以下）の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供することなどを通じ、広く国民一般に対して技能の重要性や必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることである。

新たに技能五輪全国大会に介護職種を追加することは、介護技能を社会的に認識し、評価することとなる。介護技能の専門性が公平かつ適正に評価され、目標をもちながら、やりがいをもって働き続ける環境を整え、次代を担う介護人材を育成していくことは重要である。

技能五輪全国大会への介護職種追加の意義と期待されることとして、以下のように示すことができる。

(1) 介護職種追加の意義と期待

- 介護を社会的に支える上で現場での人材確保が重要となる中、介護の技能習得を目指す青年技能者（原則23歳以下）の育成を図ることで、介護の専門的スキルが社会的に評価される機会を創出する。（人材育成、社会的評価を得る機会）
- 競技大会への参加が、介護職員並びに介護を学ぶ学生等にとっての目標となることで、自身のモチベーションを高めていける環境作りを行っていく。目標に向けた学習の過程を通じて「介護技術の向上」が図られることが期待される。（学習目標の提示、介護技能の向上）
- 技能五輪全国大会の特性に鑑み、これに取り組むことにより、教育／養成段階での介護技能の「学習」、介護現場での指導による「実践スキルの習得」、競技大会参加による「技能評価」といった流れの中で、全国共通の評価基準に基づく介護技能の向上を目指す。（教育・学習・現場OJT・大会参加が連動し往還する介護人材育成システムの構築）
- 介護技能競技を通じて、国民一般に向けて、介護福祉士の国家資格化をはじめとして介護職が長年培ってきた介護技能及び介護業務の専門性に関して、青年技能者のみならず広く国民の関心と理解を深める機会とする。（介護の魅力を伝える手段、社会的評価を得る機会）

【競技を通じて介護技能を評価することの意義】

- 介護技能競技を通じて、確立された「介護技術」と普遍的に評価できる「評価基準」を社会的に示す。
- 介護技能競技を通じて、介護職種の技能が「可視化」され、評価基準が明示されることは、「介護技術の標準化」に寄与し、ひいては提供する介護サービスの質の向上につながる。
- これらを通じて、介護人材の育成、実践的な学習及びOJT・評価の浸透、介護サービスの質向上につながることを期待される。

介護職種の競技追加により期待される効果

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ● 介護の技能向上 | ▶ 目標の提示 |
| | ▶ 他者から評価を受ける機会 |
| | ▶ ベスト／ベタープラクティスの提示 |
| | ▶ 目標達成に向けて成長に向かう機会 |
| | ▶ 競技出場を目指したOJTの促進 |
| | ▶ 介護技術の標準化 |
| ● 介護の魅力を伝える手段 | ▶ 介護人材確保・定着、活性化 |
| ● 社会的評価を得る機会 | ▶ 職業価値尊重、社会的評価、技能尊重機運醸成 |
| ● 介護専門職種等の交流の機会 | 等 |

2 評価の対象となる技能（知識・技術）の考え方

(1) 介護職種 競技課題の設定方針（対象とする介護技能）について

介護技能の評価にあたって、対象となる技能は、「学習を通じて習得可能」な能力（Skill）と整理する。技能五輪全国大会の介護職種競技追加にあたっては、対象となる介護技能について、以下のように考える。また競技課題と評価基準が、介護技能の学習に資するものとなるよう、設計する。

- 施設介護及び居宅介護に共通する技能を対象とする。
- 競技課題は、若年労働者の就労環境を反映したものとする。
- 競技課題で設定する環境は、標準的なものとする。
- 競技の客観的な評価が可能なものとする。
- 23歳以下の青年技能者（23歳以下の介護職員や介護を学ぶ学生）が、学習を通じて身に着けることができる介護技能とする。
- 競技中に表出される介護技能とする。
- 職業的卓越性が現れる介護技能とする。
- 競技課題では、根拠に基づく介護行為・対応（介護福祉士養成の過程で学習する事項）を評価する。
- 競技課題の評価（審査）は、利用者の尊厳、自立支援、利用者並びに介護者の安全への配慮を評価視点とする。
- 競技課題と評価（審査）基準は、青年技能者（23歳以下の介護職員や介護を学ぶ学生）にとっての学習に資するものとなるように設計する。
- 競技課題は、事前に公開するものとする。

(2) 23歳以下の青年技能者が学習によって修得可能な介護技能とは

青年技能者（23歳以下の介護職員や介護を学ぶ学生）の介護技能の評価にあたって、評価対象となる技能のレベル設定として、競技大会が就労前の学生や若手介護職の具体的な「目標」となり、競技大会にて「卓越」「模範」技能を現す場となることの方針を踏まえ、介護現場での実践とともに深めていく広範囲に及ぶ実践的スキル全てを対象とするのではなく、介護教育において習得必須と位置づけられる「基本介護技術」に焦点を当てて設計し、その習熟を競う設計とするの方針とした。

評価の対象となる技能は、既存の介護技術評価指標である、介護プロフェッショナルキャリア段位制度（以下、介護キャリア段位制度）の評価項目・難易度レベル設定に当てはめた場合、レベル2②相当の介護技能と整理ができる。

これらのうち、模擬による競技において表出する介護技能、現認（目視）による客観評価が可能な介護技能を対象として、構成とすることとする。

参考) 青年技能者が学習によって修得可能な介護技能：介護キャリア段位制度における評価との対応①

| レベル | わかる (知識) | できる (実践的スキル) |
|-----|--|--|
| 4 | 介護福祉士であること (国家試験合格) ※ 介護福祉士養成施設卒業者について、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4とする。 | 「基本介護技術の評価」、 「利用者視点での評価」、 「地域包括ケアシステム&リーダーシップに関する評価」 |
| 3 | 介護福祉士養成課程又は実務者研修修了 ※ 介護職員基礎研修修了でも可。 | 「基本介護技術の評価」、 「利用者視点での評価」 |
| 2 | 介護職員初任者研修修了 ※ ホームヘルパー2級研修又は1級研修修了も含む。 | 【レベル2②】 「基本介護技術の評価」、 「利用者視点での評価の一部 (「感染症対策・衛生管理」など)」 |
| | | 【レベル2①】 「基本介護技術の評価 (状況の変化に応じた対応を除く)」 *介護福祉士養成課程において、レベル2①の評価基準を用いた実習の実施を推進 |
| 1 | | |

※ レベル2②相当の実践的スキルは、「基本介護技術」を中心に構成される

参考) 青年技能者が学習によって修得可能な介護技能：介護キャリア段位制度における評価との対応②

| | | |
|-------|-------|---|
| レベル4 | | 【地域包括ケアシステム&リーダーシップ】を実践できる人材 |
| | 領域・内容 | ・地域包括ケアシステムを実践し、地域との連携強化を図ることができる (Ⅲ-1) ・チーム内でリーダーシップを発揮し、部下に対して、技術指導、業務支援、評価を行うことができる (Ⅲ-2) |
| レベル3 | | 【介護過程の展開、終末期ケア等、専門性と多職種連携等を伴う的確な介護】を実践できる人材 |
| | 領域・内容 | ・相談苦情対応ができ、対応策を実践できる (Ⅱ-1) |
| | | ・介護過程 (情報収集・計画立案・実施・評価) の展開ができる (Ⅱ-2) |
| | | ・事故発生防止の対応策を立て、実践することができる (Ⅱ-4) |
| | | ・身体拘束廃止の取組みができる (Ⅱ-5) |
| レベル2② | | 【利用者ニーズや状況の変化に応じた介護】を実践できる人材 |
| | 領域・内容 | ・状況の変化に応じた対応 (咳やむせこみ/便・尿の異常/皮膚の異常/認知症の方の対応困難な行動等) ができる (Ⅰ-5) |
| | | ・利用者特性に応じたコミュニケーションができる (Ⅱ-1) |
| | | ・感染症対策・衛生管理ができる (Ⅱ-3) |
| レベル2① | | 【基本介護技術】を実践できる人材 |
| | 領域・内容 | ・入浴介助、食事介助、排泄介助、移乗・移動・体位変換を行うことができる (Ⅰ-1~Ⅰ-4) |

※ レベル2②相当の実践的スキルは、「基本介護技術」を中心に構成される

参考) 青年技能者が学習によって修得可能な介護技能：介護キャリア段位制度における評価との対応③

| | 中項目 | 小項目(略称) | レベル2① | レベル2② | レベル3 | レベル4 |
|---|---------------------|---------------------|--------|--------|--------|------|
| Ⅰ 基本 介護 技術 の 評価 | 1. 入浴介助 | (1) 入浴前の確認 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 衣服の着脱 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (3) 洗体の介助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (4) 清拭の介助 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | ○ |
| | 2. 食事介助 | (1) 食事前の準備 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 食事介助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (3) 口腔ケア | 条件付き選択 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | ○ |
| | 3. 排泄介助 | (1) 排泄の準備 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 排泄介助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (3) おむつ交換 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | ○ |
| | 4. 移乗・移動・体位変換 | (1) 起居の介助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 車いす移乗(一部介助) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (3) 車いす移乗(全介助) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | (4) 杖歩行介助 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | 条件付き選択 | ○ |
| | | (5) 体位変換 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 5. 状況の変化対応 | (1) 咳やむせこみの対応 | | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 便・尿の異常の対応 | | ○ | ○ | ○ |
| (3) 皮膚の異常の対応 | | | ○ | ○ | ○ | |
| (4) 認知症の方への対応 | | | ○ | ○ | ○ | |
| Ⅱ 利用 者 視 点 の 評 価 | 1. 利用者・家族のコミュニケーション | (1) 相談・苦情対応 | | ①のみ○ | ○ | ○ |
| | | (2) コミュニケーション | | ○ | ○ | ○ |
| | 2. 介護過程の展開 | (1) 利用者情報の収集 | | | ○ | ○ |
| | | (2) 個別介護計画の立案 | | | ○ | ○ |
| | | (3) 個別介護計画に基づく支援実践 | | | ○ | ○ |
| | | (4) 個別介護計画の評価 | | | ○ | ○ |
| | 3. 感染症対策衛生管理 | (1) 感染症予防対策 | | ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 感染症発生時対応 | | 選択 | 選択 | ○ |
| | 4. 事故発生防止 | (1) ヒヤリハットの対応 | | ①のみ○ | ○ | ○ |
| | | (2) 事故発生時対応 | | | ○ | ○ |
| (3) 事故報告書作成 | | | | ○ | ○ | |
| 5. 身体拘束廃止 | (1) 身体拘束廃止に向けた対応 | | | ○ | ○ | |
| | (2) 身体拘束の手続 | | | ○ | ○ | |
| 6. 終末期ケア | (1) 終末期の利用者等状況把握 | | | 選択 | ○ | |
| | (2) 終末期の医療機関等連携 | | | 選択 | ○ | |
| Ⅲ & リ ー ダ ー シ ッ プ シ ス テ ム | 1. 地域包括ケアシステム | (1) 地域内社会資源との情報共有 | | | | ○ |
| | | (2) 地域内社会資源との業務協力 | | | | ○ |
| | | (3) 地域内関係職種との交流 | | | | ○ |
| | | (4) 地域包括ケアシステムの管理業務 | | | | ○ |
| | 2. リーダーシップ | (1) 現場での技術指導 | | | | ○ |
| | | (2) 部下の業務支援 | | | | ○ |
| | | (3) 評価者としての評価 | | | | ○ |

※ レベル2②相当の実践的スキルは、「基本介護技術」を中心に構成される

(3) 介護キャリア段位制度 レベル2②相当の介護技能の模擬競技での評価可能性

介護サービスは無形であり、同時性、不可逆性を特徴とするため、介護技能の評価はプロセス評価となる。ものづくりの技能のように成果物の確認や評価によることはできないため、消滅性を伴う行為・対応をどのように評価するのか、評価の方法が問われる。

また、介護の特性といえる個別・可変の状況での行為や対応といった介護の「実践的なスキル」は、実際の介護提供の場でこそ評価可能なスキルであり、状況を固定的なものとする、模擬式競技は、利用者の状態像に即した実践的なスキルの評価手法としては、本来馴染まないものといえる。

加えて、模擬競技場面での評価では、具体的に競技中の行為や対応として表出する介護技能以外の評価は難しい。

このように、介護技能を模擬競技で評価することは、介護サービスの持つ特性ゆえの難しさを有しているといえる。

競技中の表出可能性について、介護キャリア段位制度レベル2②相当の評価項目に示す介護技術の行為・対応を分解してみると、模擬競技により、第三者による視認評価が可能なもの（手技、意向確認等）と、第三者による視認評価が難しいもの（観察や思考の内容等）とに分類することができる。

また、公平性の観点から、介護提供における数多くの可変的要素につき、「仮定」の条件設定をすとの制約を受けることから、競技において評価対象となる技能は、介護現場で求められている実践的スキル（ないし介護分野で体系化された、知識・理論・技術）のうちの一部となってくる。

この点、本事業の試行競技実施では、実践の場で求められる技能のうちの一部である、競技中に表出する基本介護技術の手技、声かけ・説明といった表出される技能に焦点を当てた設計となった。

以下は、試行競技課題のうち「入浴介助+移動」における介護技能と模擬競技での評価可能性を整理した例である。

模擬競技における技能の評価可能性： 基本的介護技術「入浴介助」の例

| 基本介護技術： 入浴介助の場合 | 模擬競技中の表出 | 模擬競技中の状況再現 | 試行競技評価対象 |
|---|----------|------------|----------|
| 利用者状態像(アセスメント情報)の把握 | ○ | ○ | ○ |
| 設定環境の把握、リスクアセスメント（事前の安全確保） | ○ | ○ | ○ |
| 利用者とのコミュニケーション： 利用者との双方向対話、利用者意向の汲み取り | ○ | ○ | ○ |
| 利用者とのコミュニケーション： 利用者を不安にさせない対応、表情、丁寧さ、態度 | ○ | ○ | ○ |
| 利用者の状態に応じた介護実践： 根拠に基づく手技の正確さ、手順 | ○ | ○ | ○ |
| 利用者の状態に応じた介護実践： 利用者の身体的特徴に合わせた介助 | ○ | ○ | ○ |
| 利用者の状態に応じた介護実践： 安全確保 | ○ | ○ | ○ |
| 利用者の状態に応じた介護実践： 介助手順のスムーズさ | ○ | ○ | ○ |
| 利用者の尊厳配慮の姿勢、態度、対応 | ○ | ○ | ○ |
| 利用者状態に応じた利用者の自立支援の促し、実施 | ○ | ○ | ○ |
| 観察力（目視での確認行為） | △ | △ | ○ |
| 応用力(課題対応力)： 想定外の状況への対応力 | △ | △ | 評価対象外 |
| 応用力(課題対応力)： 原因分析力、対応策検討 | △ | △ | 評価対象外 |
| 個別ケアへの対応： 利用者の個別ニーズに応じた創意工夫の対応 | △ | △ | ○ |
| 応用力(課題対応力)： 認知症の方の BPSD 等いつもと違う行動への対応 | △ | △ | 評価対象外 |
| 利用者とのコミュニケーション： 認知症の方の特性に応じたコミュニケーション | △ | △ | ○ |
| 連携力： チームケア、他職種連携、報告・相談、記録による情報共有 | △ | △ | 評価対象外 |
| 介護過程の展開力 ※ | △ | △ | 評価対象外 |

○： 競技中の表出が可能な技能、状況の再現性がある技能、試行競技課題で評価する技能

△： 競技中の表出が難しい技能、状況の再現性が難しい技能

※： 介護過程の展開は、介護キャリア段位制度ではレベル3相当と位置づけている。

模擬競技中での技能表出が難しい技能、状況の再現性の確保が難しい技能においても、利用者状態の設定、状況設定、利用者のシナリオ設定、利用者役の対応等、精緻な条件設定を行うことで、そのうちの一部につき、スキル評価が可能となることも考えられることから、今後には、介護技能を構成する、模擬での表出が難しい技能、状況再現が難しい技能部分においても、競技での反映可能性の検討と検証を行うことが、実践の場で求められる介護技能の卓越性評価に近づけるためには、必要な検討といえる。

3 参加者（競技者）要件の考え方について

技能五輪全国大会が、介護職種の専門性を高める取り組みの一環として、介護教育の先に「目標」として位置づけられるものと整理すると、競技大会の対象者は、できるだけ幅広く設定すべきといえる。競技大会への参加が、介護職員並びに介護を学ぶ学生にとっての具体的な「目標」となり、目標に向けた学習・OJTの過程を通じて、介護技術向上がはかれることが期待される中、参加者要件については、以下のように整理する。

（1）参加者（競技者）要件の考え方について

介護人材の確保が喫緊の課題となる中で、外国人介護人材も含めた介護人材の育成及び技能向上、質の確保が重要な課題となる中、大会趣旨である技能向上の機運を高めていくためには、参加者要件は広く設定し、介護現場OJTや学びの場との連動をはかっていくべきと考える。

- 23歳以下の介護業務に従事する者（介護職員）、及び介護を学ぶ学生であること
- 介護業務に従事する者（介護職員）とは、介護を提供する事業者等に所属し、介護業務に従事している者を指す。介護業務には、高齢者向けサービス／障がい者向けサービスの別を問わない。
- 介護を学ぶ学生とは、介護福祉士を養成している学校に在籍する学生を指し、福祉系高等学校、介護福祉士養成施設の学生を想定する。
- 国籍は問わない。
- 介護福祉士資格の有無を問わない。（看護師資格を有し、介護業務に従事する者についても対象とする。）
- 法人・事業者所属の有無は問わない。

（2）参加者（競技者）の選定方法について

参加者（競技者）要件に対して、競技大会の運営を想定した場合は、大会への出場枠を設定し、大会参加者数の制限を設ける必要があるが、競技者の選定にあたっては、①関係機関や業界団体による推薦、②予選会を通じた選抜、③抽選式といった方法が考えられる。

いずれの場合でも、介護技能につき、一定の水準以上の者といった、選定基準等を明示する必要がある。競技大会においては、介護の実技競技を通じて、参加者（競技者）の介護に関する知識を前提とした介護技能を評価するものであり、推薦・選定の基準としては、参加者（競技者）に前提とされる知識と技能が備わっていることが条件となる。

そのため、具体的な参加者推薦基準ないし選定の基準としては、参加者の学習到達度の目安として、介護キャリア段位制度の評価基準のレベル2②相当の知識（介護福祉士初任者研修修了相当）及び、学習を通じて習得可能な介護技能（基本介護技術の評価、利用者視点での評価の一部、感染症対策・衛生管理等）を有しているものと団体等により判断され、かつその水準につき「模範的・卓越した対応」に該当すると判断された者等、明示することが考えられる。

団体等による参加者（競技者）推薦基準案（介護キャリア段位レベル2②相当対応案）

| 介護技能 | | 介護技能の評価視点 |
|-----------------------|---|---|
| 1. 入浴介助 | <ul style="list-style-type: none"> 入浴前の確認 衣服の着脱 洗体の介助 清拭介助 | <ul style="list-style-type: none"> 手技の正確性 介助の安全性 意向を尊重した対応 尊厳・プライバシーに配慮した対応 自立支援の促し、利用者の能力活用 対応の丁寧さ、スムーズさ |
| 2. 食事介助 | <ul style="list-style-type: none"> 食事前の準備 食事介助 口腔ケア | |
| 3. 排泄介助 | <ul style="list-style-type: none"> 排泄の準備 排泄介助 おむつ交換 | |
| 4. 移乗・移動・体位変換 | <ul style="list-style-type: none"> 起居の介助 車いす移乗（一部介助） 車いす移乗（全介助） 杖歩行介助 移乗・移動・体位変換 | |
| 5. 状況の変化に応じた対応 | <ul style="list-style-type: none"> 咳やむせこみの対応 便・尿の異常の対応 皮膚の異常の対応 認知症の方への対応 | 上記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 観察視点 原因分析 必要事項の報告・連携 |
| 6. 利用者特性に応じたコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 利用者特性に応じたコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 利用者特性に応じたコミュニケーション |
| 7. 感染症対策・衛生管理 | <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策・衛生管理 | <ul style="list-style-type: none"> 介助行為中の衛生管理、感染症防止の対応 |

→ 上記に示す介護技能について、介護技能の評価視点の全てについて「模範的・卓越している対応」と団体等において判断する者

4 介護競技の設定：模擬競技想定について

介護職種の競技方法については、試行競技実施結果を踏まえ、以下のように想定する。

(1) 介護競技方法、競技形態について

- 競技会場における介護の実技競技のみとする。(競技の場で学科試験は行わない)
- 競技者1名(個人)による職種競技とする。
- 競技時間は、1課題あたり30分以内とし、具体的には課題別に設定することとする。
- 競技者1名あたり3課題の競技の総合点で、順位を競い合うものとする。
- 競技は、完遂までの時間数を競うものではない。
- 競技は、競技エリアで示す環境において、利用者が必要とする支援を、模擬による介護技能により競技するものとする。
- 競技は、利用者役を用いた模擬型競技方式とする。

介護技能の評価にあたっては、模擬による評価、競技式、競技者1名、競技エリア環境といった制約を有するものとなる。

介護はチームケアからなるが、ここでは競技者1名による競技を想定する。このため、連携スキル等の評価を行う場合は、競技課題設定等に工夫が求められる。

試行競技における競技時間は、課題1「入浴介助(+移動介助)」、課題2「食事介助+(移動介助)」、課題3「排泄介助(+移動介助・移乗介助)」のいずれも、30分以内に収まり、課題1の所要時間は、17分、課題2は7分、課題3は18分であった。検討委員会では競技者の集中力当を考慮すると、競技時間が長いのではないかと意見もあった。実装にむけては、実際の介護現場での介助行為の所要時間数を踏まえ、大きく乖離しないように設定する必要がある。

(2) 介護競技の内容について

① 介護競技内容について

- 競技内容は、学習によって修得可能な介護技能からの出題とする。
- 競技内容は、競技者の職業的卓越性及び技能を示すものとする。
- 競技内容は、競技中に表出する介護技能から構成する。
- 競技課題は、基本介護技術（入浴介助、食事介助、排泄介助、移乗・移動・体位変換等）を中心として構成する。

具体的には、介護キャリア段位制度のレベル2②相当の介護技能を中心に構成する。

介護キャリア段位制度は、介護の実践的スキルからなる評価基準となっており、介護業務での実践の場を通じて習得するスキルから構成されている。これらはいずれも介護職種に求められる重要なスキルとして位置づけられる。

これらのうち、実践を通じて習得する介護技能と学習を通じて習得可能なものとの明確な区分は難しいものの、例えば、介護キャリア段位制度のレベル2②のうち、利用者・家族からの「相談苦情対応」のスキルや、業務を通じての「ヒヤリ・ハット視点」のなどは、実際の業務環境を前提にして、実際の業務中の実践に基づき習得されていく介護技能と整理できる。

このため、今回のように23歳以下の青年技能者を対象とする場合は、業務環境を前提とした「実践」に着目するのではなく、むしろ教育の場や学習で習得する基本の介護技能として、基本的な介護技術に着目した構成にすることとした。

【本事業における試行競技課題の例】

課題1 : 入浴介助および移動介助

課題2 : 食事介助および移動介助

課題3 : 排泄介助および移乗・移動介助

- 試行課題では、3課題とも「通所介護」・「短期入所生活介護」の設定とし、介護施設での介護提供を想定し、競技環境を表した。
- 試行課題では、1課題あたり、4m×4mのスペースでの競技とした。
- 試行課題では、3課題いずれも、共通の「利用者」の設定とした。

【試行競技用ツール】

- 競技課題（設定課題／利用者の状態／課題／競技時間／競技内容／物品要件・留意事項）（課題別）
- 競技工程概要図（課題別）
- アセスメントシート（基本情報／主訴・意向／認定情報・日常生活自立度／現在利用している介護サービス／健康状態／ADL／入浴に関する状況／食事に関する状況／排泄に関する状況／コミュニケーションにおける理解と表出の状況）（課題共通）
- 利用者役シナリオ（課題別）
- 評価票（課題別）

② 模擬競技での介護技能の表出：模擬と実演との線引き

本事業では、設定した条件・環境下での模擬による介護行為・対応として、介護技能が表出するか、評価できるかの検証を行ったところであり、試行競技の課題においては、それらの介護技能の評価が可能との結果に至った。

倫理的配慮の必要性、競技の公平性の担保の必要性、競技環境の再現性の制約がある中で、「入浴介助」における洗身行為、「食事介助」における食事摂取等は、模擬による競技とした。どこまでの行為を模擬で行い、どの行為を実演とするか、リアリティをどこまで求めるか、といった線引きについては、競技中の「介護技能の表出」と「競技の実行可能性」を条件としつつも、参加者（競技者）が技能を発揮できる環境設定の視点にも立ち、引き続きの検討が求められる。

③ 模擬競技とすることの制約：介護の実践的スキル、課題対応力との関係

模擬による競技化のメリットとしては、条件設定により競技の公平性を確保し、競技大会の実行可能性を高めることがあげられる。

一方で模擬による競技では、介護の個別性・可変性のある、介護実践の場において常に求められる、状況変化に応じた対応力（課題対応力）についての評価の仕方が難しいといった側面がある。

突発的な事態、予期せぬ事態への対応といった実践的スキルや、実際の利用者に対する、個別・可変的な状況下での観察の視点、そこからの原因分析力といった技能を評価するためには、より精緻に条件を設定し（利用者状態、設定環境の工夫、利用者役シナリオでの工夫、利用者役の対応の標準化）が必要となる。これらについて、競技として同一条件のもとで実施することができるか、競技設定の工夫が求められる。

これらの利用者状態の変化（体調変化、意向変化、感情変化等）、設定環境の安全配慮設定の仕方、突発的事項の設定、連携（他職種からの想定としての協力依頼等）の対応力評価の視点を入れ込むことにより、実際の介護業務で求められる職業的な標準に近づけることができるものと思われる。また、競技課題の難易度の調整、競技課題のバリエーションの側面からも、競技において対応力をどのように評価できるか、検討余地があるといえる。

④ 模擬競技によることの制約：条件設定において、解釈幅のある情報の扱い

試行実施競技では、条件設定として、競技課題の一部として、利用者の状態情報、利用者アセスメントシート、課題場面の設定、物品要件、留意事項を付し、利用者役には、利用者役シナリオの用意をし、競技課題の条件を揃えるよう試みた。

これらの設計上の留意事項として、こうした諸条件を受け止めて競技に臨む関係者（参加者（競技者）、利用者役、評価者）によって解釈がブレる情報・曖昧さの生じる情報は、課題に係る情報としては、排除すべきであること、アセスメント情報は、数字（データ）で示し、根拠に基づく技能が表出するように、留意すべきとった検討委員会からの指摘を得た。

また、条件設定については、設定の季節によっても対応が変わることなど、環境設定自体が競技課題となることから、いつ何時の介助行為の設定かについての特定が必要であるとの指摘も受けた。

このように模擬式の介護競技においては、利用者や状況の個別性・可変性が前提である介護技能の評価場面に、競技としての同一条件のもとで実施できるような設定が求められる。このため、実態を踏まえた仮定の「利用者状態像」、状況設定の仮定・特定、起きる事象の仮定・特定を精緻に設定し、かつ曖昧さの残る不完全な情報は設定から排除し、課題作成を行うこととする。

なお、実際の介護業務において、介護過程を展開していくに当たっては、ICFの構成要素に即した利用者の生活支援に資する情報は、多岐に及ぶものとなることが想定されるが、試行競技課題設計においては、介護技能の評価に焦点を当て、介護技能の根拠に資する、必要最小限の利用者状態情報を示す方針とした。

(3) 利用者役の設定について

介護技能の評価は、対人サービスにおけるプロセス評価であり、模擬競技においては、利用者役の対応の標準化が、競技の公平性を担保する。そのため利用者役の詳細設定と、利用者役シナリオ設定、利用者演技の標準化が競技条件となる。

模擬による競技においては、利用者役に同一の条件設定での演技を求めするため、競技課題作成では、実践的スキルの評価可能性の側面のみならず、利用者役の演技の標準化の観点からも実行可能性を踏まえて作ることが重要といえる。

介護職種の競技大会における利用者役のあり方については、以下のように整理の上、大会実装に向けての準備を行うことが考えられる。

【利用者役についての考え方】

- 課題別に、利用者役のシナリオを設定し、具体的な状況や課題を再現することで、実際に近い条件を作りだすこととする。
- 1課題あたり、利用者役は2名（男性1名、女性1名）以上を配置し、原則参加者（競技者）は同性による介護を条件とした競技設定とする。
- 複数の利用者役が必要になる場合は、体格差による不利益が生じないように、利用者役の体格を一定の基準に合わせる。
- 利用者役は、競技大会開催前までに、利用者役研修等（利用者シナリオ、利用者動作動画等を用いた研修）を受けなければならない。
- 利用者役は、介護技能に精通し、介護に係る専門知識を有する者（介護福祉士）、人間工学・運動機能に関する専門知識を有する者（作業療法士、理学療法士）等の専門資格保有者であることが望ましい。
- 競技課題で設定する利用者状態にあわせ、利用者役の関節運動を装具を使って既定する方

法等も考えられる。

人間動作にはゆらぎが生じることは、本事業の動画検証解析WGにおいても指摘されたが、競技という視点で見た場合、利用者役の疲労の影響等、利用者役の対応の差異が大きいと、競技の公正性・公平性が担保されなくなる可能性がある。このため、標準化方策は必須であり、課題設定上の工夫や専用研修を行う必要がある。利用者役専用研修の手法としては、「利用者役シナリオ」に沿った動作や言動について「動画化」することで再現性を高め、標準化を図る等の方法が考えられる。1課題あたり複数組の利用者役を確保する場合は、より一層標準化確保にむけた対応が必要となる。このように介護職種で競技化を成立させるには、幾重もの可変的要素を、ある条件で仮定し、一定の枠の中に固定化させることが必要となる。

介護職種に関する模擬による競技においては、利用者役の対応や動作を設定条件に揃えることが前提となる。この点、医療分野では、模擬患者（standardized patient）の概念や模擬患者を用いた教育手法が採用されているが、介護においては、その技能は個別性・可変性のある状況への対応力、生活支援のスキルが求められる中で、模擬型学習では実践的スキルの育成は難しいことから、教育手法としては一般的とはなっていない。人形等による模擬実習は行われているものの、介護で求められる技能の一部に対応するまでである。この点、介護分野の競技化を通じて、ある仮定の条件下での対応として、利用者役研修を作成し実施することは、有意義な検討となる可能性があるが、この場合でも、あくまで介護で求められる実践スキルの一部の模擬練習に過ぎず、現場OJTの代替としては不十分といえる。

5 評価・採点方法について

本事業では、技能五輪全国大会の評価基準の考え方に即して、以下のように評価基準の整理を行った。具体的で測定可能な評価基準を設定し、参加者（競技者）の行為・対応の仕方を評価すること（Measurement基準）、また行為・対応の質の評価すること（Judgement基準）、これらは参加者（競技者）の行為・対応を目視及び競技動画映像により確認し、評価できるように設定すること、とした。なお、試行競技実施における評価票は、第2章「試行競技を通じた評価のあり方の検討」に示す。

（1）介護職種の評価基準（採点基準）の設計について

① 評価基準（採点基準）設計について

評価・採点方法については以下のように整理する。

- 採点方法は、原則加点方式による。
- 評価基準（採点基準）において、競技失格・採点対象外に該当する事項を示すこととする。
- 競技課題の評価基準は、介護技能のプロセス評価の基準とする。
- 評価視点：競技課題に対応し、利用者の尊厳の保持、利用者の自立支援、利用者主体、利用者及び介護者の安全、根拠に基づくケアの実践の観点から、評価基準を構成する。
- 競技課題の評価基準については、大項目・中項目・小項目、詳細で構成される。
- 競技課題の評価基準については、介護現場、介護の教育の場での学習に資する内容とする。
- 競技課題の評価基準については、介護現場、介護教育の場での学習促進につながるよう、大項目・中項目・小項目等につき、公表を想定する。
- 課題の評価基準（採点基準）は、メジャメント（Measurement：測定）基準またはジャッジメント（Judgement：判定）基準により評価（採点）される。

基準案

メジャメント（Measurement：測定）基準の評点：できていたか・できていなかったか
基準を達成：満点（満点）
基準の一部を達成（部分点）
達成していない：評点なし（0点）

ジャッジメント（Judgement：判定）基準の評点：どの水準でできていたか

4段階評価（0～3に分類の上、得点化）

- 3：標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出し、バリエーションも多い
- 2：標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出している
- 1：標準的な介助
- 0：標準以下、または未実施

- 評価視点は、競技で表出する介護技能に対して、客観的及び現認（及び映像確認）により、確認可能な行為・対応に基づくものとして設計する。
- 評価基準設定の考え方としては、1）競技中に介護技能として表出するもののうち、実施の有無として、「できていたか／できていなかったか」が現認（及び映像確認）にて分別可能なものについては、メジャメント（Measurement：測定）基準として落とし込み、2）介護の基本理念（利用者の尊厳、意向尊重、自立支援、安全確保）が、介護者の行為や対応に表出されていたか否かの観点について、ジャッジメント（Judgement：判定）基準として評価する構成とする。
- ジャッジメント（Judgement：判定）基準においては、評価プレをなくすため、評価視点を明示する。

【介護技能の手技（根拠に基づく介護の実施）】

- 基本介護技術（根拠）に基づく行為・対応の実施、手順（→測定基準）
- 行為・対応の丁寧さ、行為・対応のスムーズさ（→判定基準）

【意向確認（利用者主体の介護）】

- 利用者の意向確認の実施（行為・対応）（→測定基準）
- 意向確認の仕方、コミュニケーション（→測定基準、判定基準）

【介護の基本理念に基づく行為・対応（利用者の尊厳保持、自立支援の介護）】

- 介護の基本理念に基づく行為・対応の実施（→測定基準）
- 尊厳尊重の仕方（→測定基準、判定基準）
- 自立支援の仕方（→測定基準、判定基準）

【安全配慮】

- 利用者への安全確保の対応（→測定基準、判定基準）
- 介護者にとっての安全確保の対応（→測定基準、判定基準）

② 評価基準案の整理と課題

試行競技課題に対応した評価基準案の考え方では、介助行為を分解の上、目視で確認（現認）できるものについては、できるだけ測定可能な基準（Measurement基準）として整理した上で、質的評価に関して、判定（Judgement）基準として落とし込んでいる。このため、介護行為1つに対して、測定基準において評価する側面と、判定基準として側面とが生じる設計となっている。（測定基準と判定基準の整理）

また、測定基準については試行課題1：81項目、課題2：48項目、課題3：73項目に及び、現認評価が可能か、項目数妥当性についての検証が必要となる。（項目数）

明示した測定（Measurement）基準は、手技や言葉かけといった現認できるものとしているが、介護者自身の目視行為の確認（競技者の目線の評価）といった観察に係る視点が基準に含まれているため、評価手法とともに、改めて検証を行う必要がある。（競技中の表出が難しい介護技能の評価のあり方）

判定（Judgement）基準については、質的評価である中で、4段階の区分を示すとともに、小項目に対応する形で、詳細（評価基準）を示している。

例えば、「競技課題1 判定（Judgement）基準 1. 介助の安全性」については、小項目として「利用者及び介護者の双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない方法で介助が行われていたか」としているが、具体的にはどのような行為が該当するのかについて、本案に例示を付すことが必要である。（判定基準のブレをなくすための対応）

さらに、判定基準は4段階評価（0～3のいずれか）としている中、介護分野における「標準」のレベルが示されていない中では、0～3のいずれとするかについては、本課題用に、「標準」を設定の上、振り分けていく必要があるため、実装の前に「標準」設定のための事例の収集プロセスを経る必要がある。（標準設定のための対応）

判定（Judgement）基準については、評価者（審査員）の主観を伴うものであることから、この具体的な例示の列挙と、標準設定を行い、どの程度の評価のブレが生じるか検証を行い、例示列挙の充実や、評価者間のすり合わせ、競技ツール（課題設定の仕方、シナリオの整備等）による調整などをはかることが求められる。（判定基準のブレをなくすための対応）

(2) 評価方法について：複数名による現認評価と競技動画映像による補完

介護技能という消滅性・無形性・不可逆性の性質を有するプロセス評価において、公平公正な評価の実施のためには、複数名による評価体制を組む必要がある。試行競技課題では、例えば課題1入浴介助では、測定基準と判定基準の計約100項目に及ぶ評価基準についての確認・採点を求めることとなった。

介護行為の現認評価においては、複数名による体制に加え、必要な場合は競技動画映像にて補完することを提案する。

- 競技課題の評価は、評価者（審査員）が介護技能の実技競技に立ち会う形での「現認」による評価を基本とする。現認による評価を補完する目的として、競技中の技能についての動画撮影を行う。
- 競技中の技能撮影は、各競技エリアの四方4点にカメラを設置して行うことを想定する。
- 審査体制については、複数名による評価体制を組む。
- 課題別（入浴、食事、排泄）に、評価（審査）チームを設けることを想定する。
- 評価者（審査員）は、競技開始前までの期間に、採点研修等を受けることとする。

試行競技における競技中の技能動画の撮影では、競技エリアの四方に計4か所の動画撮影カメラを配置して記録を試みた。この手法では、介護者の介助動作、手技についての正面映像が得られないことから、距離感の確認できないものであったが、競技における介助者と利用者の身体の重なりによる、手技確認や目線確認が追えない、死角の発生については、4点のカメラのいずれかで手技・動作を追うことができ、手法として有効であることが確認できた。

評価チームあたりの評価者人数については、案として、3名の評価者（審査員）による現認評価及び1名の評価者（審査員）による映像確認、これに競技全体を統括する主査1名を加えた審査体制を提示した。この点、公正な評価の実施は絶対条件であるものの、過度に重装となる審査体制は好ましくない、との検討委員会での意見も示された。実装に向けては、試行の場を設け、実施可能性の検証を行い、必要人員体制を検討する必要がある。

また評価手法は、できるだけ測定可能な客観評価によるべく、評価は評価者（審査員）に限る設計とし、利用者評価（利用者役による評価）といった手法は用いないものとする。

(3) 加点方式、不適切行為の評価の考え方

試行競技課題に対応して作成した評価基準（審査基準）は、加点式による評価を想定し基準化した。競技大会中の競技者による不適切な行為に関する評価方法としては、①技能五輪全国大会競技規則において、競技規則に違反した者は、定められたペナルティの対象となることや、失格について規定されているが、対人への行為・対応を競う介護職種競技では、介護職種独自の不適切行為規定が必要と考える。

試行競技課題の評価基準では、失格・採点対象外に該当する事項として、以下のように整理する。

【失格・採点対象外と認められる事項の考え方】

- 競技中の介護行為において、安全配慮に欠け、「事故」発生が予見されると認められる行為（利用者役に危害を与える恐れのある行為、競技中の参加者（競技者）の怪我の恐れがある行為）
- 競技中の介護行為において、「事故」に該当すると認められる行為（利用者役に危害を与える行為、競技中の利用者役の転倒、競技中の参加者（競技者）の怪我）

競技課題1 試行競技課題の評価基準としては、判定（Judgement）基準として、「中項目：介助の安全性」「小項目：利用者及び介護者双方にとって、より安全性が高く、より負担の少ない介助が行われたか」「詳細（評価基準）：介助中怪我が発生した、あるいは危険と判断した場合「0」とし、本競技の失格事由とする」と示している。

なお、実装に向けては、介護職種独自となる競技に際しての遵守事項／禁止事項を整理する必要がある。

(4) 介護技能の順位付けを目的とした評価基準

一般に、資格試験や認定制度において合否判断を行う際の評価基準（水準に達しているかどうかの評価基準）では、基準を達成することが到達目標となる。参加者（競技者）が、既定の基準をクリアしているか、一定の質を確保できているかどうかにより焦点が当てられる。

一方、順位付けを目的とした競技では、参加者同士を比較して、誰が最も優れているかの競争要素が強くなり、他者を上回る成績（得点）を出すことが目標になる。合否のための評価基準と、競争のための評価基準ではその目的は異なる中、第2章で示した評価基準案の測定基準は、一定の水準を満たしているかどうかを確認する、認定制度の評価基準や介護福祉士養成の過程で学ぶ専門職にとっては必須の介護技能から構成している。

本事業では、順位付けを想定して、課題中の複合的な介護技能からなる各評価視点をクリアしているかどうか（Measurement（測定）基準を満たしているかどうか）の合計と、競技者の技能の精緻な差を評価するための、質的評価の視点（Judgement（判定）基準によるレベル分け）を組み合わせにより案を示した。

案に示すJudgement（判定）基準では、4段階評価でレベルの「標準」が評価者（審査員）間で認識されていることが前提としているが、介護分野において、「標準」レベルの認知や「最高到達点」の技能レベルとは、根拠をもって明示されていないのが実状である。

このような介護分野における対応の「一般的な水準」や「最高到達点」といった技能の順位付けの根拠については、これらの根拠となる介護技能データの入手を経る必要があるため、現段階の評価基準案は、競技における順位付けの目的としたものとしては、課題を有している。

このように、介護を競技化に落とし込むためには、当該業界における水準の認知が前提となるといえ、ここに競技化への課題が指摘できる。

今後に向けては、本事業で作成した評価基準（審査基準）を用いるためには、妥当な評価・審査が可能かどうかは、検証の機会を設け、競技大会用の「標準」を設定の上で、評価者（審査員）間で共通の認識に立つための研修等を設ける必要がある。

6 評価者（審査員）の要件について

（1）評価者（審査員）の要件について

介護職種の競技大会において、公平公正なプロセス評価を行うためには、評価者（審査員）は、介護技能の分野を熟知している専門家であることが望ましく、かつ複数の目線による偏りのない評価が行われる必要がある。評価者（審査員）の要件について、本事業では以下のように整理した。なお、技能五輪全国大会の競技規則では、評価者（審査員）を担う者（競技規則では、競技委員と称される）には、競技開始前までの期間に、採点研修等を受けることが義務付けられている。

【評価者（審査員）の要件】

- 以下に定める選任基準のいずれかに該当するとして、関係機関又は業界団体等から推薦を受けた者であって、競技委員会の承認を受け、主催者から委嘱された者とする。
 - ・ 介護職種に係る十分な実務経験を有し、介護技能等に精通していると認められ、推薦される者
 - ・ 介護技能に関する評価についての経験を有すると認められ、推薦される者
 - ・ その他、上記項目に相当すると認められ、推薦される者
- 関係機関又は業界団体からの推薦にあたっては、以下に示す介護技能に係る評価スキルを有する者の選定が望ましい。
 - ・ 「介護」及び「介護現場」に精通し、エビデンスに基づく高い専門知識を有していること。
 - ・ 利用者（要介護者）の状態像に応じた、身体介護技術を有すること。
 - ・ 利用者（要介護者）の状態像に応じて、必要とされる介護内容の把握が適切に行えること。
 - ・ 競技において介護職が行う介護行為について、それが利用者の状態に応じたものであるかを見極めることができること。
 - ・ 競技において行われている介護行為に対する観察力を有すること。
 - ・ 公平・中立な立場で、客観的に判断することができること。

これらの条件を満たす者として、介護キャリアプロフェッショナル段位制度のアセッサー（評価者）、介護技能実習評価試験の試験評価者、国内の介護技能コンテスト等の審査員等が想定される。

参考 技能五輪全国大会競技規則 競技委員の職務

技能五輪全国大会の競技委員は、主に以下の職務を担うこととされている。

- ・ 競技課題及び実施要領（採点基準を含む。）の作成及び管理
- ・ 競技準備（技術委員との連携を含む。）
- ・ 競技実施の指揮及び進行
- ・ 競技作品の採点及び技術委員会への報告
- ・ その他競技の円滑な実施に必要な事項
- ・ 競技委員の中から主査を互選する。競技主査は、その他の競技委員等を指揮する。

検討委員会においては、評価者（審査員）として、介護技能を多職種の専門領域から多角的にみる視点が求められるといった意見や、上記専門性を有する介護教育専門家による視点も有用、といった意見が示された。また、介護技能の専門性を有することが必要として、介護業務に係る経験年数についても要件化すべき、との意見も示された。

技能五輪全国大会で評価者（審査員）の役割を担うのは、「競技委員」とされており、「競技委員」は審査の他、競技課題の作成、大会運営に関わるとの位置づけとされているが、審査の視点、また競技課題」および「評価基準」の作成の段階においても、介護専門職のみならず、PT,OT等の専門職の人間工学観点からの知見や、介護教育専門家の知見も得ながら作成・実施していくことが必要、との意見が示された。

7 その他、競技大会の運営に係る事項について

技能五輪全国大会においては、基本的には技能五輪全国大会規則に即して実施することとなるが、介護分野の持つ特性から、競技にあたっては、独自の規則・要項を設けて実施する必要がある。

以下、競技運営に係る考え方について示す。

(1) 競技環境要件の設定：競技に用いる物品等の考え方

【競技に用いる物品類等についての考え方】

競技に用いる物品類については、予め明示することとし、参加者（競技者）の物品持ち込みは不可とする。模擬による競技においては、競技環境設定は、競技課題の一部となり、共通の条件・制約下での介助行為・対応を競い合うこと、競技では競技設定環境化での対応力を評価するものとする。しかしながら、設定する環境によって、引き出される介護技能は変わってくるものであることから、参加者（競技者）が介護技能を最大限発揮できるよう設備環境を提供すべきところである。

試行競技において使用した物品については、第2章に示すとおりであり、列挙する物品類は競技成立に最低限必要なものとした。

競技課題で使用する福祉機器類の選定にあたっては、福祉用具関係団体の協力のもと、全国介護事業者における汎用モデルを選定することとする。

(2) その他競技運営に係る事項の考え方

【参加者（競技者）へのフィードバック】

競技大会は、介護現場の学習、介護教育の場での学習と連動させ、技能向上につなげていけるように設計すべきである。このため、参加者（競技者）には、評価者（審査員）からの結果のフィードバックの機会を確保することを想定する。

【予選会・選抜の考え方】

競技大会にむけては、関係団体等からの推薦式による参加者選抜を想定する。

今後に向けては、競技会場、競技日数、競技時間の関係から、必要に応じて、予選会等の設置が必要となることが予想され、その選抜方法についての協議・検討が別途必要となってくる。

本事業の動画検証解析WGでは、予選会や選抜の手法として、将来的には画像評価の技術の活用可能性（二次元アプリケーションの活用等）についても論じられた。

(3) 介護競技のプレゼンテーションの考え方

介護職種の競技化の目的の一つに、介護の魅力を伝え、介護職種の価値や重要性を伝えることがあげられる。この点、介護職種の競技は、ものづくりに示されるような視覚化できる成果物が伴わず、行為・対応のプロセスの評価によるため、従来職種とは趣向を異にし、介護職種競技独自の競技運営が求められる。

介護技能として、例えば介助者による「見守り」の一評価視点を取り上げても、設定課題の状況ごとに根拠があり、利用者状態、課題設定の状況に応じた、「適切」とされる立ち位置が存在する。これらは単なる視覚情報からだけでは、技能のポイント読み取れないことが予想される中、行為や対応の意味するところにつき解説を付すことは、介護職種への理解と関心を得るきっかけとなることが期待される。

自立支援の配慮、尊厳の配慮、利用者の安全を生み出す技能など、介護職種における評価視点の共有には、専門家解説ないし、ガイド表示等の解説を付し、競技の介護技能が何を示しているのか、介護特有の要素を競技においてどう取り入れているのかを伝えることにより、介護への理解や関心を得るよう取り組むことも有用と思われる。

全ての競技職種に共通的な事項については、「技能五輪全国大会 競技規則」（技能五輪全国大会技術委員会）を遵守しなければならないこととされている。

また今後、競技職種ごとに設置される「競技委員会」において、競技を運営するために必要となる「競技職種実施要領」を作成し公表することとなる。

このため、本調査研究事業では、「技能五輪全国大会 競技規則」を踏まえつつ、競技委員会にて検討する「競技職種実施要領（介護職種）」のベースとなる事項について整理する。

【技能五輪の目的】

- ・ 国内の青年技能者（原則23歳以下）の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供することなどを通じ、広く国民一般に対して技能の重要性や必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図る。

【介護職種追加の意義と期待】

- ・ 介護を社会的に支える上で、現場での人材確保が重要となる中、介護の技能習得を目指す青年技能者（原則23歳以下）の育成を図ることで、介護の専門的スキルが社会的に評価される機会を創出する。
- ・ 競技大会への参加が、介護職員並びに介護を学ぶ学生等にとっての目標となり、自身のモチベーションを高めていける環境作りを行う。
- ・ 目標に向けた過程を通じて「介護技術の向上」が図られることが期待される。
- ・ 技能五輪全国大会の特性に鑑み、これに取り組むことにより、教育／養成段階での介護技能の「学習」、介護現場での指導による「実践スキルの習得」、競技大会参加による「技能評価」といった流れの中で、全国共通の評価基準に基づく介護技能の向上を目指す。
- ・ また、介護技能競技を通じて、国民一般に向けて、介護福祉士の国家資格化をはじめとして介護職が長年培ってきた介護技能及び介護業務の専門性に関して、青年技能者のみならず広く国民の関心と理解を深める機会とする。

【競技を通じて介護技能を評価することの意義】

- ・ 介護技能競技を通じて、確立された「介護技術」と普遍的に評価できる「評価基準」を社会的に示す。
- ・ 介護技能競技を通じて、介護職種の技能が「可視化」され、評価基準が明示されることは、「介護技術の標準化」に寄与し、ひいては提供する介護サービスの質の向上につながる。
- ・ これらを通じて、介護人材の育成、実践的な学習及びOJT・評価の浸透、介護サービスの質向上につながることを期待される。

【介護職種競技で対象とする介護技能の範囲及びレベル】

- ・ 施設介護及び居宅介護に共通する技能を対象とする。
- ・ 競技課題は、若年労働者の就労環境を反映したものとする。
- ・ 競技課題で設定する環境は、標準的なものとする。
- ・ 競技課題で設定する環境は、競技の客観的な評価を可能とする。
- ・ 23歳以下の若年層の大会とする。
- ・ 競技内容は、青年技能者（23歳以下の介護職員）や介護を学ぶ学生が、学習によって修得可能な介護技能とする。
- ・ 競技課題では、根拠に基づく介護行為・対応（介護福祉士養成の過程で学習する事項）を評価する。
- ・ 競技課題の評価（審査）は、利用者の尊厳、自立支援、利用者並びに介護者の安全への配慮を評価視点とする。

【参加者（競技者）要件】

- ・ 23歳以下の介護業務に従事する者（介護職員）、及び介護を学ぶ学生
- ・ 介護業務に従事する者（介護職員）とは、介護を提供する事業者等に所属し、介護業務に従事している者を指す。介護業務には、高齢者向けサービス／障がい者向けサービスの別を問わない。
- ・ 介護を学ぶ学生とは、介護福祉士を養成している学校に在籍する学生を指し、福祉系高等学校、介護福祉士養成施設の学生を想定する。
- ・ 参加にあたり、国籍は問わない。
- ・ 参加にあたり、介護福祉士資格の取得を問わない。

【参加者（競技者）募集方法】

- ・ 23歳以下の介護業務に従事する者（介護職員）
 - ・ 関係機関又は業界団体の推薦 または介護事業者（法人）を通じた応募申込
- ・ 23歳以下の介護を学ぶ学生
 - ・ 関係機関又は業界団体の推薦 または学生の所属する学校の推薦
- ・ 介護職種追加にあたっては、関係団体等からの推薦式による参加者選抜にて実施する。
- ・ 今後に向けて、予選会等の設置等、参加者の選抜方法については別途検討を行う。

【競技の実施方法】

- ・ 競技会場における介護の実技競技のみとする。学科試験は行わない。
- ・ 競技者1名（個人）による職種競技とする。
- ・ 競技時間は、1課題あたり30分以内とし、具体的には課題別に設定することとする。
- ・ 競技者1名あたり3課題の競技の総合点で、順位を競い合うものとする。
- ・ 競技は、競技エリアで示す環境において、利用者が必要とする支援を、模擬による介護技能により競技するものとする。
- ・ 競技は、利用者役を用いた模擬型競技方式とする。

【競技内容】

- ・ 競技内容は、学習によって修得可能な介護技能からの出題とする。
- ・ 競技内容は、競技者の職業的卓越性及び技能を示すものとする。
- ・ 競技内容は、競技中に表出する介護技能から構成する。
- ・ 競技課題は、基本介護技術（入浴介助、食事介助、排泄介助、移乗・移動・体位変換等）を中心として構成する。

【競技の課題の取り扱い】

- ・ 競技課題は、事前に公開する。

【利用者役の配置】

- ・ 課題別に、利用者役のシナリオを設定する。
- ・ 1課題あたり、利用者役は、2名（男性1名、女性1名）以上を配置し、原則参加者（競技者）は同性による介護を条件とした競技設定とする。
- ・ 複数の利用者役が必要になる場合は、体格差による不利益が生じないように、利用者役の体格を一定の基準に合わせる。
- ・ 利用者役は、競技大会開催前までに、利用者役研修等（利用者シナリオ、利用者動作動画等を用いた研修）を受けなければならない。
- ・ 利用者役は、介護技能に精通し、介護に係る専門知識を有する者（介護福祉士）、人間工学・運動機能に関する専門知識を有する者（作業療法士、理学療法士）等の専門資格保有者であることが望ましい。
- ・ 競技で設定する利用者状態にあわせ、利用者役の関節運動を装具を使い既定する方法であれば、資格要件等を設けずに、実施することも想定される。

【競技に使用する物品類等について】

- ・ 参加者（競技者）の機器等の持ち込みは不可とする。
- ・ 競技に使用する機器等は、予め明示する。

【競技の進行の仕方】

- ・ 各競技課題は、各競技エリアで、同時に進行する。
- ・ 各競技課題ごとに、評価者（審査員）チームを配置する。
- ・ 競技中は、参加者（競技者）は控室で待機し、他参加者（競技者）の競技を見学することはできないものとし、公平性を確保する。

【競技中のペナルティ】

- ・ 競技規則に違反した者は、定められたペナルティの対象となる。ペナルティには、失格、採点対象外を想定する。

【失格・採点対象外と認められる事項】

- ・ 競技中の介護行為において、安全配慮に欠け、「事故」発生が予見されると認められる行為（利用者役に危害を与える恐れのある行為、競技中の参加者（競技者）の怪我の恐れがある行為）
- ・ 競技中の介護行為において、「事故」に該当すると認められる行為（利用者役に危害を与える行為、競技中の利用者役の転倒、競技中の参加者（競技者）の怪我）
- ・ 競技規則の失格（1.3.1）に該当する行為
 - ・ 競技規則及び競技職種限定規則に関する重大な違反
 - ・ 故意による大会又は競技に関する施設・設備等の破損
 - ・ 窃盗（私物又は大会の器具、材料、若しくは消耗品）
 - ・ 詐欺（情報の改ざん等）
 - ・ 身体的暴力又はいじめ
 - ・ 公然わいせつ行為
 - ・ 会場に関連する場所への故意による損害
 - ・ その他技術委員会において失格に相当すると認められるもの

【評価基準（採点基準）について】

- ・ 採点方法は、原則加点方式による。
- ・ 競技課題の評価基準は、介護技能のプロセス評価の基準とする。
- ・ 評価視点：利用者の尊厳の保持、利用者の自立支援、利用者主体、利用者及び介護者の

安全、根拠に基づくケアの実践の観点から、評価基準を構成する。

- ・ 競技課題の評価基準については、大項目・中項目・小項目、詳細で構成される。
- ・ 評価基準（採点基準）において、競技失格・採点対象外に該当する事項を示す。

- ・ 課題の評価基準（採点基準）は、メジャメント（測定）基準またはジャッジメント（判定）基準により評価（採点）される。
- ・ メジャメント（測定）基準の評点：（できていたか／できていなかったか）
 - ・ 基準を達成：満点（満点）
 - ・ 基準の一部を達成（部分点）
 - ・ 達成していない：評点なし（0点）

- ・ ジャッジメント(判定)基準の評点：（どの水準でできていたか）
 - ・ 3：標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出し、バリエーションも多い
 - ・ 2：標準的な介助と比較して、より多くの対応が表出している
 - ・ 1：標準的な介助
 - ・ 0：標準以下、または未実施

【評価方法（採点方法）について】

- ・ 競技課題の評価は、介護が対人サービスであることの特徴を踏まえ、評価者（審査員）が介護技能の実技競技に立ち会う形での「現認」による評価を基本とし、競技映像を現認評価の根拠を補完すること及び競技の安全性を確保する等の目的で用いることとする。
- ・ 1 競技課題ごとに評価者（審査員）チームによる評価によるものとする。（複数名による評価）
- ・ 評価チームは、課題別（入浴、食事、排泄）に計3チーム設ける。
- ・ 評価者（審査員）は、競技開始前までの期間に、採点研修等を受けることにより、審査の均質性を担保するものとする。
- ・

【評価基準（採点基準）の取り扱い】

- ・ 競技課題の評価基準の大項目・中項目・小項目については、公表することとする。

【参加者（競技者）へのフィードバック】

- ・ 参加者（競技者）には、評価者（審査員）からの結果のフィードバックの機会を確保する。

【評価者（審査員）の要件】

- ・ 以下に定める選任基準のいずれかに該当するとして、関係機関又は業界団体等から推薦を受けた者であって、競技委員会の承認を受け、主催者から委嘱された者とする。
 - ・ 介護職種に係る十分な実務経験を有し、介護技能等に精通していると認められ、推薦される者
 - ・ 介護技能に関する評価についての経験を有すると認められ、推薦される者
 - ・ その他、上記項目に相当すると認められ、推薦される者

- ・ なお、関係機関又は業界団体からの推薦にあたっては、以下に示す介護技能に係る評価スキルを有する者の選定が望ましい。
 - ・ 「介護」及び「介護現場」に精通し、エビデンスに基づく高い専門知識を有していること。
 - ・ 利用者（要介護者）の状態像に応じた、身体介護技術を有すること。
 - ・ 利用者（要介護者）の状態像に応じて、必要とされる介護内容の把握が適切に行えること。
 - ・ 競技において介護職が行う介護行為について、それが利用者の状態に応じたものであるかを見極めることができること。
 - ・ 競技において行われている介護行為に対する観察力を有すること。
 - ・ 公平・中立な立場で、客観的に判断することができること。

本事業では、介護職種の模擬型の競技大会を想定し、技能評価のあり方の検討を行った。

実際の介護の提供場面で求められる、個々の利用者に応じた、状況の個別性・可変性に対応する実践的なスキルは、模擬式競技のもとでは評価対象には落とし込むことは難しい中、実践的スキルの評価は実践の場でしかできないとの前提の上で、本事業では介護の基本的な介護技術の一部の技能を切り出し、複数の仮定を設定し、技能評価の可能性を検討した。

介護という、個別性・可変性のもとで発揮される技能を、順位付けを想定した「競技」として適合させるには、介護技能を選定の上で複数の可変的要素につき、条件設定が必要となる。

複数の可変的要素の条件設定の必要から、競技課題の介護技能設定、利用者状態像設定、競技環境要件設定、利用者役の対応の仕方設定（シナリオ）、評価基準設定のそれぞれが、矛盾なく連なるよう作成したところである。今後に向けては、本事業でとりまとめた最終的な案についての再現性検証、実行可能性検証を踏まえた実装が必要である。

（1）競技課題について

介護職種競技で設定する介護技能が、競技設定の想定どおりに表出可能かどうか、条件設定の妥当性についての検証が必要である。

● 競技用の条件設定の検証

- ・ 条件設定として矛盾がないか。
- ・ 競技の場で再現できるか。
- ・ 技能の根拠として曖昧さを生じさせるような条件提示になっていないか。
- ・ 不要な条件設定になっていないか。

● 競技課題内容の検証

- ・ 競技課題内容の妥当性（介護技能が評価できるか）
- ・ 模擬による競技の妥当性（介護技能が表出されるか）
- ・ 難易度設定の検証
- ・ 競技設定環境検証（介護技能が表出されるか）
- ・ 倫理的配慮、安全配慮が必要な場面での競技ルールの設定・検証、不適切行為の整理と明文化・基準化

● 利用者役の標準化

- ・ 利用者役研修（利用者動作動画等）

● その他、競技会場・必要物品リスト等

- ・ 施工を伴う物品類の検討（手すり設置、ドア設置等、競技環境検討）

(2) 評価基準について

本事業では、介護技能について、測定可能な基準（Measurement基準）を用いた分別（できたか／できなかったか）による評価と、これらの介護技能の差異を、判定（Judgement）基準を用いて4段階で評価する基準案を作成したところである。

評価基準については、測定（Measurement）基準数の妥当性（試行課題1：83項目、課題2：49項目、課題3：74項目）、内容妥当性、質的評価である判定（Judgement）基準内容の妥当性についての検証、具体的な例示列举の追加が必要である。

特に判定（Judgement）基準においての4段階分類においては、競技用に「水準」を設定する必要があり、水準設定用の試行が必須となる。

● 競技場面での検証（測定基準・判定基準）

- ・ 評価者（審査員）が現認（及び映像確認）により、評価できるか。
- ・ 評価基準の妥当性検証

● 判定（Judgement）基準の例示列举の付記

- ・ 詳細（評価基準）に該当する具体的な行為の例示列举を示す。
- ・ 不適切行為の整理と明文化、評価基準との対応。

● 採点方法検証（測定基準・判定基準）

- ・ 得点配分を設定と採点結果の検証
- ・ 評価者（審査員）間での評価のブレの検証
- ・ 順位付けの検証

● 順位付けの根拠検証(測定基準・判定基準)：技能の「水準」設定のためのデータ収集と検証

- ・ 競技用の「水準」設定のための介護技能データ収集：卓越した対応の介護技能データの収集と分析

● 評価者（審査員）の標準化

- ・ 評価基準使用に向けた研修の実施

(3) 競技対象とする介護技能と評価のあり方の検討

介護職種で対象とする技能の設定については、本事業においては、介護キャリア段位制度のレベル2②相当として、課題と基準を作成した。将来的に策定が求められる介護職種の職業基準（Occupational Standards）においても本整理を踏まえて作成する場合、レベル対象となる介護技能のうち、本事業案では課題化・基準化できていない技能が残される。

具体的には、状況の個別可変性を踏まえた実践的な対応力、観察力、連携力といった技能の評価については、条件設定の上での競技化、評価基準化にむけての検討が残されている。

● 課題対応力評価の可能性

- ・ 介護の個別可変性を踏まえた実践的なスキルの評価のうち、競技に落とし込める介護技能の検討と検証（状況変化への対応、観察、連携視点等）。競技課題の難易度設定、バリエーション増につなげる検討。競技設定と実際の介護場面との乖離をどこまで縮小できるかの検討。

(4) 介護技能の測定基準化（客観基準化、根拠提示）に向けた検討

本事業では、既存の介護技術評価基準を用いつつ、介護技能の測定基準化を試みた。既存の評価基準の構成要素を分解することによる測定基準化を試みたが、根拠として実証されていないもの、対応方法が一つではなく、標準化に及んでいないものについては、測定基準化には及ばないことが確認された。

介護技能として示される手技として、測定基準化で示されるものは一部のものに限られるのが現状である中で、本事業では、介助行為の動作解析を通じて、「安全」な介護技能の根拠が数値的に示せるのではないかと、この観点から検討を行った。

利用者の着座介助、立位介助時の事故の問題や、介護職の腰痛予防につながる介助姿勢といったこと背景には、介護技能の可視化が示されていないことがあるといえ、現在数値的な根拠をもって明示できていない介護技能について、介助に係る測定値データの集積と動作解析の試み、測定基準の提示は、介護技能向上に資するものといえる。

● 安全な介護技能に関する測定評価基準化の検討

- ・ 本事業WGで検討した、安全な介助姿勢、介助動作に関するAIを用いた画像による介護技能評価の可能性の検討。「安全」介護技能の測定評価基準化の検討。
- ・ 画像による介護技能評価は、競技大会の評価のあり方、予選会等の選手選抜方法の提示につながる可能性がある。

(5) 介護職種の競技大会実装に向けて

技能五輪全国大会では、技能五輪全国大会職業標準（Japan Skills Occupational Standards(JSOS)）を策定し、公表することとされている。第62回大会競技規則によれば、職業標準には、「競技職種に関する技能の特性と背景、実社会での職務における関係性が盛り込まれている必要」があること、「競技課題と採点基準は、職業標準に基づく必要がある。」との規定（3.3）が示されている。今後に向けては、競技化で示される介護技能が介護職種で求められる技能の一部であることを踏まえた上で、職業標準の策定が求められる。本事業では、職業標準に相当する考え方として、全国共通で用いられる介護技術の評価指標である、介護キャリア段位制度の評価基準の考え方をういて整理し、レベル2②相当の介護技能に対応する競技課題と採点基準のベースとなる評価（審査）基準案を作成したところである。

介護職種の競技化を競技の公正性・公平性を担保しながら実装しようとするためには、本来可変要素である事項を、条件設定の上で、一律のものとして行う必要があるため、模擬環境の精緻な設計が求められる。加えて、介護の競技化においては、介護分野に求められる「水準」についても、競技大会用に仮定し、設定することが求められる。介護技能のプロセス評価を競技手法で実施することは、成果物評価が可能な職種との競技とは大きく趣きが異なることを踏まえておく必要がある。

今後に向けては、介護分野の青年技能者に競技大会という「目標」が具体的に明示され、「評価基準」を鍵とした、それに向けての教育現場での学習や、介護提供現場でのOJTが推進されていくこと、そして介護技能の向上に向けた連動が図られるよう、「評価システム」として構築され機能していくことが期待される。

この事業は、厚生労働省 令和6年度老人保健健康増進等事業
(老人保健事業推進費等補助金)の一環として行われたものです。

厚生労働省 令和6年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する
調査研究 事業報告書

令和7年3月 発行

内容照会先 一般社団法人 シルバーサービス振興会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-14-2
イトーピア岩本町ANNEXビル5階

TEL. 03-3862-8061 FAX. 03-3862-8065